

令和8年第1回定例会会議録

令和8年第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期31日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
2月17日	火	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・菊池養生園保健組合議会議員の選挙・議案上程・提案理由説明
2月18日	水	休 会	議案調査
2月19日	木	休 会	議案調査
2月20日	金	休 会	議案調査
2月21日	土	休 会	（市の休日）
2月22日	日	休 会	（市の休日）
2月23日	月	休 会	（市の休日）
2月24日	火	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
2月25日	水	本会議	一般質問
2月26日	木	本会議	一般質問
2月27日	金	休 会	議案調査
2月28日	土	休 会	（市の休日）
3月1日	日	休 会	（市の休日）
3月2日	月	休 会	議案調査
3月3日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月4日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月5日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月6日	金	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月7日	土	休 会	（市の休日）
3月8日	日	休 会	（市の休日）
3月9日	月	休 会	議事整理
3月10日	火	休 会	議事整理

月 日	曜日	区 分	日 程
3月11日	水	休 会	議事整理
3月12日	木	休 会	議事整理
3月13日	金	休 会	議事整理
3月14日	土	休 会	(市の休日)
3月15日	日	休 会	(市の休日)
3月16日	月	委員会	予算決算常任委員会
3月17日	火	休 会	議事整理
3月18日	水	休 会	議事整理
3月19日	木	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

令和8年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

2月17日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	17
2. 本日の会議に付した事件	19
3. 出席議員氏名	21
4. 欠席議員氏名	21
5. 説明のため出席した者の職氏名	21
6. 事務局職員出席者	22
7. 開 会	23
8. 開 議	23
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	23
10. 日程第2 会期の決定	23
11. 日程第3 議事第1号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙	24
12. 日程第4 議案第1号及び議案第2号 一括上程・説明・質疑・討論 ・採決	24
13. 日程第5 議案第3号 上程・説明	28
休 憩	28
開 議	28
質疑・討論・採決	29
14. 日程第6 議案第4号から議案第40号まで一括上程・説明	29
休 憩	41
開 議	41
説明	41
15. 日程通告 散会	56
2月18日（水曜日） 休 会	
2月19日（木曜日） 休 会	
2月20日（金曜日） 休 会	
2月21日（土曜日） 休 会	
2月22日（日曜日） 休 会	
2月23日（月曜日） 休 会	
2月24日（火曜日） 本会議	頁

1. 議事日程第2号	59
2. 本日の会議に付した事件	59
3. 出席議員氏名	59
4. 欠席議員氏名	59
5. 説明のため出席した者の職氏名	60
6. 事務局職員出席者	60
7. 開 議	61
8. 日程第1 委員会付託	61
9. 日程通告 散会	64

2月24日（火曜日） 予算決算常任委員会

2月25日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	67
2. 本日の会議に付した事件	67
3. 出席議員氏名	67
4. 欠席議員氏名	67
5. 説明のため出席した者の職氏名	68
6. 事務局職員出席者	68
7. 開 議	69
8. 日程第1 一般質問	69
(1) 泉田栄一朗議員質問	69
「民生委員・児童委員及び主任児童委員について」	69
○古吉京子健康福祉部長答弁	70
泉田栄一朗議員質問	70
○古吉京子健康福祉部長答弁	70
泉田栄一朗議員質問	71
○古吉京子健康福祉部長答弁	72
泉田栄一朗議員質問	72
○古吉京子健康福祉部長答弁	73
泉田栄一朗議員質問	73
○古吉京子健康福祉部長答弁	74
泉田栄一朗議員質問	74
○江頭実市長答弁	75

休 憩	76
開 議	76
(1) 田中教之議員質問	76
「安心安全なまちづくりについて」	76
○開田智浩総務部長答弁	77
田中教之議員質問	78
○開田智浩総務部長答弁	80
(2) 田中教之議員質問	81
「公共交通政策について」	81
○宇野木浩二政策企画部長答弁	81
田中教之議員質問	82
○宇野木浩二政策企画部長答弁	83
田中教之議員質問	83
○江頭実市長答弁	84
(3) 田中教之議員質問	85
「道路整備について」	85
○久川知己建設部長答弁	86
田中教之議員質問	86
○江頭実市長答弁	88
昼食休憩	88
開 議	89
(1) 島春代議員質問	89
「保育施設での紙おむつの負担軽減について」	89
○古吉京子健康福祉部長答弁	89
島春代議員質問	90
○古吉京子健康福祉部長答弁	90
島春代議員質問	91
○古吉京子健康福祉部長答弁	92
島春代議員質問	92
○古吉京子健康福祉部長答弁	92
(2) 島春代議員質問	93
「あいのりタクシーの利用について」	93
○宇野木浩二政策企画部長答弁	94
島春代議員質問	94

○宇野木浩二政策企画部長答弁	94
島春代議員質問	95
○宇野木浩二政策企画部長答弁	95
島春代議員質問	95
○宇野木浩二政策企画部長答弁	96
休憩	97
開議	97
(1) 猿渡美智子議員質問	97
「本市農業の課題について」	97
○松永哲也経済部長答弁	97
猿渡美智子議員質問	98
○松永哲也経済部長答弁	99
猿渡美智子議員質問	99
○松永哲也経済部長答弁	101
(2) 猿渡美智子議員質問	101
「包括的性教育について」	102
○前川幸輝教育部長答弁	103
猿渡美智子議員質問	104
○前川幸輝教育部長答弁	105
猿渡美智子議員質問	105
○音光寺以章教育長答弁	106
(3) 猿渡美智子議員質問	107
「学校給食について」	107
○前川幸輝教育部長答弁	108
猿渡美智子議員質問	108
○前川幸輝教育部長答弁	108
猿渡美智子議員質問	109
○前川幸輝教育部長答弁	109
猿渡美智子議員質問	109
○前川幸輝教育部長答弁	110
猿渡美智子議員質問	110
○前川幸輝教育部長答弁	110
猿渡美智子議員質問	110
○前川幸輝教育部長答弁	111

9. 日程通告 散会	112
------------	-----

2月26日（木曜日） 本会議 **頁**

1. 議事日程第4号	115
2. 本日の会議に付した事件	115
3. 出席議員氏名	115
4. 欠席議員氏名	116
5. 説明のため出席した者の職氏名	116
6. 事務局職員出席者	116
7. 開 議	117
8. 日程第1 一般質問	117
(1) 安武睦夫議員質問	117
「菊池市地域公共交通計画について」	117
○宇野木浩二政策企画部長答弁	118
安武睦夫議員質問	118
○宇野木浩二政策企画部長答弁	119
安武睦夫議員質問	119
○宇野木浩二政策企画部長答弁	122
安武睦夫議員質問	122
○松永哲也経済部長答弁	124
安武睦夫議員質問	124
○江頭実市長答弁	125
(2) 安武睦夫議員質問	125
「これまでの一般質問に対する答弁後の対応について」	126
○開田智浩総務部長答弁	126
安武睦夫議員質問	127
○開田智浩総務部長答弁	127
安武睦夫議員質問	128
○宇野木浩二政策企画部長答弁	129
○開田智浩総務部長答弁	129
安武睦夫議員質問	129
○開田智浩総務部長答弁	130
安武睦夫議員質問	130
○開田智浩総務部長答弁	131

安武睦夫議員質問	131
○江頭実市長答弁	132
休 憩	133
開 議	133
(1) 緒方哲郎議員質問	133
「花房さくら坂公園について」	133
○久川知己建設部長答弁	133
緒方哲郎議員質問	133
○久川知己建設部長答弁	134
(2) 緒方哲郎議員質問	135
「高齢者福祉について」	135
○古吉京子健康福祉部長答弁	136
緒方哲郎議員質問	137
○古吉京子健康福祉部長答弁	137
緒方哲郎議員質問	138
○古吉京子健康福祉部長答弁	138
緒方哲郎議員質問	139
○古吉京子健康福祉部長答弁	139
緒方哲郎議員質問	139
○古吉京子健康福祉部長答弁	140
緒方哲郎議員質問	141
○古吉京子健康福祉部長答弁	142
緒方哲郎議員質問	143
○古吉京子健康福祉部長答弁	143
緒方哲郎議員質問	144
○古吉京子健康福祉部長答弁	144
(3) 緒方哲郎議員質問	145
「本市農業について」	145
○松永哲也経済部長答弁・訂正	146
緒方哲郎議員質問	146
昼食休憩	147
開 議	147
(1) 福島英徳議員質問	147
「河川管理について」	147

○久川知己建設部長答弁・訂正	148
福島英徳議員質問	148
○久川知己建設部長答弁	149
福島英徳議員質問	149
○久川知己建設部長答弁	149
福島英徳議員質問	149
休憩	150
開議	150
○久川知己建設部長答弁	150
福島英徳議員質問	150
○久川知己建設部長答弁	151
福島英徳議員質問	151
○江頭実市長答弁	152
福島英徳議員質問	152
休憩	153
開議	153
(1) 木下雄二議員質問	153
「子育て支援について」	153
○古吉京子健康福祉部長答弁・訂正	154
(2) 木下雄二議員質問	154
「道路整備について」	155
○松永哲也経済部長答弁	155
○久川知己建設部長答弁	156
(3) 木下雄二議員質問	156
「農地等災害復旧事業について」	157
○江頭実市長答弁	157
(4) 木下雄二議員質問	158
「九州産廃菊池事業所廃止後の地元水迫地区への対応について」	158
○高島英輔市民環境部長答弁	159
(5) 木下雄二議員質問	159
「菊池市公共施設等総合管理計画について」	160
○前川幸輝教育部長答弁	161
木下雄二議員質問	162
○江頭実市長答弁	163

(6) 木下雄二議員質問	163
「国道387号沿いの追尾型太陽光発電事業について」	163
○高島英輔市民環境部長答弁	164
木下雄二議員質問	165
○高島英輔市民環境部長答弁	165
木下雄二議員質問	165
○高島英輔市民環境部長答弁	165
木下雄二議員訂正	165
木下雄二議員質問	166
○江頭実市長答弁	166
木下雄二議員質問	166
9. 日程第2 議案第41号 上程・説明	167
質疑	168
荒木崇之議員質疑	168
○開田智浩総務部長答弁	168
荒木崇之議員質疑	169
○松永哲也経済部長答弁	169
荒木崇之議員質疑	170
休憩	170
開議	170
○松永哲也経済部長答弁	170
委員会付託	171
10. 日程通告 散会	171
2月27日(金曜日)	休 会
2月28日(土曜日)	休 会
3月1日(日曜日)	休 会
3月2日(月曜日)	休 会
3月3日(火曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月4日(水曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会

3月5日（木曜日）	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月6日（金曜日）	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月7日（土曜日）	休 会
3月8日（日曜日）	休 会
3月9日（月曜日）	休 会
3月10日（火曜日）	休 会
3月11日（水曜日）	休 会
3月12日（木曜日）	休 会
3月13日（金曜日）	休 会
3月14日（土曜日）	休 会
3月15日（日曜日）	休 会
3月16日（月曜日）	予算決算常任委員会
3月17日（火曜日）	休 会
3月18日（水曜日）	休 会

3月19日（木曜日）	本会議	頁
1.	議事日程第5号	175
2.	本日の会議に付した事件	175
3.	出席議員氏名	175
4.	欠席議員氏名	176
5.	説明のため出席した者の職氏名	176
6.	事務局職員出席者	177
7.	開 議	178
8.	日程第1 各常任委員長報告	178
	・総務文教常任委員長報告	178
	・福祉厚生常任委員長報告	181
	・経済建設常任委員長報告	182
	・予算決算常任委員長報告	184
	質疑	188
	討論（議案第26号、議案第41号）	

	(1) 荒木崇之議員討論	188
	採決（議案第4号～議案第25号及び議案第27号～議案第40号）	189
	採決（議案第26号）	189
	採決（議案第41号）	190
9. 日程第2	議案第42号 上程・説明	190
	休憩	191
	開議	191
	質疑・討論・採決	191
10. 日程第3	議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号 一括上程・説明	
	・質疑・討論・採決	191
11. 日程第4	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	193
12. 閉会		194

第 1 号

2月17日

令和8年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和8年2月17日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議事第1号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙
- 第4 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和7年度菊池市一般会計補正予算 第13号)
- 議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和7年度菊池市一般会計補正予算 第14号)
- 一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第3号 菊池市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 議案第4号 菊池市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 菊池市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第7号 菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 菊池市教育振興小川奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 菊池市例規の見直しに伴う総務課関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議案第15号 菊池市例規の見直しに伴う保育園関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第16号 菊池市例規の見直しに伴う高齢支援課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第17号 菊池市例規の見直しに伴う健康推進課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第18号 菊池市例規の見直しに伴う農林整備課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第19号 菊池市例規の見直しに伴う下水道課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第20号 令和7年度菊池市一般会計補正予算（第15号）
- 議案第21号 令和7年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第22号 令和7年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 令和7年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第24号 令和7年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 令和7年度菊池市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 令和8年度菊池市一般会計予算
- 議案第27号 令和8年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第28号 令和8年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第29号 令和8年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第30号 令和8年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第31号 令和8年度菊池市下水道事業会計予算
- 議案第32号 第3次菊池市総合計画（基本構想・後期基本計画）の策定について
- 議案第33号 菊池市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市市民会館）
- 議案第35号 財産の無償譲渡について
- 議案第36号 財産の無償譲渡について
- 議案第37号 財産の無償譲渡について
- 議案第38号 菰入新橋旧橋橋台撤去受託工事の施行に関する基本協定の締結について
- 議案第39号 工事請負契約の変更について
- 議案第40号 市道路線の認定について
- 一括上程・説明



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事第1号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙

日程第4 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和7年度菊池市一般会計補正予算 第13号)

議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和7年度菊池市一般会計補正予算 第14号)

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第3号 菊池市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第4号 菊池市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 菊池市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第7号 菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 菊池市教育振興小川奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 菊池市例規の見直しに伴う総務課関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第15号 菊池市例規の見直しに伴う保育園関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議案第16号 菊池市例規の見直しに伴う高齢支援課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第17号 菊池市例規の見直しに伴う健康推進課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第18号 菊池市例規の見直しに伴う農林整備課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第19号 菊池市例規の見直しに伴う下水道課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第20号 令和7年度菊池市一般会計補正予算（第15号）
- 議案第21号 令和7年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第22号 令和7年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 令和7年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第24号 令和7年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 令和7年度菊池市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 令和8年度菊池市一般会計予算
- 議案第27号 令和8年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第28号 令和8年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第29号 令和8年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第30号 令和8年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第31号 令和8年度菊池市下水道事業会計予算
- 議案第32号 第3次菊池市総合計画（基本構想・後期基本計画）の策定について
- 議案第33号 菊池市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市市民会館）
- 議案第35号 財産の無償譲渡について
- 議案第36号 財産の無償譲渡について
- 議案第37号 財産の無償譲渡について
- 議案第38号 菰入新橋旧橋橋台撤去受託工事の施行に関する基本協定の締結について
- 議案第39号 工事請負契約の変更について
- 議案第40号 市道路線の認定について

一括上程・説明

出席議員（18名）

1番	城	太志郎
2番	欠	員
3番	安武	睦夫
4番	稲繼	智康
5番	古田	浩敏
6番	島	春代
7番	大山	宝治
8番	田中	教之
9番	福島	英徳
10番	緒方	哲郎
11番	後藤	英夫
12番	欠	員
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭	実
副市長	藤井	一恵
政策企画部長	宇野木	浩二
総務部長	開田	智浩
市民環境部長	高島	英輔
健康福祉部長	古吉	京子
経済部長	松永	哲也
建設部長	久川	知己

七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教 育 長	音光寺以章
教 育 部 長	前川幸輝
農業委員会事務局長	古田十咲
水道局長	田代誠也
監査委員事務局長	高木智生



事務局職員出席者

事 務 局 長	松 原 憲 一
事 務 局 課 長	高 山 賢 一
議 会 係 長	西 住 剛
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	河 田 真沙恵

午前10時00分 開会

○

○水上隆光 議長 全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年第1回菊池市議会定例会を開会します。

○

○水上隆光 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

東奈津子前議員が令和8年1月5日付で、議員を辞職したい旨の願いが提出されました。

地方自治法第126条の規定によって、同日、これを許可しましたので、会議規則第147条第2項の規定によって御報告いたします。

次に、2月4日に、全国市議会議長会第243回理事会・第121回評議員会合同会議が東京都で開催されました。その概要は事務局備付けの書類により、御承諾いただきたいと思います。

また、監査委員から令和7年12月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があっておりますので、御報告いたします。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類により、御承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時01分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○水上隆光 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、城太志郎議員及び安武睦夫議員を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○水上隆光 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から3月19日までの31日間とすることに結論を見ておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの31日間と決定しました。

○

日程第3 議事第1号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議事第1号、菊池養生園保健組合議会議員の選挙についてを議題とします。

東奈津子前議員の議員辞職に伴い、菊池養生園保健組合議会議員に欠員が生じたので、菊池養生園保健組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことで決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

菊池養生園保健組合議会議員に緒方哲郎議員を指名します。

お諮りします。緒方哲郎議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました緒方哲郎議員が菊池養生園保健組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された緒方哲郎議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○

日程第4 議案第1号及び議案第2号 一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第4、議案第1号及び議案第2号の2案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和8年第1回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほど御決定をいただきましたように、本日から3月19日までの31日間の日程で御審議をお願いするものでございます。

よろしく願いをいたします。

それでは、令和8年度の施政方針につきましては、後ほど述べさせていただくことといたしまして、ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第1号及び議案第2号は、令和7年度の一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案をいたします議案第1号及び議案第2号につきまして、一括して御説明をいたします。

議案書その2をお願いいたします。

議案書その2の5ページでございます。

画面表示がなされておりますでしょうか。

議案第1号は、令和7年度一般会計補正予算（第13号）を専決処分したものでございます。

6ページが、専決第25号専決処分書で、専決日は、令和7年12月26日でございます。

8ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に600万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ328億1,740万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、玉祥寺橋架替事業の上部工工事において、工事費を増額し、国の補正予算による社会資本整備総合交付金の対象とするものでございます。

本工事は3か年の継続事業であり、下部工が完了し、引き続き上部工を早急に発注する必要があったことから、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものでございます。

まず、歳入について、事項別明細により御説明をいたします。

14ページをお願いいたします。

1 枠目の目7 土木費国庫補助金673万2,000円の増額は、玉祥寺橋架替事業に対する社会資本整備総合交付金でございます。

2 枠目の目1 財政調整基金繰入金53万2,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

最下段の枠の目7 土木債20万円の減額は、今回、国の補正予算による国庫補助金の交付を受けて、地方道路等整備事業債から、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債へ組替えを行うものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

目3 道路橋りょう維持費600万円の増額は、玉祥寺橋架替事業の工事費の増でございます。

それでは、10ページに戻っていただくようお願いをいたします。

第2表、継続費補正でございます。

内容としましては、今回の歳出予算の補正に伴い、玉祥寺橋架替事業上部工の令和7年度の年割額を600万円増額し、令和8年度の年割額を同額の600万円減額するものでございます。総額の変更ではございません。

次に、11ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

歳入の市債で説明をいたしました同様の内容で、追加、変更合わせて地方債全体では20万円の減額となっております。

なお、本工事につきましては、現在、条件付一般競争入札で手続を進めているところでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第2号は、令和7年度一般会計補正予算（第14号）を専決処分したものでございます。

20ページが、専決第1号専決処分書で、専決日は、令和8年1月19日でございます。

22ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に2,771万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳

入歳出それぞれ328億4,511万3,000円とするものでございます。

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の日程が公表され、選挙を実施するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものでございます。

まず、歳入について、事項別明細により御説明をいたします。

26ページをお願いします。

1 枠目の目2 総務費委託金2,727万円の増額は、第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る県委託金でございます。

2 枠目の目1 財政調整基金繰入金44万1,000円の増額は、今回の補正予算の財政調整でございます。

続きまして、歳出でございます。

27ページをお願いいたします。

1 枠目の目7 衆議院議員選挙費2,771万1,000円の増額は、投・開票立会人等の報酬162万9,000円、投・開票事務従事者の職員手当1,499万9,000円、投票所入場券郵送料等の役務費471万2,000円及びポスター掲示場設置等の委託料423万8,000円などが主な内容でございます。

以上、議案第1号及び議案第2号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第1号及び議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第1号及び議案第2号の2案件につきましては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号の2案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第5 議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第5、議案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第3号は、菊池広域連合火災予防条例の一部改正に伴う菊池市火入れに関する条例の一部改正でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、提案をいたします議案第3号につきまして、御説明をいたします。

議案書その1の5ページをお願いいたします。

画面表示もできておりますでしょうか。

議案第3号、菊池市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定については、6ページが改正する条例案で、菊池広域連合火災予防条例の一部改正により、新たに林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されることに伴い、発令時における火入れの中止に関する規定に、各注意報、警報名を追加するものでございます。

菊池広域連合消防本部の発令運用が3月1日から開始されることから、本改正条例につきましても、同様に3月1日から施行することとしております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時16分

開議 午前10時23分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第3号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第6 議案第4号から議案第40号まで一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第6、議案第4号から議案第40号までの37案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、まず、令和8年度における私の市政運営に関する基本的な考え方について御説明申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様に御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

まず、令和8年度の施政方針に先立ちまして、昨今の本市を取り巻く状況について申し上げます。

初めに、世界全体では地政学的リスクの長期化や経済の先行き不透明感が続く中、

私たちの暮らしは、エネルギーや食料等の供給体制の不安定化、気候変動による災害の激甚化など、暮らしに直結する課題に直面しています。

また、国内においては、人口減少と少子高齢化の進行が一層顕著となり、地域社会の持続性が重要になっております。物価上昇の影響が続く中で、市民生活や地域経済への負担が広がり、地方自治体には暮らしを支える取組と将来を見据えた施策を同時に進めることが求められています。一方で、働き方の多様化や人工知能の急速な進展、地方移住や二地域居住への関心の高まりなど、地方が選ばれるための条件も変化しつつあります。

こうした中、本年度は、熊本地震から10年という大きな節目を迎えます。改めて、地震により犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、この10年間、復旧・復興に力を尽くしてこられた皆様の御努力に深く敬意を表します。

未曾有の災害を経験した私たちは、命を守ることの重み、地域で支え合うことの大切さ、そして日常の尊さを改めて心に刻んできました。本市におきましても、復旧・復興の過程で得られた教訓や絆は、現在の防災の取組や地域づくりの基盤として確実に生かされています。この節目を契機に、この経験と教訓を未来へと確実に引き継ぎ、安全・安心なまちづくりを一層進めてまいる所存です。

また、国においては、地方創生の再構築、デジタル化の推進、こども・子育て政策の強化などが進められ、地域の自主性と創意工夫を生かした取組が重視されています。熊本県においても、産業基盤の強化や人材育成、定住促進に向けた施策が展開され、県内各地域が連携しながら将来を見据えた成長を目指す動きが進んでいます。

本市においても、人口減少と少子高齢化が進んでおりますが、一方で、近年の動向を詳しく見ますと、新たな変化の兆しも現れております。ここ数年はTSMCをはじめとした半導体関連企業等の進出を契機とする過去最高レベルの企業投資を受け、その関係もあり市外から本市への転入者数も増え、転出者数を差し引いた社会人口は4年連続増加しております。これまで増加が顕著であった外国人住民に加え、日本人の転入も着実に増えてきており、本市独自の様々な住宅誘導や子育て移住定住施策等の成果も現れてきており、民間事業者による住みたい田舎ベストランキングの人口3万人以上5万人以下の市のランキングの子育て世帯部門で3年連続トップ5にランクインするなど、菊池の自然環境や住環境、子育てのしやすさ、そして人の温かさが、新たな暮らしの場として選ばれつつあるものと受け止めております。

このような情勢の中、本年度は、これまでの取組を確実に前進させるとともに、社会の変化を踏まえ、本市が将来にわたり、選ばれ続けるまちとなるための施策を

本格的に展開する大事な時期と位置づけています。特に3つのテーマとして、1つ目に住宅・人口増、2つ目ににぎわいづくり・経済の活性化、3つ目に教育と人づくりを重点テーマに置き、施策を進めてまいります。

本市の持つ自然の恵みや市民一人ひとりの力、そして誇るべき文化の力を信じ、市民の皆様と一致団結して取り組んでまいりたいと思います。

そのためにも、市政運営の羅針盤である第3次菊池市総合計画を指針として、しっかりと取組を進め、将来像である人と自然が調和し、希望と活力に満ちた癒しの里きくちの実現を目指してまいります。

次に、令和8年度の予算編成方針について述べさせていただきます。

今定例会に提案しております令和8年度の当初予算については、物価や人件費の高騰が依然として続く厳しい状況の中、市民サービスの向上を図る施策を講じるとともに、第3次菊池市総合計画に基づく将来像の実現に向け、着実な取組となるよう編成を行ったところです。

また併せて、財源や人財等の資源を有効活用し、財政健全化に配慮しながら、最小の経費で最大の効果を生み出すよう、各種事業に取り組めます。

この結果、令和8年度の一般会計予算の総額は、316億5,000万円となっています。続きまして、令和8年度の主要施策について申し上げます。

まず、産業と経済についてでございます。

本市の基幹産業である農業については、独自の新規農業就業奨励金の交付や国の支援制度の活用等により、新規就農者を確保し、優れた農業者を育成するとともに、先端技術を活用したスマート農業の導入を推進し、生産体制の充実を図ります。また、オーガニックビレッジや環境王国菊池農業生産基準の取組により、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業の推進を強化します。

さらに、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農地の活用・保全に努めるとともに、有害鳥獣による被害を軽減するため、進入防止柵の設置を拡大します。

農業の基盤づくりとして、農業機械の大型化に対応するため、拡幅等を行う農地耕作条件改善事業に新規に取り組めます。土地改良事業では、新たに七城南部地区を加え、農業水利施設等の改修を行い、生産性向上に向けた整備を進めます。また、小規模の農地災害復旧事業に対する補助金の拡充を図るとともに、引き続き土地改良施設の維持管理に対する支援を行います。

農林畜産物のブランド化推進については、菊池米をはじめとした農林畜産物のPRを目的とした食のイベントをJA、商工会、第3セクター等と連携し開催します。また、菊池米食味コンクールや都市圏での物産展を開催し、販路拡大や消費拡大に

取り組みます。

畜産業については、畜産農家の経営基盤強化のために、国・県の補助事業を活用した施設整備・機械導入や優良な家畜導入への補助を引き続き行います。また、家畜伝染病を発生させないため、県や農業団体等と連携した防疫意識の啓発や家畜防疫態勢の強化に努めます。

さらに、畜産堆肥の適正管理を啓発し、県と連携した環境対策指導を行うとともに、余剰堆肥については、県や農業団体等と連携し耕畜連携や広域流通を推進します。

林業の振興については、林業担い手対策奨励金を新設するとともに、椎茸生産者への補助事業の拡充を図ります。また、作業道や森林の間伐等を引き続き支援するとともに、森林環境譲与税を効果的に活用し、林業後継者育成及び特用林産の振興を推進します。さらに菊池森林組合が整備する木育施設への支援により、市民の森林・林業への理解を深め、次世代の育成と地域活性化につなげます。

商工業の振興については、地域内での新たな経済循環の創出・活性化のためには人財育成が重要であるため、引き続ききくち起業塾やきくち未来創造塾を通して人財を育成します。

また、個別相談会を通して、創業までのノウハウの習得や個別課題の解決につなげ、本市での創業や新分野への進出を支援します。併せて、ウォークブルの拠点とするためのわいふ一番館整備に着手するとともに、空き店舗や空き地を活用し、まちなかに新規出店する事業者に対しての補助制度の拡充など、新たなにぎわいの創出及び中心市街地の活性化につなげます。

中小企業や小規模事業者の活性化については、商工会及び連携機関等とともに事業承継の促進や、副業人材の活用による経営力強化、人手不足解消などに取り組む事業者を積極的に支援します。

企業等の進出については、雇用機会の創出のため既立地企業フォローアップ訪問により、投資計画の掘り起こしと支援策等の周知を行うことで、企業の事業拡大を支援します。また、ゾーニングに沿った誘導を促進するとともに、県営新規工業団地の分譲開始に向けて県と連携しながら進めます。

観光の振興については、観光振興ビジョンに掲げる将来像の実現に向け、自然回帰・健康志向の世界的潮流を捉え、癒しを本市観光の柱として、官民連携で中長期的かつ戦略的な視点で観光振興に取り組みます。特に観光地域づくりの推進母体となるDMOが本格的に動き出しますので、強力に運営を支援し、官民が連携する持続可能な観光地域づくりの体制整備を進めます。また、データに基づくマーケティング戦略の導入や、インバウンドの強化に加え、菊池溪谷のライトアップ、癒しや

健康をテーマとしたツアーなどの体験コンテンツを拡充し、観光消費額を最大化することで地域経済の活性化を図ります。

菊池温泉については、宿泊施設の高付加価値化改修を補助するほか、旅館経営の基盤強化や将来の景観整備に備え、景観ガイドライン策定を進めます。また、御当地グルメの面的拡充により食の魅力を高め、温泉街全体のリブランディングを推進します。

観光アクセスの整備については、レンタカーや乗り合い車両の活用を促す実証実験を行い、空港等からのアクセス強化を図ります。シェアサイクル等のeモビリティ導入に向けた実証事業も行い、観光客の回遊性向上に向けた取組を推進します。

泗水孔子公園の整備については、長寿命化に向けた大規模改修を実施し、魅力を次世代へ継承します。そのほかの観光施設についても適切に管理し集客力を維持します。

関係人口の拡大については、菊池川流域日本遺産協議会や南北朝・菊池一族歴史街道推進連絡協議会の関係自治体での連携を継続するとともに、菊池川流域における桜共同プロジェクトや歴史を活用した地域のファンづくりに取り組み、相互交流や地域活性化を促進します。

移住定住の推進については、本市の魅力発信を図るとともに、子育て世帯移住・定住支援事業の実施により、さらなる子育て世代の移住定住を促進します。

国際交流については、台湾宜蘭市と台南市東区と小中高生を含む市民による文化交流や、訪問団派遣による物産、観光面での交流を進めます。韓国金堤市と清州市についても、訪問団の派遣による交流を進めます。

次に、教育と文化について申し上げます。

子どもたちには、新しい時代に必要な生きる力を育み、持続可能な社会の創り手を育成することが最も重要です。

学校教育の充実については、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、学習用端末を効果的に活用し、児童生徒一人ひとりの実態に応じた学びや、友達との協働的な学びの充実を図ります。

不登校対策については、コロナ禍以降、児童生徒の不登校が増加し、令和6年度は過去最多となっていました。校内教育支援センターを設置したことで、現在は徐々にですが減少傾向にあります。この減少の流れをさらに加速させるため、校内教育支援センターのさらなる充実を図るとともに、不登校未然防止や早期の学校生活への復帰、社会的自立を目指します。

中学生の人財育成については、引き続き森の学校・きくちやプラチナ未来人財育成塾を実施し、未来のリーダーを育てます。

また、菊池市教育振興小川基金を活用した給付型の奨学金制度や、貸付型の奨学資金制度により、経済的な理由により就学困難な生徒を支援します。

さらに、本市の歴史・伝統・文化や地域の環境資源を教材として、自ら課題を立て探求的に学ぶ校外学習、菊池サステナ学び旅を実施し、郷土を愛する心を育てます。

学校施設については、熱中症対策と指定避難所の機能強化のため、中学校体育館等の空調設備設置に向けて取り組みます。

また、菊池市学校施設等長寿命化計画に沿って七城小学校、七城中学校の整備に向けた基本構想基本計画の策定に着手するとともに、旭志中学校の耐力度調査を実施します。

学校給食については、安全・安心な給食を提供するとともに、地元産の農林畜産物を活用した食育を推進します。

また、保護者負担軽減のため、国が行う給食費の負担軽減策に上乗せをして市が独自に支援することで、小学校の学校給食費の完全無償化を図るとともに、中学校については、早期実現に向けて、引き続き国に要望します。

市内3高校魅力化推進については、引き続き、菊池前進塾を開催します。また、きくち未来創造塾の高校版を熊本大学と連携して人財育成を進めます。

生涯学習については、放課後子ども教室推進事業、地域未来塾事業を実施し、子どもたちの基礎学力向上を目指します。また、科学に興味を持ち創造性豊かな人間形成を図る菊池市少年少女発明クラブも継続して実施します。

公民館事業については、公民館主催講座を充実させ、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを進めるとともに、キクロスカレッジや生涯学習人財認証制度の拡充及び認証・登録した生涯学習マイスターの活動を調整するまちづくり支援ネットの充実を図り、学びと活動の循環を創出します。

図書館については、デジタル技術を活用した資料及び情報の提供により、利便性の向上を図るとともに、学校図書室と連携し、児童・生徒の読書率向上を目指します。

歴史文化の次世代継承については、伝統芸能継承や文化財保護活動への補助のほか、国史跡菊池氏遺跡の活用や鞠智城の周知啓発を進め、市民の文化振興・文化財保護の意識高揚を図ります。また、発掘調査の実施や研究助成により、郷土の歴史の解明を進めます。

文化芸術活動の拠点である市民会館については、文化会館の老朽化に伴い、やむを得ず令和9年3月31日をもって閉館し、泗水ホール1館の運営となります。今後の市民会館の在り方については、アンケートやワークショップを行い、市民の皆様

の御意見を伺いながら、調査・検討を進めます。

デジタルアーカイブ事業については、記憶の記録として本市の歴史・文化を保存するとともに、収集したコンテンツをWebや二次元コード等のICT技術によりまちなか博物館等に活用し、より多くの人に情報を発信します。

社会体育については、計画的な施設改修を行いながら、利用者が安心してスポーツを楽しめる場を提供するとともに、スポーツ協会等の関係団体と連携し、生涯を通じて日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めます。また、公共施設予約システムについては、オンライン決済を開始することで利用者の利便性の向上を図ります。

休日の中学校部活動地域展開については、国や県の方針を踏まえつつ、地域の方や関係団体と連携しながら、子どもたちが安心して活動できるよう取り組みます。

人権教育・啓発については、様々な人権問題についての理解と認識を深め、お互いの人権を尊重する差別のない明るいまちづくりを目指し、部落差別などをはじめとしたあらゆる差別、人権侵害など人権課題の解消に向けて取り組みます。

また、各種人権啓発研修会を開催し、市民へ人権について学ぶ機会を提供していくとともに、菊池市人権未来都市宣言の周知をさらに進め、市民一人ひとりがあらゆる人権課題の解決に取り組む機運を高めます。

男女共同参画社会の実現については、男女がともに支え合う持続可能な社会と、さらなる女性活躍を推進し、男女共同参画の視点に立った意識啓発を図るとともに、女性の社会参画の拡大に向け、各種審議会等への女性委員登用率の向上に取り組みます。

またDV、ハラスメントなどに対して、専門委員や女性相談支援員による切れ目のない相談支援を行います。

次に、子育てと健康福祉について申し上げます。

子育て支援の充実については、子どもの健やかな育ちと安心して子育てができる環境づくりを推進します。

子育てと仕事の両立を支援するため、病児保育施設の2か所目の整備を行うとともに、障がい児・医療的ケア児を含む、保育を必要とする全ての児童の受入体制の充実を図ります。併せて、利用希望者が増加している放課後児童クラブにおいても、待機児童が発生しないよう受入体制を整えます。

また、就労要件を問わず柔軟に保育所等を利用することができる、こども誰でも通園制度を新たに開始し、子どもの育ちを応援します。

さらに、妊娠・出産から子育て期を安心して過ごすことができるよう、つどいの広場など親子が集う場を提供するとともに、こども家庭センターきくぴあを中心に

関係機関と連携しながら切れ目のない支援を実施し、増加傾向にある児童虐待の早期発見・対応及び未然防止に努めます。

産後ケア事業では、出産後の母親の多様なニーズに対応するため、助産師等による専門的なケアや地域資源である温泉施設を活用し、心身の回復の支援を行い、育児の悩みや不安の軽減を図ります。

そのほか、本市独自の多子世帯への支援として、引き続きすくすく子宝祝金の支給や保育所等の副食費の助成を行います。

健康づくりについては、第3次健康増進計画・食育推進計画に基づき、市民の健康を守るための施策を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない支援や健康を維持・増進できる環境整備を進め、健康寿命の延伸を図ります。

乳幼児期には、育児相談や各種健診を通じ、発育・発達の確認や栄養・生活習慣に関する助言及び指導を行い、家族の健康的な生活習慣を築けるよう支援します。

成人期においては、運動教室や健康ポイント事業を実施し、日常的な運動習慣の定着を支援します。また、がん検診、特定健診、後期高齢者健診等を複合的に実施し、健診受診率の向上に努め、病気の早期発見・早期対応による生活習慣病予防・重症化予防に取り組みます。併せて、国民健康保険の健全な財政運営を図ります。

栄養・食生活については、食生活改善推進員協議会等と連携し、講話や体験活動を通じて市民の正しい食習慣の定着と食育を推進します。

高齢者福祉の充実については、住み慣れた地域で安心して健康に生活できるよう、日常生活支援サービス等の充実や、通いの場・サロンを活用した健康教育等による介護予防の推進を行うとともに、認知症の相談体制整備と早期発見・介入できるように総合的支援を継続して行います。

また、介護人材確保・定着促進のため、新たに介護職員の資格取得費用の一部を補助することで介護人材の確保と資質の向上につなげ、安定した介護サービスの提供と充実を図ります。

障がい福祉については、一人ひとりのニーズに即した適切なサービス利用に向け、関係機関との連携を図りながら、地域での生活を支援するとともに、関係課と連携し、障がい者差別の解消と理解を促進します。

生活困窮世帯については、その状況に応じて居住、就労、家計等に関する相談を通して、また生活保護世帯については、就労や健康管理を通して、関係機関と連携しながら自立に向けて支援します。

地域福祉については、第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、社会福祉協議会と連携をして、協働による地域支え合いの意識づくりを進め、民生委員・児童委員等の活動を支援するなど、市民全てが相互につながり、ともに支え合う地

域福祉を推進します。

また、複雑化・複合化した生活課題の解決を図るため、関連機関が連携して対応できる体制づくりを強化します。

次に、自然環境と暮らしの基盤について申し上げます。

循環型社会の実現に向けては、市民全体の取組を進めていく必要があります。生ごみ処理機の購入補助や菊池農業高校が開発した竹チップコンポストを活用するほか、資源物を有価物として回収する団体への奨励金を拡充することで市民の意識の高揚と理解を促進し、家庭ごみ削減の持続的な仕組みづくりを進めます。

また、脱炭素社会の実現については、熊本連携中枢都市圏全体で策定する地球温暖化対策実行計画及び本市実行計画に基づき、省エネ性能の高い設備・機器の導入促進などの取組を推進し、地球温暖化対策を進め、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指します。

地下水の保全については、地下水中の硝酸性窒素対策に関する本市実行計画に基づき、水質・水量の両面から安全・安心な地下水の保全に努めます。中でも、七城地区における水質保全対策については、熊本大学との共同研究事業に継続して取り組み、硝酸性窒素等の分析結果に基づいて関係機関と連携した水質改善対策を進めます。

また、有機フッ素化合物のうち、PFOS及びPFOAが、令和8年度から水道法上の水質基準に追加されることを受け、生活水の安全性を確保するため、上水道区域における調査を行います。併せて、上水道未整備区域についても現状把握を目的とした本市独自の水質調査を実施します。

まちなかの整備については、歩行者の回遊性に配慮した環境整備に向けて、ベンチ、街灯等の設置状況及び歩行者数の調査を実施し、人に優しいまちづくりを進めます。

また、花と緑のまちづくりについては、グリーン市民や花と緑のマイスターとの協働による緑化活動を促進し、潤いのあるまちなみの創出に努めます。

公園については、市民団体との連携を推進し、安らぎのある快適な空間づくりに努めるとともに、かわまちづくりで整備した迫間川つなぎ石公園については、駐車場及びトイレを整備し、イベント開催など利活用の幅を広げることで、地域の活性化につなげます。

防災・消防体制の充実については、熊本地震から10年を迎えるに当たり、さらなる防災力の充実・強化を図るため、災害対応備蓄品の整備や民間を活用した協力体制の構築を引き続き進めるとともに、地区防災説明会・出前講座・総合防災訓練等による自助・共助・公助の連携及び防災士の育成・活用など、災害に強い安全・安

心なまちづくりを進めます。

消防団については、迅速かつ円滑な活動と消防団活動の理解促進・組織力強化に向けた支援を行います。

また、防災情報が市民へいつでもどこでも確実に届くよう、きくち防災・行政ナビアプリの普及を促進します。

地震対策については、大規模地震に備え、住宅・建築物の耐震化をさらに促進するため、耐震改修促進計画を改定します。また、耐震診断及び耐震改修に対する補助金を引き続き交付することで所有者の負担軽減を図り、戸建て木造住宅の耐震化を推進します。さらに、大規模な地震により、住宅等に甚大な被害を及ぼす可能性のある大規模盛土造成地の基礎調査を実施します。

市民の安全安心な暮らしづくりについては、交通安全教室や通学時の交通指導の実施のほか、カーブミラーやグリーンベルト等の交通安全施設の整備を行うとともに、定期的な防犯パトロールや防犯灯のLED化整備及び防犯カメラ設置支援補助により、引き続き地域の安全環境の強化を図ります。

良好な都市機能の形成については、農業・宅地・商業・工業等のゾーニングを踏まえ、民間開発を促進し、定住化につなげます。特に、旭志地域の一部は、先般、県が発表したくまもとサイエンスパーク推進ビジョンの対象地域に位置づけられており、商業施設の誘致及び宅地開発をさらに推進します。

公営住宅については、民間のノウハウを活用した、入居者へのさらなるサービス向上を図るとともに、長寿命化計画に基づいた集約化の検討や必要な改修を実施し、よりよい居住環境の確保に努めます。

また、空家等対策事業や優良建築物等整備事業の各種補助事業により、良好で安全な住環境の確保に努めます。

国県道の整備については、産業の発展や地域の活性化及び災害に強い道路ネットワークの構築に向けて、国・県に対して中九州横断道路の早期完成、国道325号の4車線化、及び県道の未改良区間の整備要望を引き続き行います。

市道の整備については、道路改良、舗装補修、側溝整備、橋りょう修繕等を引き続き実施し、市民生活における利便性の向上や歩行者等の安全確保を図ります。

交通体系の整備については、菊池市地域公共交通計画に基づき、既存路線の見直し等による利便性の向上や新たな交通体系の検討を行うなど、市の実態に合った持続可能な地域公共交通の構築を図ります。

水道事業については、安心安全な水道水を供給するため、老朽化している水道管及びポンプ等の更新を行い、水道施設の整備・維持管理に努めます。また、新規開発の計画に対応するため、配水量の拡大を図ります。

下水道事業については、旭志伊坂地区など今回区域拡大を行ったエリアにおける下水道管渠の整備を進めるとともに、永住吉処理区と泗水処理区の統合に伴う処理施設増設のための基本設計を行います。

最後に、市政運営について申し上げます。

市政の推進に当たっては、市長と語る会をはじめ、各種懇談会や計画を策定する中での意見聴取の機会をつくることで、市民のニーズや意見を把握し、政策への反映に努めます。また、市民をはじめとする市内外の方々に本市の魅力や必要な情報などを広く届けるため、広報紙の充実やSNSを用いた情報発信など、広報・広聴活動の充実に努めます。

市民協働の推進については、市民の主体的な地域活動を支援し、伝統や文化の継承、まちなかにぎわいの創出等、市民活動団体等と協働によるまちづくりを進めます。特に隈府地区中心市街地については、菊池市まちなかウォークブルシティ構想に基づき、基本計画を策定するとともに、引き続き菊池市SDGs未来都市まちなかデザイン会議を開催し、官民連携、市民協働によるまちなか周遊やにぎわいづくりなど活性化を図ります。

職員の人財育成については、引き続き、県及び関係機関との積極的な人事交流を行い、専門的かつ総合的な知識や技能の習得・向上を図ります。また、管理監督職研修をはじめとした各種人財育成研修により、職員の能力及び事務品質の向上につなげ、市民サービスの向上に努めます。

行政のデジタル化の推進については、オンライン手続の拡充、生成AIの活用、RPAなどの自動化技術により、業務の効率化やコスト削減を図ります。

財政基盤の強化については、有効な財源や保有する財政資源を最大限に活用し、事業の優先順位づけや最適化を図ることで、健全で持続可能な財政運営に取り組みます。

また、ふるさと納税については、JA、商工会、第3セクターなど関係団体とも連携し、本市の特色を生かした魅力ある農産物等や体験型などの付加価値の高い返礼品の創出に取り組みます。併せて、適宜、広告やキャンペーンを行い、魅力を発信することで、寄附額の増加につなげます。

庁舎等の個別施設計画については、進捗管理を行うとともに、次期公共施設等総合管理計画の策定作業を進めます。

この令和8年度は、私が市政をお預かりして4期目の2年目を迎えることとなります。

菊池市にはすばらしい自然資源や歴史文化などの宝があふれております。これら貴重な地域資源を最大限に生かして、自立自走の豊かな暮らしを築き、次世代につ

ないでいくことは私たちの使命です。

そのためには、市民・企業・学校・地域・行政等が一体となって総力を結集することが不可欠です。地方創生の成否とはこの団結の力にほかなりません。しかも、菊池市を取り巻く環境に大きな前向きの変化が起きている今こそ、その団結力が最も重要であります。

そのための合い言葉は「3つのつ」。つどう・つなげる・つづける。

多様な知恵や考えがつどうことで新たなアイデアが生まれ、異なるものがつながることで、新しい化学反応や力が生まれます。そして、一人一人が自分事として課題を捉え、地道に粘り強く続けていく。その積み重ねこそがまちの未来を切り拓き、私たちの求める自立自走の豊かな文化的な暮らしにつながるものと確信しています。

このことをしっかりと心に刻み市政運営に取り組んでいくことをお誓い申し上げ、令和8年度の施政方針といたします。

それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第4号から議案第19号までは、それぞれ、行政手続法の一部改正に伴う、菊池市行政手続条例の一部改正、令和8年度における自動交付機による証明書等の交付に係る手数料を規定するための菊池市手数料条例の一部改正、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う、菊池市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定、乳児等通園支援事業の実施に伴う、菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正、内閣府令の一部改正に伴う、菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う、菊池市国民健康保険税条例の一部改正、総務省令の一部改正及び本市の次期過疎地域持続的発展計画の策定に伴う、菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正、奨学金の給付対象となる学校種別を追加するための、菊池市教育振興小川奨学金条例の一部改正、公民館支館の廃止または地域移管に伴う、菊池市公民館条例の一部改正、公職選挙法施行令の一部改正に伴う、菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正、定期的な条例の総点検に伴う、菊池市例規の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定でございます。

次に、議案第20号から議案第25号までは、それぞれ、令和7年度の一般会計、各特別会計及び上下水道事業会計の補正予算でございます。

また、別冊となっております、議案第26号から議案第31号までは、令和8年度の当初予算でございます。

議案第32号は、第3次菊池市総合計画（基本構想・後期基本計画）の策定に伴い、条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第33号は、菊池市過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、関係法令の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第34号は、公の施設の指定管理者の指定に伴い、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第35号から議案第37号までは、財産の無償譲渡に伴い、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第38号は、菰入新橋旧橋橋台撤去受託工事の施行に関する基本協定の締結に伴い、条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第39号は、工事請負契約の変更に伴い、条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第40号は、市道路線の認定に伴い、道路法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 ここで、10分間休憩いたします。

○
休憩 午前11時08分

開議 午前11時15分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、提案をいたします議案第4号から議案第40号までにつきまして、一括して御説明をいたします。

議案書その1の7ページをお願いいたします。

画面表示はできておりますでしょうか。

議案第4号、菊池市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、8ページが改正する条例案で、行政手続法の一部改正に伴い、不利益処分所在不明者への聴聞通知の公示の方法について、書面による掲示以外の方法を追加するため、条例の一部を改正するもので、法律の施行に合わせて、令和8年5月21日から施行し、その他必要な経過措置を定めることとしております。

9ページをお願いいたします。

議案第5号、菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、10ペー

ジが改正する条例案で、令和8年度における自動交付機による証明書等の交付に係る手数料を規定するに当たり、条例の一部を改正するもので、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間に限り、コンビニエンスストアにおける各種証明書発行手数料を10円とするものでございます。

第1条の改正規定は令和8年4月1日から、第2条の改正規定は令和9年4月1日から施行することとしております。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第6号、菊池市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、12ページから23ページまでが制定する条例案で、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の利用定員に関する基準及び運営に関する基準など、事業を実施する事業者の義務を定めるため、新たに条例を制定するもので、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、25ページをお願いします。

議案第7号、菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、26ページが改正する条例案で、児童福祉法に規定する乳児等通園支援事業を実施するに当たり、その利用料等を定めるため、条例の一部を改正するもので、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、27ページをお願いします。

議案第8号、菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、28ページが改正する条例案で、内閣府令の一部改正に伴い、国の基準に準じて文言の整理を行うため、条例の一部を改正するもので、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、29ページをお願いします。

議案第9号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、30ページ及び31ページが改正する条例案で、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、国民健康保険税に、子ども・子育て支援納付金分として、所得割、被保険者の均等割及び18歳以上均等割を賦課するに当たり、条例の一部を改正するもので、令和8年4月1日から施行し、その他必要な適用区分を定めております。

次に、33ページをお願いいたします。

議案第10号、菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、34ページが改正する条例案で、総務省令の一部改正及び本市の次期過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除の適用期限を、総務省令に合わせて令和9年3月31日まで延長す

るため、条例の一部を改正するもので、附則第2項の改正規定は公布の日から、第2条の改正規定は令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、35ページをお願いいたします。

議案第11号、菊池市教育振興小川奨学金条例の一部を改正する条例の制定については、36ページが改正する条例案で、奨学金の給付対象となる学校種別に外国の大学を追加するため、条例の一部を改正するもので、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、37ページをお願いいたします。

議案第12号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、38ページが改正する条例案で、文言の整理と個別施設計画に基づき公民館支館を廃止及び地域移管するに当たり、条例の一部を改正するもので、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、39ページをお願いいたします。

議案第13号、菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、40ページが改正する条例案で、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、41ページをお願いいたします。

議案第14号から、55ページの議案第19号までの6議案、菊池市例規の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、定期的に条例の総点検を実施しており、今回、17本の条例の一部改正及び2本の条例の廃止を行うもので、それぞれ、所管課単位で取りまとめ、条例の改廃をお願いするものでございます。

41ページをお願いいたします。

議案第14号、菊池市例規の見直しに伴う総務課関係条例の整理に関する条例の制定については、42ページから44ページまでが改正する条例案で、文言及び字句の整理等に伴い、第1条から第12条まで、総務課関係の12条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

45ページをお願いいたします。

議案第15号、菊池市例規の見直しに伴う保育園関係条例の整理に関する条例の制定については、46ページが改正する条例案で、文言及び字句の整理に伴い、保育園関係の1条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

47ページをお願いいたします。

議案第16号、菊池市例規の見直しに伴う高齢支援課関係条例の整理に関する条例

の制定については、48ページ及び49ページが改正する条例案で、文言及び字句の整理に伴い、高齢支援課関係の2条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

51ページをお願いいたします。

議案第17号、菊池市例規の見直しに伴う健康推進課関係条例の整理に関する条例の制定については、52ページが改正する条例案で、文言及び字句の整理に伴い、健康推進課関係の1条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

53ページをお願いいたします。

議案第18号、菊池市例規の見直しに伴う農林整備課関係条例の整理に関する条例の制定については、54ページが改正する条例案で、事業の終了等に伴い、農林整備課関係の2条例を廃止するもので、公布の日から施行することとしております。

55ページをお願いいたします。

議案第19号、菊池市例規の見直しに伴う下水道課関係条例の整理に関する条例の制定については、56ページが改正する条例案で、字句の整理に伴い、下水道課関係の1条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、議案書その2をお願いいたします。

議案書その2の31ページでございます。

画面の表示もできておりますか。

議案第20号、令和7年度一般会計補正予算（第15号）でございます。

33ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から4億1,069万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ324億3,441万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰に対する支援事業、国の補正予算に伴い実施する小学校校舎、体育館等の照明改修工事、災害用備品の整備、地籍調査事業及び農地・農業用施設整備等のほか、各種事業費の執行見込みによる減額補正が主なものとなっております。

まず、歳入について、事項別明細により御説明をいたします。

44ページをお願いします。

1 枠目の項1 市民税、目1 個人1億3,643万7,000円の増額及び目2 法人2,270万円の増額並びに2 枠目の目1 固定資産税1億4,990万1,000円の増額は、税収の収入実績見込みによるものでございます。

45ページをお願いします。

2 枠目の目1 地方交付税3億8,009万4,000円の増額は、普通交付税の追加交付に

よる増で、うち4,529万1,000円は、臨時財政対策債の令和8年度及び令和9年度の償還財源としての交付でございます。

49ページをお願いします。

2 枠目の目2 総務費国庫補助金、節1 総務管理費補助金のうち、上段の新しい地方経済・生活環境創生交付金78万2,000円の増額は、主に水道局が実施します衛星画像解析漏水調査事業に対するものでございます。

同じく、下段の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,601万8,000円の増額は、物価高騰対策として新たに実施する支援事業によるものでございます。

同じく、節3 戸籍住民基本台帳費補助金のうち、上段の社会保障・税番号制度システム整備費補助金141万円の増額は、戸籍及び住民基本台帳の振り仮名対応に対する国庫補助金でございます。

次に、目4 衛生費国庫補助金2,143万円の増額は、妊婦のための支援給付金で、出産・子育てに係る支援事業に対する国庫補助金でございます。

50ページをお願いいたします。

目7 土木費国庫補助金のうち、節2 道路橋りょう費補助金1,122万円の増額は、社会資本整備総合交付金の増で、橋りょう修繕整備に対する追加交付でございます。

同じく、節6 住宅費補助金277万8,000円の増額は、地域住宅交付金で、公営住宅改修に対する追加交付でございます。

次に、目8 消防費国庫補助金243万4,000円の増額は、地域防災緊急整備型の地域未来交付金の増で、国の補正予算による災害用備蓄品の整備に対する交付でございます。

次に、目9 教育費国庫補助金7,076万6,000円の増額のうち、節2 小学校費補助金及び節6 保健体育費補助金の学校施設環境改善交付金は、小学校の校舎、体育館及び市営弓道場の照明改修工事の財源でございます。

51ページをお願いします。

1 枠目の目10 災害復旧費国庫補助金5,452万円の増額は、農地等災害復旧費補助金で、豪雨災害の復旧に対する補助率が、激甚災害の指定等により拡充されたことによる増額でございます。

52ページをお願いいたします。

2 枠目の目2 総務費県補助金、節1 総務管理費補助金のうち、2 段目の物価高騰対応生活者支援交付金2,748万8,000円の増額は、L P ガス使用世帯への助成を行う第5弾のL P ガス価格高騰対応生活者支援事業補助金の財源でございます。

同じく、3 段目の物価高騰対応生活者支援交付金（過年度事業分）2,621万4,000円の増額は、令和6年度予算により実施しました第3弾のL P ガス価格高騰対応生

活者支援事業補助金として交付されるものでございます。

次に、目3民生費県補助金、節3児童福祉費補助金のうち、3段目の保育所等物価高騰対策支援金補助金417万6,000円の増額は、保育所等への光熱水費、燃料費等の高騰に対する保育所等物価高騰等対策事業給付金の財源でございます。

同じく、5段目の保育所等物価高騰対策支援金補助金（過年度事業分）394万2,000円の増額は、令和6年度予算により実施しました保育所等物価高騰等対策事業給付金として交付されるものでございます。

53ページをお願いいたします。

目5農林水産業費県補助金、節2畜産業費補助金のうち、1段目の畜産競争力強化対策整備事業補助金1億4,928万5,000円の増額は、畜産業経営体の施設整備に対する補助でございます。

同じく、節3農地費補助金のうち、1段目の地籍調査費補助金4,541万1,000円の増額は、地籍調査事業に対する補助金でございます。

54ページをお願いします。

1 枠目の目10災害復旧費県補助金1,365万7,000円の増額は、治山施設災害復旧費補助金の増で、8月豪雨により被災した下河原地区の阿蘇四宮神社裏の林地崩壊防止工事に対する補助でございます。

56ページをお願いします。

1 枠目の目2総務費寄附金1,185万円の増額は、企業版ふるさと納税寄附金でございます。

2 枠目の目1財政調整基金繰入金12億8,085万9,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

59ページをお願いいたします。

2 枠目から61ページまでの款22市債につきましては、国の補正予算による各学校施設、体育施設の照明改修工事に伴う学校教育施設等整備事業債、農地・農業用施設整備に伴う一般補助施設整備等事業債などの増額や、各種事業費の執行見込みによる減額等により、市債全体では240万円の増となっております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

63ページをお願いします。

2 枠目の目1一般管理費のうち、66ページの物価高騰対応重点支援事業5,497万6,000円の増額は、LPガス使用世帯への第5弾の助成を行うLPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金でございます。

68ページをお願いします。

目4財政管理費4,529万1,000円の増額は、歳入で御説明しました普通交付税の追

加交付のうち、臨時財政対策債の令和8年度及び令和9年度の償還財源として交付されたものを、減債基金へ積み立てるものがございます。

74ページをお願いします。

目11情報化推進費、3段目のデジタル化推進事業のうち、水道事業会計繰出金139万9,000円の増額は、歳入で御説明しました水道局が実施する衛星画像解析漏水調査に対する国庫補助金を、水道事業会計へ繰り出すものがございます。

79ページをお願いします。

2枠目の目1戸籍住民基本台帳費、2段目の戸籍住民基本台帳経費のうち、次の80ページ最上段の住民記録システム改修委託料141万円の増額は、戸籍の附票への振り仮名記載や、振り仮名情報を住民基本台帳へ反映させるためのシステム改修委託料でございまして、事業費は全て国費で賄われます。

84ページをお願いします。

2枠目の目1社会福祉総務費において、85ページ2段目の国民健康保険事業特別会計繰出金経費のうち、国保保険基盤安定繰出金2,517万2,000円の増額は、低所得者への国保税軽減に対する繰出金でございます。

87ページをお願いします。

目3障がい者福祉費のうち、89ページ1段目の物価高騰対応重点支援事業805万9,000円の増額は、物価高の影響を受けている障害福祉サービス事業者へ支援を行う障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金でございます。

91ページをお願いします。

2枠目の目1高齢者福祉費のうち、93ページ1枠目の物価高騰対応重点支援事業1,631万1,000円の増額は、物価高の影響を受けている高齢者施設等へ支援を行う、高齢者施設等物価高騰対策支援金でございます。

94ページをお願いします。

目5児童福祉施設費のうち、96ページ最下段の物価高騰対応重点支援事業1,123万2,000円の増額は、物価高騰により増加した副食費への補助を行う保育所等給食費補助金や、光熱水費、燃料費等の高騰の影響を受けている保育所等へ支援を行う保育所等物価高騰等対策事業給付金でございます。

98ページをお願いします。

2枠目の目1保健衛生総務費のうち、3段目の物価高騰対応重点支援事業1,309万8,000円の増額は、物価高の影響を受けている医療施設等へ支援を行う医療施設等物価高騰対策支援金によるものがございます。

101ページをお願いいたします。

目4環境衛生総務費のうち、102ページの6段目、物価高騰対応重点支援事業

3,033万2,000円の増額は、物価高の影響を受けている生活者支援として、省エネ家電購入を補助する省エネ家電購入促進事業によるものでございます。

108ページをお願いいたします。

目6畜産業費のうち、109ページ1段目の畜産競争力強化対策緊急整備事業1億4,928万5,000円の増額は、歳入で御説明しました畜産業経営体の生産性向上のための施設整備に対する補助で、国の補正予算によるものでございます。

同じく、3段目の物価高騰対応重点支援事業7,347万9,000円の増額は、飼料価格高騰の影響を受けている畜産農家を支援する物価高騰対策畜産経営支援事業補助金でございます。

次に、目8農地費のうち、110ページ3段目の中山間地域総合整備事業211万7,000円の増額及び最下段の農業競争力強化基盤整備事業2,568万2,000円の増額並びに111ページ最下段の農業水利施設保全高度化事業3,858万8,000円の増額は、主に県営土地改良事業負担金による増でございます。国の補正予算によるものでございます。

同じく、112ページ2段目の農地耕作条件改善事業300万円の増額は、大型営農機械に対応した農地進入路の拡幅等、耕作条件改善のための工事費でございます。

同じく、3段目の物価高騰対応重点支援事業79万7,000円の増額は、電気料高騰の影響を受けている農業水利施設管理者を支援する農業水利施設電気料金等高騰対策支援事業補助金でございます。

次に、目9地籍調査費3,773万6,000円の増額は、地籍調査事業の事業費の増で、主に国の補正予算による増でございます。

115ページをお願いします。

2枠目の目2商工業振興費のうち、1段目の企業誘致等推進事業2億154万2,000円の減額は、主に企業誘致促進補助金の減でございます。対象企業の本格稼働時期が来年度へ変更となったことによるものでございます。

126ページをお願いします。

目5災害対策費のうち、2段目の災害用備蓄整備事業のうち、備品購入費516万6,000円の増額は、国の補正予算による補助を活用し、災害用備蓄品の整備を行うものでございます。

130ページをお願いします。

2枠目の目1学校管理費のうち、132ページ4段目の小学校営繕工事1億4,700万7,000円の増額は、主に隈府、菊池北、菊之池、花房、戸崎の小学校5校の校舎及び隈府、菊池北、菊之池、戸崎、旭志、泗水東の小学校6校の体育館の照明改修工事による増でございます。

147ページをお願いします。

目2 体育施設費のうち、148ページ最上段の体育施設整備事業441万7,000円の増額は、市営弓道場の照明改修工事による増でございます。

なお、ただいま説明しました小学校5校の校舎、小学校6校の体育館及び市営弓道場の照明改修工事は、いずれも国の補正予算によるものでございます。

153ページをお願いします。

目3 治山施設災害復旧費1,572万4,000円の増額は、8月豪雨により被災した下河原地区の阿蘇四宮神社裏の林地崩壊防止工事でございます。

恐れ入ります、38ページに戻っていただくようお願いをいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

資材の調達、関係機関との調整に不測の日数を要していることや、国の補正予算による事業実施などにより、今年度中に事業完了が難しいと判断されたものにつきまして、24件の追加と1件の変更を行うものでございます。

40ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

菊池市市民会館の指定管理について、来年度当初より業務を開始しなければならぬため、追加をするものでございます。

41ページをお願いします。

第4表、地方債補正でございます。

歳入の市債で説明しました同様の内容で、表に記載のとおり、全体で240万円の増額となっております。

また、地方債の借入利率が急速に上昇をしていることから、利率を年3%以内から年5%以内へ変更をいたしております。

次に、159ページをお願いします。

議案第21号、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

160ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額から761万7,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,445万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容としまして、各種事業費の執行見込みによる減額となっております。

次に、171ページをお願いします。

議案第22号、令和7年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

172ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から1,439万9,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,088万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減となっております。

次に、179ページをお願いいたします。

議案第23号、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

181ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から2億2,951万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,487万円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、介護サービス給付負担金の執行見込みによる減となっております。

次に、193ページをお願いいたします。

議案第24号、令和7年度水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

194ページをお願いいたします。

今回の補正は、第3条におきまして、水道事業収益を407万7,000円減額し、水道事業費用を538万7,000円減額するもので、主に消火栓の維持管理に伴う一般会計繰入金の減額及び衛星画像解析を活用した漏水調査に伴う国庫補助金の減額によるものでございます。

次に、第4条におきまして、資本的収入を2,449万1,000円減額し、資本的支出を4,634万8,000円減額するものでございます。

主に、事業費確定による建設改良費の減額及びそれに伴い第5条におきまして企業債を減額するものでございます。

次に、第6条におきまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としております職員給与費を122万円減額するもので、会計年度任用職員の報酬及び期末勤勉手当の減額によるものでございます。

次に、205ページをお願いいたします。

議案第25号、令和7年度下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

206ページをお願いいたします。

今回の補正は、第3条におきまして、下水道事業収益を8,501万3,000円減額し、下水道事業費用を1億117万7,000円減額するものでございます。

主に、事業費確定に伴う施設委託料及び施設修繕費の減額でございます。

次に、第4条におきまして、資本的収入を1億8,994万4,000円減額し、資本的支出を1億3,727万9,000円減額するものでございます。

主に、事業費の確定に伴う建設改良費の減額でございます。

次に、第5条の債務負担行為におきまして、永住吉地区の下水道区域の変更に伴い、農業集落排水事業の限度額を減額し、同額を特定環境保全公共下水道事業において増額するものでございます。

次に、第6条におきまして、建設改良費の減額に伴い、地方債を減額するものでございます。

次に、別冊となっております、議案第26号から議案第31号までの一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の令和8年度当初予算につきましては、令和8年度予算に関する説明資料により概要を御説明いたします。

説明資料の3ページをお願いいたします。

画面の共有もできておりますでしょうか。

令和8年度菊池市の財政規模でございます。

まず、一般会計につきましては、予算総額316億5,000万円、前年度比、12億8,512万円、4.2%の増でございます。

なお、比較対象となる一般会計の令和7年度の予算につきましては、同規模での比較ができるよう、当初の骨格予算に6月補正の肉づけ分を加えた予算額としております。

令和8年度当初予算の主な事業内容としましては、地域未来交付金を活用した菊池温泉街リブランディングによるインバウンド推進と稼げる観光体制づくり事業1億1,846万1,000円、菊池市まちなかデザインによるウォークブルシティ推進と新たなまちづくり事業4,208万9,000円、そのほか、小学校給食費の無償化を行う学校給食費支援事業1億4,402万9,000円、泗水図書館整備事業1億7,990万1,000円、孔子公園整備事業1億3,650万円などとなっております。

続きまして、特別会計でございます。

国民健康保険事業会計につきましては、予算総額61億3,341万円、対前年度比、マイナス2億176万7,000円、3.2%の減で、主に、県へ納付する一般被保険者医療給付費分負担金の減によるものでございます。

後期高齢者医療事業会計につきましては、予算総額9億751万1,000円、対前年度比、3,155万2,000円、3.6%の増で、主に、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

介護保険事業会計につきましては、予算総額61億597万7,000円、対前年度比、マイナス2,290万7,000円、0.4%の減で、主に、施設介護サービス給付負担金の減によるものでございます。

次に、企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、予算総額11億1,337万9,000円、対前年度比、1,543万3,000円、1.4%の増で、主に、建設改良費の増によるものでございます。

下水道事業会計につきましては、予算総額37億8,536万6,000円、対前年度比3億95万5,000円、8.6%の増で、主に、建設改良費の増によるものでございます。

4ページをお願いします。

令和8年度目的別歳入予算の状況でございます。

表中の主なものを説明させていただきます。

最上段の市税につきましては、62億7,712万6,000円、前年度比、2億9,046万4,000円、4.9%の増で、市民税につきましては、個人、法人ともに増額、固定資産税においても増額を見込んでおります。

次に、地方譲与税から地方交付税までにつきましては、国の地方財政計画と本市の実績等を精査した上で、見込額を計上いたしております。

そのうち、地方交付税につきましては、前年度比、2億円、2.3%の増となっており、これは普通交付税2億円の増によるものでございまして、これまでの交付実績や、国の地方財政計画による伸び率などから算出を行い、普通交付税78億円及び特別交付税10億5,000万円の計88億5,000万円を見込んでおります。

次に、国庫支出金は52億4,052万6,000円、前年度比、1億520万9,000円、2.0%の増となっており、増減の主なものとしまして、増のものが、市道整備のための社会資本整備総合交付金2億181万円や、自立支援給付事業費負担金8,799万9,000円、保育所等の整備に対する就学前教育・保育施設整備交付金5,579万4,000円、障がい児通所給付費等支援事業負担金4,553万2,000円の増、減のものが、定額減税補足給付金の不足額給付に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億9,366万2,000円や、小中学校1人1台タブレット更新に対する公立学校情報機器整備費補助金1億5,440万3,000円の減でございます。

次に、県支出金は28億6,279万3,000円、前年度比、6,299万円、2.2%の増となっており、増減の主なものとしまして、増のものが、小学校給食費負担軽減交付金1億3,327万6,000円や、自立支援給付事業費負担金4,400万円の増、減のものが、中山間地域等直接支払交付金5,565万9,000円や、参議院議員通常選挙委託金2,863万8,000円、国勢調査委託金2,464万8,000円の減でございます。

次に、繰入金は22億7,122万4,000円、前年度比、マイナス1億3,771万5,000円、5.7%の減となっており、主なものは、財政調整基金繰入金15億4,400万円や、がんばるふるさと菊池応援基金繰入金2億4,270万2,000円でございます。

最後に、市債は23億3,000万円、前年度比、2億7,810万円、13.6%の増となっており、主なものは、泗水図書館、文化財収蔵施設、孔子公園等の整備に伴う公共施

設等適正管理推進事業債 8 億2,930万円や、地方道路等整備事業債 4 億6,480万円、過疎対策事業債 2 億840万円、辺地対策事業債7,920万円となっております。

次に、5 ページをお願いいたします。

令和 8 年度目的別歳出予算の状況でございます。

表中の主なものを説明いたします。

まず、議会費は 1 億9,820万5,000円、前年度比、160万5,000円、0.8%の増でございます。

次に、総務費は37億7,313万8,000円、前年度比、4 億9,725万8,000円、15.2%の増で、主に、ふるさと納税促進事業 3 億5,099万円や、退職手当組合負担金 1 億9,223万1,000円の増でございます。

次に、民生費は119億1,086万7,000円、前年度比、1 億8,321万8,000円、1.6%の増で、増減の主なものとしまして、増のものが、自立支援給付事業の介護給付事業費 1 億7,599万8,000円、障がい児通所給付費等支援事業の介護給付事業費（児童）9,106万4,000円の増、減のものは、定額減税補足給付金の不足額給付 1 億8,662万円の減でございます。

次に、衛生費は18億9,230万円、前年度比、3 億2,978万9,000円、21.1%の増で、主に、一般廃棄物最終処分場埋立物処理運搬事業 3 億3,084万6,000円の増でございます。

次に、農林水産業費は17億9,782万3,000円、前年度比、2 億19万9,000円、12.5%の増で、主に、地域改善対策施設の解体工事を行う地域改善対策施設管理事業8,019万6,000円、旭志ふれあいセンターの整備を行う物産館施設整備事業5,496万5,000円の増でございます。

次に、商工費は10億1,850万3,000円、前年度比、2 億5,238万5,000円、32.9%の増で、主に、孔子公園整備事業 1 億2,490万6,000円、本市に立地を図る企業を補助する企業誘致促進補助金9,320万1,000円、宿泊施設高付加価値化促進事業補助金 5,000万円の増でございます。

次に、土木費は32億7,971万6,000円、前年度比、2 億1,416万2,000円、7.0%の増で、増減の主なものとしまして、増のものが、玉祥寺橋の架替工事や、道路橋梁の管理を行う道路橋りょう維持事業 3 億858万3,000円、菊池森林組合木育施設への補助6,000万円の増、減のものが、下水道事業会計繰出経費 1 億4,560万6,000円の減でございます。

次に、消防費は 9 億6,599万9,000円、前年度比、9,632万5,000円、11.1%の増で、主に、菊池広域連合負担金8,196万2,000円の増でございます。

次に、教育費は34億8,274万7,000円、前年度比、マイナス 3 億7,252万6,000円、

9.7%の減で、増減の主なものとしまして、増のものが、既存施設を文化財収蔵施設へ改修する文化財保護費 1 億9,065万9,000円、泗水図書館整備事業 1 億7,620万8,000円、小学校給食費の無償化を行う学校給食費支援事業 1 億4,402万9,000円の増、減のものは、中学校長寿命化改良事業 6 億329万8,000円、児童生徒の 1 人 1 台タブレット更新を行いました学校 I C T 教育推進事業の小学校分が 2 億698万8,000円、同じく中学校分が 1 億858万円の減でございます。

次に、災害復旧費は1,802万円、前年度比、354万3,000円、24.5%の増で、主に、令和 7 年 8 月豪雨の災害復旧費用の増によるものでございます。

次に、公債費は32億7,268万2,000円、前年度比、マイナス 1 億3,083万8,000円、3.8%の減でございます。

なお、6 ページから10ページにかけまして、性質別歳入予算分析表、目的別性質別歳出予算分析表、性質別歳出予算分析グラフを記載しております。

また、別冊の一般会計の主要事業につきましても、後ほど御覧をいただきたいと思えます。

以上が、一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の令和 8 年度当初予算の概要でございます。

それでは、議案書その 1 に戻っていただくようお願いをいたします。

議案書その 1 の57ページお願いいたします。

画面表示できておりますでしょうか。

議案第32号、第 3 次菊池市総合計画（基本構想・後期基本計画）の策定についてでございます。

地方自治法第96条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例及び菊池市総合計画策定条例の規定により、議会の議決をお願いするもので、59ページから153ページまでが計画書となっております。

基本構想は、令和 4 年度から令和11年度までの 8 年間、後期基本計画は、令和 8 年度から令和11年度までの 4 年間の計画期間でございます。

次に、155ページをお願いします。

議案第33号、菊池市過疎地域持続的発展計画の策定については、本市の過疎地域持続的発展計画の策定に当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、議会の議決をお願いするもので、157ページから200ページまでが計画書でございます。令和 8 年度から令和12年度までの 5 年間の計画期間としております。

次に、201ページをお願いいたします。

議案第34号、公の施設の指定管理者の指定については、菊池市市民会館の指定管

理者の指定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

指定しようとする団体及び指定の期間は、記載のとおりでございます。

次に、203ページの議案第35号から207ページの議案第37号までは、認可地縁団体である地元行政区に対し、地方自治法の規定により、財産の無償譲渡を行うものでございます。

203ページをお願いいたします。

議案第35号は、横町消防車庫の無償譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市隈府の土地及び建物でございまして、その他、財産の概要は、記載のとおりでございます。

譲渡の相手方は、認可地縁団体の横町区でございます。

205ページをお願いいたします。

議案第36号は、西正観寺区への公民館用地の無償譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市隈府の土地でございます。

その他、財産の概要は、記載のとおりでございます。

譲渡の相手方は、同じく認可地縁団体の西正観寺区でございます。

207ページをお願いいたします。

議案第37号は、戸崎支館の土地・建物の無償譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市赤星の土地及び建物でございます。

その他、財産の概要は、記載のとおりでございます。

譲渡の相手方は、認可地縁団体の上赤星区でございます。

次に、209ページをお願いいたします。

議案第38号、菰入新橋旧橋橋台撤去受託工事の施行に関する基本協定の締結については、基本協定を締結するに当たり、条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

協定の目的は、菰入新橋旧橋橋台撤去受託工事の施行に関する基本協定、協定の金額は、2億2,700万円、協定の相手方は、国土交通省九州地方整備局でございます。

なお、この協定につきましては、令和8年2月4日、相手方と合意し、仮協定を締結いたしております。

次に、211ページをお願いいたします。

議案第39号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和7年度菊池市総合体育館屋根外壁改修工事につきましては、令和7年第2回定例会において、契約締結の議決をいただいたところでございますが、今回、足場設置後の詳細調査により判明した外壁劣化箇所の補修工事の追加などに伴い、契約変更を行う必要が生じたことから、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、この変更内容につきましては、令和8年1月19日、受注者と合意し、仮契約を締結いたしております。

次に、213ページをお願いします。

議案第40号、市道路線の認定については、開発行為に伴い、道路法の規定により、市道路線の認定について、議会の議決をお願いするもので、214ページ及び215ページが認定する路線及び位置図でございます。

以上、議案第4号から議案第40号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る2月24日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、2月18日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後0時09分

第 2 号

2 月 24 日

令和8年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和8年2月24日（火曜日）午前10時開議

第1 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 委員会付託

出席議員（18名）

1番	城	太志郎
2番	欠	員
3番	安武	睦夫
4番	稲継	智康
5番	古田	浩敏
6番	島	春代
7番	大山	宝治
8番	田中	教之
9番	福島	英徳
10番	緒方	哲郎
11番	後藤	英夫
12番	欠	員
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	宇野木 浩 二
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	久 川 知 己
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	中 原 親 弘
財 政 課 長	上 野 重 智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	稲 葉 一 郎
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	前 川 幸 輝
農業委員会事務局長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 原 憲 一
事 務 局 課 長	高 山 賢 一
議 会 係 長	西 住 剛
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、御起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○

○水上隆光 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。
東奈津子前議員の辞職に伴い、福祉厚生常任委員会の副委員長が不在となっており
ましたので、副委員長の互選が行われました。それにより、福祉厚生常任委員
会の副委員長に古田浩敏議員が就任されていますので、御報告いたします。
以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 委員会付託

○水上隆光 議長 次に、日程第1、委員会付託を行います。
議案第4号から議案第40号までについては、お手元に配付しております議案等付
託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。
各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいた
します。

令和8年第1回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第4号	菊池市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第11号	菊池市教育振興小川奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第12号	菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第13号	菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第14号	菊池市例規の見直しに伴う総務課関係条例の整理に関する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第 32 号	第 3 次菊池市総合計画（基本構想・後期基本計画）の策定について
	議案第 33 号	菊池市過疎地域持続的発展計画の策定について
	議案第 34 号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市市民会館）
	議案第 35 号	財産の無償譲渡について
	議案第 36 号	財産の無償譲渡について
	議案第 37 号	財産の無償譲渡について
	議案第 39 号	工事請負契約の変更について
福祉厚生 常任委員会	議案第 5 号	菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 6 号	菊池市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
	議案第 7 号	菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 8 号	菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 9 号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 15 号	菊池市例規の見直しに伴う保育園関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第 16 号	菊池市例規の見直しに伴う高齢支援課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第 17 号	菊池市例規の見直しに伴う健康推進課関係条例の整理に関する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
経済建設 常任委員会	議案第 10 号	菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 18 号	菊池市例規の見直しに伴う農林整備課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第 19 号	菊池市例規の見直しに伴う下水道課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第 38 号	菰入新橋旧橋橋台撤去受託工事の施行に関する基本協定の締結について
	議案第 40号	市道路線の認定について
予算決算 常任委員会	議案第 20号	令和 7 年度菊池市一般会計補正予算（第15号）
	議案第 21号	令和 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
	議案第 22号	令和 7 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 23号	令和 7 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
	議案第 24号	令和 7 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 4 号）
	議案第 25号	令和 7 年度菊池市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
	議案第 26号	令和 8 年度菊池市一般会計予算
	議案第 27号	令和 8 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第 28号	令和 8 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
	議案第 29号	令和 8 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第 30号	令和 8 年度菊池市水道事業会計予算
	議案第 31号	令和 8 年度菊池市下水道事業会計予算

○水上隆光 議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日、2月25日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午前10時01分

第 3 号

2 月 25 日

令和8年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和8年2月25日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1番	城	太志郎
2番	欠	員
3番	安武	睦夫
4番	稲継	智康
5番	古田	浩敏
6番	島	春代
7番	大山	宝治
8番	田中	教之
9番	福島	英徳
10番	緒方	哲郎
11番	後藤	英夫
12番	欠	員
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	宇野木 浩 二
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	久 川 知 己
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	中 原 親 弘
財 政 課 長	上 野 重 智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	稲 葉 一 郎
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	前 川 幸 輝
農業委員会事務局長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 原 憲 一
事 務 局 課 長	高 山 賢 一
議 会 係 長	西 住 剛
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、御起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方は御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一朗と申します。今日は傍聴のほうで民生委員の方がたくさんおいでになっております。本当にありがとうございます。

さきの衆議院選挙は、高市首相の専権事項で突然の解散、戦後最短の16日間の選挙期間、700億円もの公費負担、2月という真冬の投票日という、国民にいろいろな物議を醸し出しました。結果、自民党が単独で過半数を超えるという圧勝でございました。

高市首相は所信表明演説で責任ある積極財政と憲法改正を述べていますが、私たち国民は民衆の幸福と平和を守り抜くために、時に厳しく政治を監視する必要があると感じております。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、民生委員・児童委員及び主任児童委員について、質問をさせていただきます。

民生委員・児童委員及び主任児童委員については、昨年11月に民生委員の一斉改選が実施されました。これまで長年にわたり地域福祉における支援活動に御尽力された委員の皆様、この場をお借りして感謝申し上げます。

民生委員は、地域住民の生活上の悩みやお困り事に耳を傾け、必要な行政サービスや専門機関への橋渡しを行う、地域で最も身近な相談相手とされております。無報酬のボランティアとなっていますが、法的な根拠に基づき、行政と住民をつなぐという非常に重要な社会的立場にあります。無報酬とはいえ、活動の複雑化、高齢

化に伴う負担軽減と処遇改善が急務だと感じております。

まず初めに、確認でございますが、民生委員・児童委員と主任児童委員の方々がどのような活動をされておられるのか、市民の方々もまだ知らない方もおられますので、その説明をまずしていただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。泉田議員の御質問にお答えいたします。

民生委員・児童委員は、それぞれが担当する地域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を担っております。

具体的な例を申し上げますと、高齢者や障がい者世帯の訪問による生活状況の把握、地域における見守り・安否確認の実施、生活上の相談・助言・援助を行い、必要に応じて福祉サービスの情報提供や相談機関へつなぐ活動を行っております。

主任児童委員は、地域担当の民生委員・児童委員と連携しながら、子育て世帯の訪問支援や児童の健全育成のための地域活動を行っております。

児童健全育成活動の例といたしましては、児童生徒の登校時の見守り、学校での採点や提出物確認などの協力活動、子ども食堂への協力などがございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、御答弁いただきましたように、様々な地域に密着したお仕事をされている、活動をされていると伺っております。やはり非常に重要な活動だと思っております。

次に、全国的に民生委員の成り手不足が問題となっております。民生委員は地域住民をつなぐよき隣人として、高齢化社会において不可欠な存在であることは間違いありません。しかし、成り手不足が実際あるのであれば、その役割を見直し、現代の生活スタイルに合った持続可能な仕組みをつくる必要があると思っております。

2つ目の質問でございますが、民生委員の過去における充足率をお示しいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

民生委員・児童委員及び主任児童委員の定数は県の条例で定められております。

本市の民生委員・児童委員は、前任期より5名増えて102名、主任児童委員は12名となっております。

民生委員・児童委員の充足率につきましては、前々回改選時の令和元年では95.88%、前回改選時の令和4年では98.97%でありましたが、追加の委嘱があり、2回とも最終的には充足率は100%となっております。

現在の委員は、昨年12月に一斉改選が行われ、民生委員・児童委員 定数102名に対し、委嘱数100名、欠員2名、充足率は98.03%でございます。

過去と同様に充足率が100%となりますよう、努力してまいります。

なお、主任児童委員につきましては、定数12名に対し委嘱数12名、充足率は過去3期継続して100%でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、答弁ありましたように、最初はマイナスの部分がありますけれども、最終的には100%になったということで、皆さんの御努力があったということで、安心しております。

今回もマイナス2の98%ということでもありますけれども、これも努力していただき、100%につなげていただきたいと思いますと思っております。

主任児童委員のほうも、予定どおり100%を続けておられるということで、私も安心しました。全国的には非常に厳しい状況だとは思いますが、菊池市としては、それを持続していただきたいと思いますと思っております。

それでは、3つ目の質問ですけれども、民生委員の活動内容で、訪問活動があります。これは担当地域内の高齢者や障がい者、子育て中の家庭を訪問し、困り事がないか確認するということですが、最近はプライバシーの保護の観点から、訪問しづらいことがあると聞きました。それは単独世帯であれば、男性が1人で女性宅に行かれないし、女性が1人で男性宅に行かれません。そのようなときは区長さんや知人の人に同行してもらったりしておりますというようなことも聞いております。また、訪問する中で、孤独死の方を発見したということもありますし、住民とのトラブルの対応や虐待等、複雑な生活相談の専門性が求められることもあるかと思えます。

そういう中で、少し民生委員の活動の事例を挙げますと、家庭訪問時に暴言を吐かれたと。そして、俺に関わるなというような言葉をかけられたということも聞いております。また、ごみ屋敷になっているところもあるし、また、認知症がひどくなっておられる方もおられると。その対応をどうしたらいいだろうかとか、または、

親が80代、子どもさんが50代で、ひきこもりなどの複合的な課題を抱えている人もおられると。また、子どもさんが親に暴力を振るうということも聞いております。また、お金がない、電気もガスも止められたという相談を受けたということがあります。

そういう中で、様々な相談を民生委員の方は受けられますけれども、このお一人で民生委員がそういう内容を受けて進めていくというのは非常に無理があるし、大変であるということで、私の聞いたところでは、民生委員活動をサポートする体制というものが全国でもありますけれども、菊池市ではどのようなサポート体制が整っているのか、そこを質問します。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

民生委員・児童委員が担当する地区は、厚生労働大臣が定める基準の世帯数に応じて決定されているため、委員によっては1人で複数の行政区を担当するなど、活動が広範囲に及ぶ場合もございます。

本市では、支援範囲を明確にし、委員活動を円滑に進めるため、特に支援を必要とする住民の情報である避難行動要支援者名簿を民生委員・児童委員と共有しております。

また、各委員に防災タブレットを配布し、行政及び関係機関からの情報提供を行っております。

社会福祉協議会では、地域支え合いを進めるため地区社協や地域福祉委員を設置し、地域における福祉課題の収集や意見交換など、民生委員などの活動支援を行っております。

加えて本市では、6つの区域に分けて民生委員・児童委員協議会が組織されており、委員はそれぞれの協議会に所属しております。

民生委員・児童委員協議会では、月1回の定例会や部会研修などで事例検討・情報共有・連携構築など、委員相互の協力についての検討や情報共有が行われております。

定例会などには市や社会福祉協議会も加わり、委員の不安解消・課題解決に向けた助言を行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、そういういろんな問題があった場合には協議会等を

開いて、それを検討していくと。そしてまた、そのサポートをしていただく方もその中でおられるということで、少し安心しました。

全国では、そういう協力体制というものができているということも聞いております。うちはうちのやり方で、今までのやり方を取りながらやっていくということでもありますので、今後ともその検討委員会を密接にやっていただきたいと思いますと思っております。

それでは4番目に、成り手不足の原因として民生委員の高齢化がございます。全国的に70歳代が約7割を占めているということです。現役世代の参加が困難な中、役割の多様化により、精神的、肉体的負担が増大しております。どうしても会社員なら定年後からスタートするケースが多いので、平均年齢が高いのは否めないのですが、例えば若い人や現役の会社員でも時間短縮で活動できるような体制づくりも考える必要があると思います。

4つ目の質問でございますが、民生委員・児童委員並びに主任児童委員、それぞれに、本市と近隣市町村の平均年齢をお示し願いたいと思います。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

本市における民生委員・児童委員の平均年齢は69.5歳、主任児童委員の平均年齢は65.8歳であります。

近隣市町の状況としましては、民生委員・児童委員の平均年齢は、山鹿市69.7歳、合志市69歳、大津町68.7歳、菊陽町67.3歳です。

続いて、主任児童委員の平均年齢は、山鹿市64.2歳、合志市68歳、大津町73.6歳、菊陽町59歳です。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、菊池市が69.5歳ということでお伺いしました。山鹿が69.7歳、70歳に近い方々がこの民生委員をされているということで結果が分かりました。

この高齢化の年齢というのが、75歳までは民生委員を続けられるということでお聞きしました。それ以上の方でもちゃんと健康で頑張ればなっただけということでもありますけれども、やはりそういう年齢の方々に負担をかけるというのは非常に厳しいものがあります。できるだけそういう若い人でもなれる環境づくりも必要じゃないかと思っております。

次に、本市においても昨年改選され、新民生委員でスタートしたばかりですが、民生委員に推薦し、なっただけまでの御苦勞もあつたと思ひますし、決意してなられた方も大変なことと思ひます。

これらの課題を踏まえ、本制度の是非を問う時期に立たされておると感じます。全国的にも、やはり菊池だけじゃなく、同じ問題を抱えておられると思ひております。そういうところで、本市の民生委員の課題及び今後の取組についてお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答へいたします。

民生委員・児童委員の選任に当たりましては、各区長の御協力を得て候補者の推薦をいただいております。

おかげをもちまして、先ほど答へしましたとおり、本市は高い充足率を維持しておりますが、担い手不足により委員の選任には、各区で大変苦慮されておると伺っております。

要因としましては、高齢化・就労形態の多様化・地域コミュニティの希薄化があると見ており、今後は、さらに委員候補者確保が難しくなるのではと懸念しております。

行政としましては、地域住民の福祉向上に向けて、重責を担う各委員の負担の軽減・活動上の不安解消を図るため、先進事例・好事例の情報収集を行い、社会福祉協議会とともに、民生委員・児童委員の皆様が安心して活動できる環境づくりに向けた取組を進めてまいります。

併せて、委員活動内容ややりがい、委員の存在意義について、住民への周知を行い、各委員への地域住民の理解・協力体制構築を図ってまいります。

以上、お答へいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、課題の中で、菊池市として行政との連携や社協さんとの協力、そして専門機関等とのつなぎを持っていくというようなことを言われました。非常に重要なことだと思ひます。できるだけ民生委員の方が負担軽減になるように、様々な先進事例を研修していただひて、菊池の民生委員の方々に、またそれをつなげていただひたいと思ひております。

最後に、市長にお伺ひします。

部長が今答へられましたけれども、総じて今後の民生委員への市長の思いをお伺

いしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。民生委員・児童委員及び主任児童委員の皆様に対する私の思いを述べよという趣旨の御質問でございました。

民生委員・児童委員また主任児童委員の皆様におかれましては、特別職の地方公務員という身分である一方で、一地域住民としてのお立場から地域に根差した活動を行っていただいております。

誰もが安心して暮らせる地域づくりというものにおいて非常に重要な役割を果たしていただいております、行政としても本当にかげがえのない存在であるというふうに認識しておるところでございます。

今日の地域社会におきましては、少子高齢化の進展や、あるいは家族形態・地域社会の在り方が大きく変化しております、これに伴い福祉課題のほうも多様化し、複雑化しておる中でございます。こういう中で委員活動をされるにおきましては、大変な御苦勞が多いことというふうに思います。そういう中で、住民の皆様にご真摯に向き合い、精力的に職務に当たっていただいていることに対しましては、本当に地域愛あるいは隣人愛というものがなしではできないこととあります。このことに対しまして、大変日頃より感謝しておりますし、また心より敬意を表するところでございます。

地域福祉の要である一方、任期が1期3年ということで比較的長うございますし、しかも原則無報酬ということとありますので、民生委員の皆様が円滑な活動に取り組めるように、市としましては、協議会に対しての財政支援を今後も継続して、社会福祉協議会と連携をしながら強力に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、市長の民生委員に対しての強いサポート決意をいただきまして、ありがとうございます。

今後、また具体的には活動費等の増額や、報告書類の簡素化、様々な解決をしていながら、民生委員が活動しやすい環境づくりを菊池市がつくっていただけるようお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

○水上隆光 議長 これでは、泉田栄一郎議員の質問を終わります。
ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前10時24分
再開 午前10時31分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 皆様、おはようございます。田中教之です。今回、大きくは3つのことを質問させていただきます。

まず、安心安全のまちづくりについてです。

この趣旨は、最近、熊本県の犯罪認知数が少しずつですが増加傾向にあるようです。日本全体の刑法犯は、2000年前後をピークに減少傾向で進んでおりましたが、コロナ禍のときから、空き巣、オートバイや自転車の窃盗、万引き等が徐々に増えてきております。

また、令和6年の熊本県の外国人の犯罪検挙数は134件、この数字自体はそこまで高くはないのですが、前年より82件と急激に伸びていることが懸念されます。

令和6年の熊本県警が発表した市町村別犯罪認知数を見ますと、菊池市は155件でした。これも特別多い数字ではございません。全体の真ん中ぐらいという形の認識でございます。

ただ、令和6年から、空き巣とか、万引きとかいう項目のほかに、電話でお金詐欺という項目が追加されました。この数字が菊池市は8件という認知数です。この数字は熊本県の市町村で3番目に多い数字でございます。熊本市の北区や西区より多い数字です。

熊本市全体は62件ということで断トツに多いんですが、区で考えますと、菊池市のほうが多いというところでございます。

高齢者への詐欺の話をしてしまいましたが、近年では子どもを狙った声かけ、不審者の出没など、実際に数字として表れていない件数も多いと聞いております。最近は小学生に写真撮っていいかというふうに声をかける事例が非常に多くなっていると聞いております。黙って写真を撮って、それをSNSでアップするというふうな被害も確認されており、SNSに起因する小学生の被害児童数は、熊本県の場合、平成27年の35人から、令和6年は約4倍の136人というところでございます。

菊池市はこれまで、地域のつながりを大切にした安心安全のまちづくりを進めて

こられました。少子高齢化が進む中で、従来の見守り体制だけでは十分とは言えないかもしれません。特にSNSという新たな側面が出てきた以上、見守りされている方が御高齢だったり、対策が取れないというところもあるのかと思います。高齢者や子どもの安心安全をより確実に見守るため、見守り体制の強化が急務である考えます。

そこで、1回目の質問をさせていただきます。

菊池市における高齢者及び子どもの見守り体制の現在の取組状況と、それに伴う課題についてお答えください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、田中議員の質問にお答えをいたします。

本市で現在行っております、高齢者や子どもへの見守り体制につきましては、まず、子どもたちの見守り活動といたしまして、防犯協会、少年補導員、学校、PTA及び市で組織をいたしております菊池安全安心パトロール隊による、下校時間帯での防犯パトロールの実施。

学校では、登下校時の地域学校安全指導員の皆様によるパトロールや巡回指導等、地域での防犯を視点とした見守り活動を行っていただいております。

加えて、通学路など小・中学校ごとに各1台の見守りカメラ設置によります登下校の見守りのほか、防災行政無線による子どもたちの下校を見守っていただくよう、市民の皆さんへの呼びかけなどを行っているところでございます。

また、民生委員・児童委員の皆様のご活動といたしまして、登校中の児童・生徒の見守りのほか、高齢者を対象といたしました見守り活動として、独り暮らしの高齢者宅を訪問していただいております。その際に犯罪や消費トラブルに関するチラシの配布・周知も併せて行っていただいております。

このほか、建設業協会、老人クラブなど各種団体にも見守り活動に協力をいただいております。

次に、犯罪防止の取組といたしまして、防犯協会、年金受給者を対象とした市内金融機関で特殊詐欺防止の呼びかけ。

消費生活センターでは、出前講座による消費被害防止の啓発。

警察から不審者情報が入った場合や、特殊詐欺が多発した場合には、防災行政無線や防災・行政ナビによる被害防止の啓発などを行っているところでございます。

このように各種の取組を行っておりますが、全国的にも交通事故の発生や巧妙化した特殊詐欺などが後を絶たない状況がございますので、今後も警察や関係機関と

連携を密に行い、見守り活動や啓発活動を継続し、防犯意識の徹底を図ることで、高齢者や子どもをはじめ、市民の皆様の安全につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 子ども、高齢者に向けて、様々な方々が協力していただけていると。まず、それについて感謝申し上げます。

特に、通学時、下校時、そして民生委員の方、また防犯協会の方、消費生活センターの方、様々な方が菊池市は特に関わっている方が多いというふうな認識しております。

また、郵便局の声かけとかも中山間地域では本当に有効だと思いますし、振り込め詐欺等に関しては、やっぱり銀行とかコンビニの方々の見守りがあれば、そこで未然に防ぐというところも、他の地域も含めて非常に有効な取組だと私は考えております。

以前、消費生活センターの活動について、一般質問させていただきました。そこにはこれから、変な言い方ですが、こんな犯罪がはやるんじゃないかという予備的な情報がたくさん集まる場所だなどと思います。特に高齢者の方は、言い方は悪いんですけど、特に独り暮らしだといろんな形でだまされる環境になりやすいときもありますので、消費生活センターの取組の報告を精査するということは、結構事件・事故への予防になるのかなと思ったりしております。

まず、ちょっと最初に、子どもの見守りについてお話ししたいと思いますが、いろんな地域の方、特に菊池の場合、いろんな方が見守っていただけるので、そこそこ安心はしておるんですが、やはり子どもたちで、ふだん通学路と違うところを行ってみたりとか、人があんまりいないところをちょっと歩いてみたりとか、そこら辺は登下校を隅々まで監視することは非常に難しいと思っております。3時過ぎ頃、地域の方の見守りということで、アナウンスされていることは地域の皆さんは知っていると思いますが、実際、自分の集落や地域で子どもたちが歩いているところ、1人で歩いているところを見て、ちょっと不安になったりとかと思っても、そこをずっと見守るわけにもいかないという限界がございます。

先ほど申したとおり、今は声かけの事例も写真を撮らせてくれというのが圧倒的に多いらしくて、それが後々の何というか、犯罪につながっていくところが懸念されます。

そこで、ちょっと東京都品川区の児童見守りシステム「まもるっち」というとこ

ろを紹介させていただきます。

これはGPS機能、通話機能付きの防犯ブザーで、品川区に住んでいる小学生全員です。私立だろうと、国立の小学校に行こうと、全員にこれを無償で貸与するものでございます。

本当にまもるっちは、当時はやったたまごっちからちょっとまねて作ったということで、大きさ的にはスマートフォンの半分よりちょっと大きいぐらいの大きさなんですけど、私もちょっと研修で品川区の担当の方に話を伺うことができました。

見た目はスマホみたいな感じなんですけど、ブザーですので、栓を引くと、3秒以上たつとそのセンターに直接通じて、子どもは何もしなくても、向こうから何がありましたというふうにすぐに応答ができると。通話ボタンを押すとか、そういうことはなしに、ハンズフリーで会話ができるということでございます。3秒以内というのは、間違えて抜く事件が多かったということで、3秒以内にまた抜けても差し込めば、そこはセンターにつながらないというところでございます。これは導入されてから20年以上たって、ちょうど20年目の、たったという記事が全国紙に載っていましたので、前からちょっと関心があったところでございます。2005年から20年なので、去年の11月に品川区に訪問させていただきました。

これがいいところは全員に配る、小学生全員が持っているというところですので、非常にこれは抑止になるというか、下手に声かけしてブザーが鳴ると、すぐスピーカーが鳴って、「どうされました」と大人の声が出てくるというところでございます。これによって、未然に被害を減らしたということも報告されており、発報数、いわゆる問合せがあった、ブザーが抜けて、しっかり発報した件数が、令和6年度で9万3,869回、7割ぐらいが間違えて抜けましたということらしいんですけど、残りの3割は確実に事件につながりそうなことを未然に防いだというところでございます。緊急事案が14件というところで、そういった件が行われております。

これは教育委員会が主体となるんじゃなくて、菊池市でいう防災交通課的なところが対応しているというところが特徴でございます。学校の先生もそういう端末を持って、クラスの担任が、朝、学校に来てない子がどこにいるのかなと思ったら、GPSを見ると家にいたので電話したら、おなかが痛くなったので、家でずっと寝てたというような事例も分かりますし、ちょっと親とのトラブルの中で、親に言えないこともそのブザーで通話機能もありますので、担任の先生に親からこういうことをされたというところも連絡があって、親子げんかの場合が多いと思うんですけど、その中で、やっぱりそういった暴行の事例もございます。

品川区の小学生は、大抵現在1万8,000人というところでございます。菊池市は2,000人から3,000人の間ぐらいだというふうに、上下はありますが、聞いておりま

す。予算が1億5,000万円、非常に高いんですが、端末は大体回線費用が年間300円ぐらいというところで、菊池にすると90万円前後ぐらいかなとは思いますが。

ただ、このハード面じゃなくて、これがすごいのは、やっぱり菊池市と似ているところもありますが、警察と学校と、先ほど防犯協会みたいな生活安全サポート隊というのが、これは普通の民間の方が加入されていて、それに登録すると、例えば公園でそういった通報があったというときに、警察も学校の先生も遠いところだったら、そこの近所に住んでいる方がすぐ画面上に、私もちよっと見せてもらったんですが、画面上に「協力者はここにいます」ということでその方に呼びかけて、見に行ってもらえますかということで、見に行けるというところでございます。

こういったソフト面の開発をもう20年かけてやってきたので、今でも予算はかかりますが、地域の方に信頼されて続けられているというふうな情報でございます。私は、もう子どももちろんですけど、必要な高齢者の方にも、用途に応じてはそういった何かGPS機能を持たせることによって、遠く離れていらっしゃる子どもさんとか、周囲の方が安心されるんじゃないかなと思ったりもしております。

そこで、2回目の質問なんですが、菊池市においても高齢者や子どもの安全をさらに高めるため、希望する高齢者や保護者に対し簡易型のGPS端末を無償で貸与する。または、そういったことを含めて、地域の警察や、そういった協力隊の方と連携するといった制度を検討できないでしょうか、お答え願います。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、田中議員の再質問にお答えをいたします。

本市におきましては、まず児童に対する対応といたしまして、小学校新入児への防犯ブザー、黄色い帽子、黄色いランドセルカバーを配布するとともに、先ほど御答弁いたしましたとおり、関係機関と連携をいたしました各種見守り活動を行っているところでございます。

ただいま御紹介がございました、GPSを活用した児童見守りシステムにつきましては、一定の安全確保の効果というものは認識をいたしております。一方で、保護者の見守りに対する考え方であったり、費用負担の状況、またシステムで位置情報を確認する方法についても様々あるようでございますので、教育委員会とも連携をして、他市の状況も見ながら、慎重に調査をする必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 やはり位置情報だとプライバシーの問題ということで、保護者の方、それぞれいろいろ懸念があるかと思います。

ただ、品川区のその取組を見てもみますと、そういったハード面のシステムだけでなく、やっぱりそういった協力隊という方が非常に熱心に対応されていて、先ほど申したように、写真を撮られたというところでも、その協力隊の方が近寄ってスマートフォンを見せてもらって、しっかり目の前でちゃんとそのデータを削除させてくださいと言ってしっかり対応されたり、そういったことまで、事前に皆さんトレーニングされてやっていたらというところのその安心感が、多分20年間続けられている証拠だと思っております。

お金がかかることですので、もちろん早急には申しませんが、今、やはり人間の見守りプラスアルファやっぱりシステム的なものはこれからは必要になってくると思います。目に見えにくい事件や事故が起きますので、そういった面で、高齢者の方、子どもの見守りについては、新たな設備に積極的に投資していただけることと期待しております。

次に移ります。

次は、公共政策について質問します。

菊池市は令和6年度に菊池市地域公共交通計画を策定されました。本年度から令和12年の5か年を計画期間として、持続可能な公共交通の構築を目指しております。

現在、高齢者の方が増えたり、そもそもの人口の減少、それに伴って運転手の方が不足している。また、国道325号の交通量が増加したり、課題がたくさん山積する中、地域住民の移動手段の確保、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには公共交通の抜本的な強化が不可欠だと思っております。

本市の実情に即した効果的な政策を進める観点から、1回目の質問をさせていただきます。

本市地域公共交通計画の現在の進捗状況について、令和7年度の進捗状況であったり、重点取組、今後の見通し等をお示しください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、改めまして、皆様、おはようございます。

菊池市地域公共交通計画の主な施策の進捗状況について、お答えをいたします。

まず、運転免許証自主返納者に対する支援の一環として交付しておりますべんりカーとあいのりタクシー共通乗車チケットにつきまして、令和7年度からチケットの金額を1,000円相当から1万5,000円相当に増額して利用促進を図っております。

地域内交通の運行形態の見直しにつきましては、利便性向上を図るため、あいの

りタクシーの乗降場所の追加等を行っております。

公共交通の担い手確保につきましては、県内バス事業者5社の合同就職説明会を本市ホームページや市の広報紙で周知を行っております。

交通事業者に対する運行補助及び運賃体系の見直しにつきましては、燃料費等の価格高騰や運転手の給与等の見直しにより、あいのりタクシー運行経費が増加している現状を踏まえ、補助対象経費に回送料金を追加しております。

次に、阿蘇くまもと空港アクセス交通の運行につきましては、今年度観光客の実態調査を行っている熊本県をはじめ、空港、事業者等と連携し、実証内容を検討しております。

また、きくちべんりカーの運行内容の見直し及び市街地内の路線バス経路の見直しにつきましては、令和8年度に路線再編に係る委託を予定しており、本定例会に当初予算として上程をしております。

その他の施策につきましても、実証や見直しに向けた情報収集等を行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 令和7年度はまだ終わっていませんが、最初の実証実験の委託だったり、これから次年度に向けての予算、それぞれ確保されていることで安心しました。

また、やはり運転手や交通事業者への補助をされたり、これからまた大幅に行われるということで、非常にありがたいことだと思います。

べんりカー、あいのりタクシーの1万5,000円、大幅な上昇は初めて聞きましたので、これは皆さんに知ってもらいたいなと思ったところでございます。

この公共交通計画、住民アンケートを基にということで、前回、私がこの公共交通に関する一般質問をしたときはまだアンケート中だったということで、そのアンケートを踏まえてされておまして、いろんなバス路線の見直しだったり、新しい交通形態の構築など、いろんな項目が行われております。

まちづくりを行う中で、やっぱり移動手段というのは、どうしても住んでいる人にとっては、どこに住むかというところで重要な要因だと思うんですね。前にも話しましたが、やはり菊池は電車もありませんし、インターもないということで、中身をどうやって魅力的にして来てもらうかというところで、市長をはじめ市は取り組んでいらっしゃると思います。ただ、これからハードも、やっぱりそういった移動手段をどうやって魅力化していくかというところも重要ななというふうに考

えております。

そこで、この公共交通計画の何点かについて、ちょっと具体的な説明を求めたいと思います。

まず、計画に掲げてある地域内交通の運行形態見直しと、もう1点、地域住民、事業者と交通事業者との新たな交通体系の構築という、この2点についてお伺いしたいと思います。

本市の地域内交通では、現在、あいのりタクシー、事前予約制の乗合タクシーですが、これは運行されております。この運行バスをどのような運行形態に見直すか、具体的な方策等があればお示してください。

また、新たな交通体系の構築とありますが、これには地域住民、事業者、交通事業者が連携した持続可能な仕組みを目指すとされています。これについては、前者が施策の1-2-①、後者にとっては施策の1-4ということになっておりますが、こういった具体的な利用者がこういう方で、こういった方が事業主でという形で、もしイメージがあれば詳しくお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、御質問の取組内容につきまして、お答えをいたします。

本市地域公共交通計画に掲げております「地域内交通の運行形態の見直し」につきましては、地域別の利用特性を踏まえ、きくちあいのりタクシーの運行地域や運行時間帯などの見直し、利用方法の周知などを行うこととしております。

また、「地域住民等と交通事業者の連携による新たな交通体系の構築」につきましては、既存の公共交通で対応できていない地域内の小規模な移動ニーズに対応するため、地域住民等をドライバーとする新たな地域内移動サービス、いわゆるライドシェアの構築に向けて取り組んでまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 結構部長あっさり答えられましたけど、結構計画の中でより具体的に、例えばあいのりタクシーを見直す案として、区域通行型からバス型にするとか、一応書いてあるから、こういうことを検討しながら、できる限り進めていくということの認識でいいんですね。ありがとうございます。

特に、中山間地域の交通は、現状このあいのりタクシーしかありません。やはり息子、娘に乗せてもらって、買物するとか、病院に行くとかというところに、家族

に頼っているところがアンケートでも大方多かったような気はしますので、やはり私は特に中山間地域の交通はタクシー、このあいのりタクシーをもうちょっと便利にしていくと、かなりの方が乗っていただけるのかなと思ったりしております。特にバス型でちょっとしたミニ路線があると、予約しなくてもよかったり、とっさ的に行きたいときも行けるというメリットは本当にいいなと思っていますので、これはぜひ進めていただきたいと思います。

2点目の小規模な移動について、この計画には、例えば観光協会、例えば社協とか、そういったところが一緒になって、一般ドライバーが交通事業者等の安全管理を受けて行くというところで、これも私はどんどん進めていただきたいと思います。

ただ、何しろ聞き取りのときに担当課の方から言われたのは、やっぱり既存の交通事業者との調整が必要だということもお聞きしますので、これはちょっとすぐには難しいのかもしれませんが、やはり福祉関係で病院とか薬局とか行きたい方、また、観光でそういった直接そこに行く目的があるのに、そこに移動手段がない場合に、こういった観光協会がそういった主体になるというのは、多分これからの公共交通に必要なことだと思っております。ぜひ進めてください。

この計画ができて、あと4年ですけど、しっかり書かれた内容を本当に計画的に進めていただきたいと思います。

3点目、市長にお伺いしたいんですが、この計画の基本方針では「公助と共助により持続的な移動環境をつくり、人と地域がうるおい・つながり・活力あふれるまち」を掲げております。

先ほど申した高齢者、子どもの移動確保、運転手不足対策、国道325号の増える交通量対策とか、財政負担であったり、私はやっぱり先ほど申しましたけど、菊池のいいところはいっぱいありますけど、やっぱり弱いところの中の1つは、この公共交通の問題かなと思っております。菊池市においては、大きな課題であり、これが解消できると、本当に非常に発展するかと思っております。

あと、公共交通ですので、菊池市だけじゃなくて、前回申しましたけど、やっぱり例えば2市2町、山鹿市あたりと広域で体系的な公共交通会議ができればいいなと思っております。

今後の公共交通政策について、市長のお考えをお示してください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、本市の公共交通に関する御質問に対して、現在の考えをお答えいたします。

本市では、市の公共交通の現状と今後の課題を整理するとともに、市の実態に合

った持続可能な地域公共交通の構築を図るという目的で、菊池市地域公共交通計画というものを策定しております。

本計画におきましては、3つの目標と10の施策を掲げておりまして、交通事業者等関係機関と連携をして、これらの施策を総合的に推進してまいります。

大変広範に及ぶ計画でございますので、これをしっかりと計画に掲げる、将来像を実現するために、施策の効果検証を行いながら、市民の皆様のニーズを把握し、そしてまた、地域内交通の利便性、それから運行の効率性、それからコストのバランス、こうしたものを踏まえて、総合的に、かつ柔軟な移動環境を創造していきたいというふうに考えているところです。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 市長も常々、菊池に来てもらうための施策というのは十分私も理解していますし、私もそのとおりだと思います。ですからこそ、やはり公共交通のそもそもの体系について、コストも加味しながらということで、全くそのとおりでございますが、やはり投資すべきところは投資して、しっかり便利だなど、住んでよかったなと思える菊池になっていただきたいという、そこに市長が先陣を切っていただきたいと思います。

次に移ります。

道路整備についてです。

菊池地域に半導体企業の工場や物流工場が建設される中、通行量が多くなり、渋滞や、一時期は続けて交通事故が起きたりというところがありました。そのため、市道だけじゃなくて、県道、国道と一体となった整備が求められていると思います。その本市を通る道路で計画途中で止まっている道や、規模が大きく、完了までに長期的に時間がかかる道もございます。

今回は、市道亘甲森1号線と国道325号について、進捗状況と地域住民に対する説明状況について確認させてください。

市道亘甲森1号線と隈府1号線をつなぐ計画が止まっています。また、国道325号の4車線化については、非常に時間がかかることは計画のとおりのことですので、やむを得ないことであり、国道ですので管轄外であることは承知していますが、やはり菊池市の真ん中を通りますので、住民の影響は結構大きいと思っております。また、いつ完成するのかという関心が高い道でもあります。

市道亘甲森1号線については、もう十何年、なかなか進んでいない状況でございます。住民の方がいつどうなるかというのは非常に心配されていることござい

ます。

国道325号については、どのルートで旧菊池の隈府のところをどういうふうに通るのか、非常に皆さん関心が高いことをございます。

それぞれ、2つの道について、現状の進捗状況をお示してください。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの田中議員の質問にお答えいたします。

亘甲森1号線につきましては、計画延長約440メートルのうち、整備済み区間の延長が約151メートル、未整備区間の延長が約289メートルです。

本市といたしましては、将来に向けた重要な路線と認識しており、粘り強く前に進めていきたいと考えております。

ただ、現在の進捗状況につきましては、多少の動きはあるものの、回答できる状況ではございませんので、答弁は控えさせていただきます。

次に、2つ目の国道325号の4車線化の進捗状況についてお答えいたします。

県に確認したところ、現在、赤星付近の国道325号東側の補強土壁工事及び橋梁下部工の工事を進めており、令和8年度においては、橋梁上部工の工事に着手する予定とのことです。

また、市街地工区の進捗状況については、今年度、路線の予備設計を進めており、令和8年度に住民説明会を開催予定とのことでした。

その後、道路の詳細設計及び都市計画道路の変更などを行い、沿線のまちづくりについては、当該事業の整備に合わせて、中心市街地の活性化が図られるよう、市と連携し取り組んでいくとのことでした。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 ちょっと正直驚きました。重要な路線と認識されていると部長答弁ありましたので、非常に心強く思っております。

まず、国道325号、来年度から予備設計から動き出すということですね。住民説明会もそういうふうに行われるということは、もうある程度の路線がほぼ決まって、市も一緒になって、そこに協力していくという体制はできているということですのでよいですね。安心しました。

そこに住んでいる方から特に問合せが多かったもので、もちろんこれは国・県の事業ですので、出せる情報はいろいろ制限されると思いますが、進んでいるという

ところは非常にそれはありがたい答弁だったと感謝しています。

亘甲森1号線については、令和元年第1回定例会で、私、その主ではありませんが、それに関連する形で、車両交通量の多い通学路についてということで質問させていただきました。

どういう内容かと申しますと、387号、325号、国道ですね。2つの国道がだんだん交通量が多くなりますと、菊池女子高校からの南側から西寺までの川口病院があったり、ダイレックスがあったりで、様々な道があって、大琳寺、北宮、北原の交差点が非常に渋滞してきたというところで、抜け道として今区のほうから川口病院のところの道、あるいはわくわく温泉に抜ける道が通学路なんですけど、そういった大きな道が渋滞するので、抜け道として通学路のほうに交通量が増えているので危険なので、何とか対応してくれというところを令和元年の第1回定例会で質問させていただきました。

その中で、私も触れているのは、この問題を根本的に解決するのは、今橋から隈府中央線の道路計画を早く通すことだと約4年前に申しております。5年ぐらいですかね。そうすると、危険な通学路がなくなるというところで説明させていただきました。

その後、当時、木下教育部長から安全対策には取り組むと。そのときは6月でしたので、7月に現地で合同点検を行いますという答弁をいただいております。その中で、当時の木下教育部長は、今橋からわくわく温泉、あるいは川口病院までの通学路につきましては、隈府小学校及び菊池南中学校から危険箇所として報告されておりますと。やはりもう危険箇所ということは当時の執行部も認識されているということなんですよね。その後、ありがたいことに、両方とも通学路を示すグリーンベルトは引いていただいて、それに対しては本当に感謝しております。

ただ、今、さらにまた交通量が増えておりまして、家も結構片角、北宮のほうも建って、北宮神社の正門といいますか、正面のほうの道が、要は川沿いの道になるんですが、そこにたくさん戸建て住宅、集合住宅も建ちまして、交通量もかなり増えております。結局、この隈府1号線につなげてもらわないと、もう本当に事故が起きるんじゃないかと思って、皆さん、冷や冷やしております。これは片角の一部の住民だけじゃなくて、今区の方もそうだし、栄町の方もそうだし、あそこが通れば非常に便利になるというところがあるんですよね。だから私も質問させていただいているということです。

地権者の方いらっしゃるし、交渉中ということは分かりますから、そういったことは分かるんですけど、市長、やっぱりどんだけかかっても道を通すと、そういったやる気があるのか。また、方法はもうお任せしますが、クローズな形でもいいで

すし、この亘甲森1号線については、何らか住民の方に説明するような状況を設置できないんですかね。市長のこれに対する見解を求めます。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 最初に、質問の確認ですけれども、説明会の開催ということではなくて、この亘甲森1号線についての今後の考えということによろしいですね。

この路線につきましては、市街地の中心部を走る市道の隈府中央線と、それから国道325号をつなぐアクセス道路でありまして、大変重要な路線であると認識しておりまして、そのことに変わりはありません。

むしろその重要性は増しておりまして、観光による市の全体の活性化のために、ただいま温泉街と、それから街なかの観光拠点づくりという整備を進めているわけでありまして、ここにも大きなプラスの影響が出てまいります。

一方で、生活の安全を守るということも非常に重要でありますので、こうした観光拠点と生活拠点が一体となったまちづくりを進めるためにも、この道路の持つ意味合いがますます重要であるというふうと考えております。

ただ、用地あつてのことですとありますので、そのところはそれぞれの御事情もあるわけでありまして、そこは粘り強く今後についても取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○8番 田中教之 議員 やはりもう道路が通らないとなると、もうしわ寄せがこちらにくるといことは、重々市長をはじめ執行部の方も理解していると思いますので、市長から粘り強く進めていくという言葉をお聞きしたので、また4年後、一般質問を私がしないでもいいように、できるだけ早く、少しでも少しでも何か進めばいいなと思っております。

最後に、今月末をもって退職される方、職員の方々、今まで大変お世話になりました。今後とも御活躍を期待しております。

これで、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、田中教之議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時16分

再開 午後1時00分



○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 改めまして、皆様、こんにちは。議席番号6番、公明党、島春代です。通告に従って質問してまいります。

まず、保育施設での紙おむつの負担軽減についてお尋ねします。

保育施設に通園されている、およそゼロ歳児から2歳児くらいのおむつの必要なお子さんの現状を保護者の方にお聞きしますと、御自宅でお子さんの名前を紙おむつに1枚1枚記名して、必要枚数を毎日保育園に持っていかなければなりません。常に何枚か園のほうにもストックされているようです。保育士さんは、間違えないように、その子の名前の書かれたおむつを取り出して交換されておられます。小さなことのように見えますが、共働きの子育て世帯にとっては、忙しい時間に枚数を考え名前記入など、大きな負担であります。

現在、紙おむつのサブスクリプションサービス、いわゆる紙おむつサブスクというものがあります。御存じの方もおられるかもしれませんが、子育て世帯の負担軽減と保育現場の業務改善効率化を目的としているものです。この取組は全国で広がりを見せています。このサービスは月額の設定額制であり、契約した業者がおむつの必要数を定期的に保育施設に配送します。施設で用意していますので、保護者がおむつに名前を書く手間や、自宅から枚数を持参する必要もなく、忙しい保護者の負担軽減につながるものです。

また、保育士さんにとっても、おむつの使用枚数など気にせず、要するに、使い放題ということになりますが、気にせず交換でき、園児ごとの個別管理、また個人個人の在庫不足確認などの業務が軽減され、その分、子どもと向き合う時間が増え、保育に専念できる環境づくりにも寄与するものと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

本市の保育施設で紙おむつサブスクを実施しているところはあるでしょうか。初めの質問といたします。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 島議員の御質問にお答えいたします。

本市の保育施設におきまして、紙おむつサブスクを導入しております保育施設は2か所ございます。2か所とも施設からの提案により導入されており、現時点での

利用者は1か所は1名、もう1か所は2名とのことです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 2か所ありますけども、使っておられる御家族は計3家族ということになります。

紙おむつのサブスクは、先ほども申しましたが、保護者がおむつ業者と契約して、業者が保育施設に必要な数をまとめて定期的に直接届け、補充していくものですが、定額制というところで、月に2,000円から3,000円くらいの料金が発生しますので、やや考えようによっては割高ではないかということもありますが、保護者と保育士さん双方がかなり楽になるのではないかと考えております。

そして、おむつを使う年齢もゼロ歳児から2歳と本当に短期間ではございますので、そういうところで、小さい2歳児以下のお子さんをお持ちの御家族にとっては、考えようでは楽かなと考えるところではあります。

全国では保護者の負担軽減に補助金を出してる自治体もあるようです。特に共働き世帯が多くなっている中では、こうした日常的な負担を軽減する取組は、子育てしやすいまちづくりを進める上では非常に重要であると考えます。

では、再質問ですけども、全国で導入が進んでいるこの紙おむつのサブスクについて、保護者、保育士の両方の負担軽減のメリットは大きいと考えますが、本市はどのような認識でしょうか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

紙おむつサブスクにつきましては、メリットとデメリットがあると考えております。

メリットとしましては、紙おむつへの名前の記入や枚数確認などの保護者による登園準備の負担が軽減できること、保育施設では枚数を気にせず小まめに紙おむつの交換ができることなどが考えられます。

デメリットとしましては、購入するより割高になる場合があること、保育施設に届く紙おむつの保管場所の確保が必要になること、紙おむつサブスクを利用している園児と利用していない園児が混在する場合の紙おむつの管理等が煩雑になること、希望するメーカーの紙おむつを選べないため、園児によっては、肌に合わない場合もあることなどが考えられます。

紙おむつサブスクの導入につきましては、今、述べましたように、メリットとデ

メリットがございますので、各保育施設が保護者のニーズに応じて導入の有無を判断していただく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 今、おっしゃったように、メリットとデメリットがあるということで、負担軽減の一方、保管場所とか割高、また使われる方と使われないお子さんの混在と、あと、メーカーを選べないと。お子さんによっては、アレルギーとかで使えないお子さんもおられるかと思えます。いろんな両方の考えがあるかと認識を私もしております。

保育施設とはちょっと違いますが、私の経験から、病院とか介護施設でも長期に入院や入所されておられる方に、病衣とか大人の紙おむつ、紙パンツなど、そういうもののレンタルサービスが進んでいます。サブスクの1つかと思われれます。業者と契約して施設に持ってきていただいて使うものですが、やはり大人にとっても、御家族の状況によっては、購入されたものを持っていく、またその負担、あと介護職員にとっては、様々なおむつの種類が物すごく多いので、特徴によつての使い方に対応しなければいけないということがございました。それがこのサブスクによつて、ストレスがなくなって、統一したケアが提供できるという、そういう経験はしております。非常にサブスクのメリットが大きかったかなとちょっと思っております。働く側で同じように感じたところです。

保育施設では、例えば熊本県内では小規模保育事業の施設が実施していますが、宮崎県高原町モデル事業としてされております。あと広島市でも公立保育園で導入されたり、また、ほか多くの自治体で子育て支援策として実施されています。

モデル事業としていた宮崎県高原町では、保護者にも一部負担はあるものの、好評だったため、負担軽減モデル事業補助金を使って、本年4月から全保育施設で導入されるそうです。

私も何人かの保護者の意見も聞きましたが、サブスクを実際に経験したことがあるお母さんは、朝からとても助かった、準備をしなくていいので楽でよかったなどの感想を聞いております。

現在、サブスクを利用されている保育園、熊本市内の保育園ですけども、その保育士さんも枚数やおむつの名前、間違いがないように考えなくていいし、業務が効率的との御意見を聞いております。

子育て支援の充実というものは、本市の子育てしやすいまちづくりの推進と魅力向上にもつながるものと考えております。保護者の方の考えもありますが、まずは

公立の保育施設に導入、実施する考えはないでしょうか。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

紙おむつサブスクの導入についてですが、紙おむつの質や価格などについての保護者の価値観がそれぞれ異なります。

また、実際に公立保育園では保護者からの要望もございません。

さらに、既に導入されています市内の私立保育施設でも利用者は1名または2名の状況でございます。

このようなことから、現時点では公立保育園での紙おむつサブスクの導入につきましては考えておりません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 そうですね、保護者の方の価値観がいろいろ違うかなと思います。

また、今現在も使われているお子さんは少ないということで、やはりどうしても割高というのもあるかなとはちょっとと思いますが、そこら辺は、使ってみてどうかというのちょっとありますので、一概には駄目とは言えないかなとも思います。

保育士さんの働き方改革にもなると思いますが、モデル的な導入を検討してはどうかなとちょっと考えております。

それでは、使用済み紙おむつに関してお聞きします。

国の施策で使用済み紙おむつは保育施設で処理をするということで、持ち帰らないということに現在はなっております。保護者として非常に助かっているのではないかと思います。保育施設の処理はどのような状況か、また、使用済み紙おむつ処理費補助金は今後も継続されているのか、お聞きします。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

本市では、令和4年度まで使用済み紙おむつは保護者が持ち帰り、家庭で処理をされていましたが、令和5年1月に国より衛生面の向上と保護者の負担軽減のために、使用済み紙おむつの処分を保育施設において行うことを推奨する方針が示されました。

それに伴い、令和5年度より市の単独補助事業として、使用済み紙おむつ処理費

用の補助を実施し、全保育施設で処理をしていただいております。

この事業により、保育施設からは、保育士の負担軽減にもつながっているという声をいただいております、令和8年度におきましても実施の方向で本定例会に当初予算として上程しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 ありがとうございます。負担軽減になっているということで、双方のいいところであるかと思えます。親も保育園も、保育園には少し廃棄することになりますが、負担軽減になっているし、今後も継続されていくということをお願いしたいと思います。

令和8年度より、こども誰でも通園制度の実施が義務づけられました。本市でもゼロ歳半から3歳未満の子どもさんの預かり事業が開始されます。

また、子育て家庭の支援を強化されます。一方、保育士さんへの業務支援も多くなるかと考えております。預かるのは一月に10時間ということですが、やはりお子さんを預かる側となつては、いろんなところで保育士さんの負担は多くなるかと考えております。

紙おむつサブスクは子育て支援策の1つとして、単なる便利サービスではなく、本市の保育現場の業務効率化、また保育の質向上や人材不足対策にも直結するし、働き方改革として、環境づくりの観点からも検討すべきではないかと考えております。

子育て世代の負担軽減で安心して子どもを預けられる環境整備の1つとして、今後、導入の可能性について、ぜひとも保護者、また保育現場、皆さんの意見などを調査して、取り組んでいただけたらいいかなとちょっと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次に移ります。

あいのりタクシーの利用についてお伺いします。

午前中の田中議員の公共交通政策についての質問と重なる部分があるかと思えますが、よろしく願いします。

地域の移動手段としてのきくちあいのりタクシーについて、これまでも多数の議員の方々が一般質問に上げられてまいりました。公共交通の1つとして、高齢者や免許返納をされた方にはなくてはならない移動手段であり、べんりカーやあいのりタクシーは住民サービスの向上に寄与してきたものと思っております。

ここでは、あいのりタクシーについてお聞きしたいと思います。

運行開始からおよそ20年以上となり、高齢者の外出や公共交通空白地での利用の現状、令和5年、令和6年の2年間、どのような状況か教えてください。また、本市が目標としている利用人数を教えてください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、あいのりタクシーの利用者数等についてお答えをいたします。

あいのりタクシーの利用者数につきましては、令和5年度が8,529人、令和6年度が7,764人でございます。

次に、利用目標につきましては、本定例会に議案として上程しております、第三次菊池市総合計画後期基本計画におきまして、最終年度である令和11年度の目標値を8,150人としております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 ありがとうございます。5年度から6年度、多少減っているというのは、これは人口減少もありますので、仕方ないことかなと思いました。

令和11年目標が8,150人ということで、目標は高く持つということでもいいかと思えます。

これまでも利用者のニーズや地域の意見、タクシーの需要など、情報を集めながら、利便性や効率化を様々に考えてこられたのではないかと思っております。これまでにあいのりタクシーのルートや増減など、見直しや変更についての状況が分かる範囲で教えていただけたらいいかと思えます。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、あいのりタクシーのルートや便数等の見直しの経過についてお答えをいたします。

あいのりタクシーは、平成16年度に小木地域、迫間地域の一部及び原地域で運行を開始しており、平成18年度、水源地域、龍門地域、平成20年度、泗水西部地域、平成21年度、泗水東部地域、平成23年度、旭志東部地域、平成28年度、七城地域と運行エリアを広げ、利用できる地域を順次拡大しております。

また、平成28年度から運行日を週3日から週5日へ変更し、令和元年度より、1日の運行便数を3便から4便へ増便しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 徐々に広げていただいているということで、エリアも広げてもらっています。あと、便数も多少増便されているということでお聞きしました。

令和4年と5年になりますが、地域別に住民アンケートを取られておられます。住民の方の認知度とか満足度などの調査をされておられます。地域の状況で差はありますが、車を運転されている方も答えておられるとは思いますが、認知度や名前を知っている方が7割以上はおられたということで、使い方を知っている方が14%、知らないと答えた方が11%おられたということで、アンケートの結果が出ております。

免許返納後は利用したいと答えた方は、やはり多くの方が希望はされておられました。使い方を知らないという方が約1割ぐらいおられたことですが、最近もあいのりタクシーがあることを知らないという方がおられるのを聞きました。ほかに県外から来られて、高齢となって交通の不便を感じているが、あいのりタクシーの利用方法がよく分からないと言われておられる方もおられました。

そういうことで、利用の仕方が分からないとなると、サービス不足になりますが、利用促進のための市民への周知というものはどのようにされているのか、お聞きします。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、周知の方法についてお答えいたします。

あいのりタクシーの周知につきましては、これまで運行エリアの全戸へのチラシの配布や、本市広報紙での公共交通特集記事掲載、区長会での説明、出前講座、運転免許証自主返納者への支援事業におけるあいのりタクシー乗車チケット交付などを行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 市としては、チラシ、広報紙、区長さんへの協力とか出前講座ということですね。様々に御努力をされておられますが、住民の方というのは、やっぱり高齢の方なので、なかなか理解が、このチラシをもらっても、ちょっと分からないというのがあったりしますので、住民の方が利用されない理由には様々な考えがあるでしょうけども、予約方法が分からない、どこで乗ったり降りたりできるか不明確といった声が、市民が利用をためらう要因の1つとしてのハードルがあ

るのではないかと考えます。認知はされていても、予約手順への不安から利用されないケースもあるのではないかと考えております。

最後の質問になりますが、周知できていないとか、また、知らないと言われる高齢者や、ハードルが高いと感じている高齢者へ、単なる周知だけではなくて、実際、使われる仕組みというものにするために、1つの方法として、公民館や地域のサロンなどで予約方法を教える乗り方教室とか、体験会とか、そういう開催とか、説明会とか、そういうのはできないのでしょうか、お聞きします。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、高齢者等への説明会等につきましてお答えをいたします。

高齢者への説明会につきましては、地域のサロンなどに出向いての説明会や、高齢者の見守り、相談対応などを担う民生委員等への説明会を実施するとともに、運転免許証自主返納者への支援事業や本市ホームページ、防災ナビ、安心メール等で周知を行ってまいります。

また、議員御提案の体験会につきましては、ただいま申し上げました説明会におきまして、予約から乗車までの流れなどについて説明を行ってまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○6番 島春代 議員 いろいろ様々な方法で周知を図られておりますが、高齢者の方は、なかなか実際を見ないと分からないというところがあるのではないかと。やはり足を一步踏み出すということはできないのかなとちょっと思ったりしております。

これから先、免許証を返納される方が進んでいく中で、公共交通の必要性は高まっていくものと考えます。高齢者の増加を考えると、乗ってみたいと思っていただける効果的なあいのりタクシーの利便性の周知が必要かと思えます。

運転免許証自主返納者へは、令和7年度より、べんりカー、あいのりタクシーの共通乗車チケットが1,000円から1万5,000円相当に増額されております。また、タクシー業者側にも回送料の追加をしていただいたということで、これはタクシー会社のほうからも私はお聞きしましたが、山間地に行くのに、回送するのにガソリン代などがなかなか厳しいということをお聞きしていたので、これはよかったなとちょっと思っております。

タクシーやバスの運転手不足も大きな課題となっていて、深刻な状況ではありま

すが、今後、ライドシェアの構築にも取り組むと先ほど言われておられました。住みよい菊池市となるように、住民の思いを聞きながら、続けてお願いいたしまして、高齢者が何しろ本当に歩くのが大変、また夏に向かって、こういう便利なあいのりタクシーを利用して、1人でも利用していただけるように、御努力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これでは、島春代議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時31分

再開 午後1時38分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 皆様、こんにちは。猿渡美智子です。通告に従って質問してまいります。

まず、本市農業の課題について質問します。

私にとって、農業問題の入り口は給食や水のことでありましたが、議員活動を通して農家の方から話を聞いたり、農業体験をさせてもらったりする中で、改めて農業の大切さを学んでおります。

本市の農業の継続・発展を願ってやみません。農業を持続していくことを目的に、農地利用や担い手の将来像を描く地域計画が本市においても昨年度制定されました。地域の農業者の方々とも話し合いを持ちながら策定を進められたと聞いております。

初めに、この地域計画の策定を通して、どのような課題が見えてきたのかをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、改めまして、こんにちは。猿渡議員の質問にお答えいたします。

地域計画の策定につきましては、地域ごとに協議の場を設け、多くの農業者の皆様にご参加いただき、地域農業の現状や将来に関する様々な御意見をいただきました。

その中で、特に中山間地域では、担い手の高齢化と後継者不足により、農業の継

続が難しくなっていることや、イノシシやシカなどによる農作物への鳥獣被害の増加により、営農意欲の低下につながっているとの声が多く聞かれました。

また、農道や水路の補修・管理等の共同活動を担う人材の減少によって、農業生産基盤の維持管理が難しくなっていることも大きな課題として挙げられました。

さらに、資材・飼料・農業用機械の価格高騰に伴う経営コストの増加により、農業所得の確保が困難になっていること、加えて、高温や大雨等の異常気象による農作物への被害も増加しているとの意見もあり、地域農業を取り巻く様々な課題が見えてきたところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今、部長のほうから様々な課題が提示されましたが、本当に課題だらけで、これから先、解決していかなければならないことの多さ、身にしみて感じているところです。

私も地域計画を見せてもらいました。部長言われましたように、どの地域においてもたくさんの課題がある中で、特に気になったのが、担い手不足と後継者育成のことであります。特に中山間地域では、このような共通した表記がありました。先ほどの答弁と重なりますけれども、農道の草刈りなど、営農に必要な維持管理作業に関しても、人手不足のために万全に行うことが難しくなりつつある。このため、地区内に新たな農地の担い手を確保することが課題となっている。このように述べてありました。

本市の農業経営体数は、2005年は2,851、2020年には2,257、15年間で850経営体が減少しているとの答弁が以前行われています。単純に割り算すると、1年に58の減少、一方、市は新規就農者の目標を20と定めて、その達成に取り組んでおられますが、この先々を考えますと、とても厳しい実態だと思っております。

国は、農地の集約や大規模化、スマート農業を進める方向であることは承知していますが、中山間地域においては厳しいものがあります。そのような状況を踏まえ、様々な課題が山積する中ではありますが、担い手づくりに焦点を当てて質問を続けます。

今回の質問のきっかけは、80代の女性から伺った話です。息子に頼まれて田植のときに苗運びの手伝いをしたら、体調を崩して寝込んでしまった。孫が休みの日に高校の同級生を連れてきて、一緒に手伝ってくれたので、とても助かった。私も年を取って、もう田植の加勢は難しくなってきた。こういうのは我が家だけの問題ではないと思う。手が足りないときに応援してもらえるような仕組みをつくってほし

い。そうすれば、米作りを続けられると、このように話されました。

また別の方は、地区でやっている水路の保全作業に出てこられる人が年々減っている。水路の保全作業のときだけでも手伝ってくれる人がいたら、とても助かる。農作業でなくても、役所に出す書類を書くのを手伝ってもらえるだけでもありがたい。このような話をされました。あと5年もしたら、中山間地域では農業が続けれんようになると言われる方もあります。

これまで、中山間地域の農業支援については、中山間地域等直接支払事業と多面的機能支払事業が中心でありました。しかし、補助金だけでは中山間地域の農業の持続は困難になっています。

先日の農業新聞には、バイトアプリの利用の記事が載っていました。それも1つの方法だと思います。けれど、地域農業を応援するという意味で、ボランティア的な気持ちを持って協力していただける市民もおられるのではないのでしょうか。

そこで、地域での農作業等の支援をすることができる人を登録した人材バンクができないかと考えました。そのような仕組みができれば、既存の農家さんだけではなく、新規就農の方にも助けになると思いますが、いかがでしょうか。農業支援のための人材バンクについて、市の考えをお尋ねします。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたように、担い手の減少など、農業を取り巻く厳しい現状を踏まえますと、地域農業を支える人材を登録・活用する仕組みは、将来的には非常に有効な方策であると考えます。

しかしながら、人材バンクの設立・運営に当たっては、登録者の確保や継続的な運営体制の構築、マッチングに係る調整負担、事故発生時の責任の所在や保険制度の整備など、様々な課題も考えられ、現時点での制度化は容易ではないと認識しております。

このため、まずは中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用しながら、地域の実情に応じた人材確保の仕組みづくりを進めるとともに、既存の集落営農組織への農作業の委託やJA菊池の「農家支援隊」の活用を推進し、地域における農作業の支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 将来的には、人材バンクも有効かもしれないけれども、

様々な課題があつて、当面容易ではないという答弁をいただきました。

確かに、そうかもしれません。しかし、当面という言葉の期間を考えると、そのんびりしていただける時間的余裕はもうそんなに長くはないのではないかと、いうことを私は農家の方々と話をして感じております。

いきなり人材バンクは難しいかもしれませんが、言われるとおりに。しかし、始まりは例えばイベント的に田んぼを加勢して水を守ろうといったような呼びかけで、参加者を募ってみるとか、少しずつでも地域住民と農業との交流をつくっていく工夫は可能だと思います。地域内だけで、その地区内だけで担い手を確保するのはもう極めて難しいです。これからの行政の積極的な関わりを望みます。

担い手づくりをという観点で、もう1点、農村RMOについて質問します。

中山間地域の農業者の方から、農村RMOについて教えていただきました。初めて聞く言葉でしたが、中山間地域で農業や生活の継続が難しくなっている中で、地域内外の様々な人が協働して地域の農業を維持する取組を行う組織であるというようなことでした。

県が農村RMOについては手引書を作っているというのも、今回、初めて知りました。冒頭の部分、ちょっと長くなりますが、読ませていただきます。

本県の中山間地域は、経営耕地面積の35%を占めており、1万4,000戸を超える販売農家が豊かな自然環境の下で、地域の特色を生かした生産活動を行っており、県内の農業振興に欠かせない地域です。

また、水源涵養や国土保全、景観形成、食文化の継承などの多面的機能を有し、その利益は県内全域で享受しており、これらの多面的機能を次世代へ引き継ぐためには、集落機能の維持に向けた取組も必要です。

一方で、中山間地域においては、高齢化や人口減少が都市部と比較して著しく進行しており、これまでのように、集落ごとの共同活動で地域を維持していくことが危うくなりつつあります。先ほど部長の答弁にもあったとおりであります。

このような中、農業生産活動や農地、水路の保全、生活など、集落機能を補完し、地域コミュニティの維持・強化に資する農村型地域運営組織（農村RMO）は、これらの中山間地域にとって重要になると考えております。

県内では、令和5年から農村RMOの形成に向けた取組が山鹿市及び球磨村において開始され、県としても農村RMOの設立や育成を支援していくこととしています。とこのように手引書に書かれていました。

現在は熊本県内で6か所の農村RMOが立ち上げられていますが、そのうちの1つ、山鹿市番所地区の菊鹿さきもり隊のメンバーの方にたまたま話を伺う機会がありました。菊鹿さきもり隊は、番所の棚田の再生に取り組んでいる農村RMOで、

現在のメンバーは十数人、9割が番所地区以外からの参加で、その多くは非農家であり、地元農家さんに教えてもらいながら、米、大豆、ソバを栽培しているとのことでした。

ここで、2点質問いたします。

農村RMOについて、県の手引きには、県としても支援していきますとありますが、農村RMOの立ち上げや、また伴走支援という文言も手引きの中には見受けられましたが、立ち上げた後、具体的にはどのような支援があるのでしょうか。また併せて、市として農村RMOを進めていく考えはおありでしょうか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、猿渡議員の農村RMOについての質問にお答えいたします。

農村型地域運営組織いわゆる農村RMOでございますけど、議員仰せのとおり、そのような組織でございます。具体的な支援につきましては、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援の3つの柱を軸に行われ、国の農村漁村振興交付金を活用し、将来ビジョン・計画の策定や実証実験の実施、デジタル技術の活用、有識者や専門家によるアドバイスなどへの支援を受けることができます。

また、市として、農村RMOを進めていく考えはあるかという御質問でございますけど、農村RMOを進めるためには、農業分野にとどまらず、生活支援などの分野においても、複数の集落や団体が連携した取組を目指す必要があります。合意形成やそれをまとめる地域のリーダーの確保といった課題があります。

このようなことから、本市では、中山間地域等直接支払制度を活用し、複数の集落協定間による事務の一元化や農作業・草刈り・機械の共同化、集落協定の統合、農業者団体以外の多様な組織の参画などを位置づけたネットワーク化活動計画の作成を推進しているところです。

まずは、こうしたネットワーク化による集落機能の維持を進め、その中から農村RMOへの発展を目指す組織が出てきた場合には、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 私に農村RMOについて教えてくださった農家の方は、実際にこれから勉強をしていって、可能かどうかを探っていきたいというような立

ち位置におられたようであります。なので、そういう声が上がってきたときには、ぜひ積極的に御支援をお願いしておきたいと思えます。

言われたように、ネットワーク化ということがこれからの農業については非常に大事になってくるんだらうと思えます。繰り返しになりますが、中山間地域等直接支払制度などの補助金だけでは難しい面がもうたくさん出てきていて、それで無理だという声が実際に上がっていることをやっぱりしっかりと受け止めていただきたいと思えます。

菊鹿さきもり隊の場合は、今年3月で補助金の交付期間が終了するので、今後は一般社団法人を立ち上げたいとのことでした。今後の発展に期待して、見守りたいと思えているところであります。

菊池市においても、このようなRMOの立ち上げで、地域外の方や、非農家の方の協力体制がつくれる可能性が出てくると思えます。行政としても積極的な取組をお願いしておきたいと思えます。

担い手づくりの観点から、人材バンクや農村RMOの話をしました。本市の農業、特に中山間地域における農業を継続していくために、今後は農家だけではなく、多様な担い手をつくっていくことが必要です。どんなことなら本市で可能なのか、先ほどネットワーク化を進めたいと言われました。もう大賛成であります。様々な方法を早急に検討することが必要であることを述べまして、次の質問に移ります。

次に、包括的性教育について質問します。

包括的性教育とは、2009年にユネスコが中心になって発表した国際セクシュアリティ教育ガイダンスに沿った性教育のことで、世界標準の内容だとされています。

後で触れますが、新聞記事では、生殖や性交に限らず、ジェンダー平等や性的同意といった幅広い内容を学ぶと紹介しています。

子どもたちの将来のためには不可欠だと私は考えて、質問します。

この質問のきっかけになったのは、昨年11月に女性団体代表者会が行った熊本乳児院と慈恵病院での研修に参加したことであります。

熊本乳児院は様々な理由で家庭で育てられない赤ちゃんを家庭に代わって見守り育てるところですが、にんしんSOS熊本とあって、妊娠・出産に関する悩み相談を24時間体制で受け付ける活動もされてきます。相談件数が急増している状況であり、講話の中では、日本では性教育に国全体が後ろ向き、性とは何なのか、フルオープンな性教育が必要だとの指摘がありました。

慈恵病院は、御存じのとおり、相談受付とともに、こうのとりのゆりかごや内密出産に取り組んでおられます。いただいたパンフレットに、「日本では出生数が70万人を割れる一方、人工妊娠中絶件数は年間12万人を超えています。思いがけない

妊娠、望まない妊娠がそれほど多いということです」と書かれています。人工妊娠中絶件数が年間12万人という件数には、私自身、驚きました。

ここでもまた、日本の性教育は遅れている。外国ではもっと充実しているという指摘がありました。話の流れから、包括的性教育の内容を言われていると考えます。

その後、子どもへの性暴力、支援と未然防止のためというテーマで開催された犯罪被害者週間シンポジウムに参加しました。シンポジストは県内中学校の校長先生、性暴力被害者のための24時間ホットラインを運営している、ゆあさいどくまもとの方、大阪での支援活動に携わっている研究者の方でありました。

子どもへの性暴力が増えていること、被害の側の子どもにも、加害の側の子どもにも、性についての正しい知識が欠けており、包括的性教育が必要であるとそこでも語られました。

このように、相談支援の現場は包括的性教育を求めています。包括的性教育については、東議員が令和5年9月議会で質問されています。そのときに、本市では学習指導要領に沿って、性交や避妊については取り扱わないが、人権教育を基盤とし、命を大切にすることを各学校で計画的に実施しており、総合的に見ると、包括的性教育に近い指導を行っていると考えているという旨の答弁がありました。

人権教育を基盤にされているという点は重要であり、そこは包括的性教育と共通していますが、性交や避妊を避けていては、包括的とは言えないと思います。

国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づく包括的性教育では、性交は9歳から12歳までの間に、避妊は12歳から15歳までの間に学ぶ内容になっています。

そこで、質問します。

義務教育において、性交や避妊を指導しないことへのリスクをどのように考えられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、皆様、改めまして、こんにちは。議員御質問の義務教育で性交や避妊について学ばないことのリスクについてでございますが、まず、御質問の包括的性教育は、ユネスコが世界標準の性教育として提唱する、子どもたちの生きる力を育むための性教育ですが、この教育は、自他の尊重、自分の価値観、人権や文化、セクシュアリティの知識、ジェンダーの理解、望まぬ妊娠や性暴力予防、性的同意、年齢に応じた体の変化、性的健康と責任ある行動、妊娠や避妊、性感染症についてなど、8つのコンセプトに整理して学習する人権教育であると言われております。

本市の小中学校でも、人権教育を基盤とした、いのちを大切にすることを教育において、

文部科学省の学習指導要領保健体育編に基づく性に関する指導を、児童生徒の発達段階に応じて計画的に行っております。

保健体育の授業以外でも、道徳・学活・家庭科・理科などの授業や、委員会活動において包括的に性に関する指導が行われています。

例えば小学校では、1年生でプライベートゾーンについて、4年生で心と体の変化について、6年生で性被害について知り、被害に巻き込まれないための正しい判断力を発達段階に応じて学習します。

議員からもありましたとおり、中学校学習指導要領では、受精や妊娠を取り扱い、妊娠の過程（後に発言の申出があり、「過程」を「経過」へ訂正）は取り扱わないとした、いわゆる歯止め規定が示されております。

しかし、異性への関心など高まる発達段階であることから、異性の尊重や性情報への対処など、性に関する適切な態度や行動の選択が必要と理解させるため、生命の尊さや性自認、性感染症の予防、男女の人間関係などを学習いたします。

また、看護師や助産師などの医療関係者や、性に関する啓発を行っているNPO法人などによる具体的な講話も実施しております。

このようなことから、学習指導要領に即し、性交や避妊について指導はしておりませんが、ユネスコが提唱する包括的性教育の考え方に近い形で、性に関するリスクを防ぐための指導を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

すみません、私の今の答弁しました内容で、受精や妊娠を取り扱い、妊娠の「経過」は取り扱わないということでございますので、おわびして、訂正いたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 人権を尊重することを基盤として、様々な教育内容を考えておられるということは理解いたしました。また、学校内だけではなく、外部からの講師も招いて、外部の力もともに借りながら進められるということについても評価したいと思います。

ですが、それでもですよ、性交や避妊について学ばなければ、性的同意についても、HIVや性感染症についても、性暴力や性的虐待の被害を受けた場合、どうするかについても、性的行動に関する責任やリスク、意思決定についても、先ほどやっているとおっしゃいましたが、曖昧な学びにしかありません。それは望まない妊娠や予期せぬ妊娠につながりかねず、そうした場合の負担は圧倒的に女性の側が被ることになります。

私は包括的性教育がなければ、本当のジェンダー平等には結びつかないだろうと

考えています。人生の土台であるべき義務教育においてこそ、学ぶべき内容です。

先ほど部長が言われましたが、中学校指導要領に妊娠の過程、つまり、性交は取り扱わないものとする、いわゆる歯止め規定ができたのは1998年、今から28年前のことです。その頃から見ると、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。とりわけインターネットに関しては激変です。スマートフォンの所有率は、小学校高学年で84.42%、中学生では96.94%という調査結果が出ております。子どもたちはいつでもネット情報に触れることが可能な時代です。

被害者週間シンポジウムでは、子どもたちが性教育に暴露されている状況だとの発言がありました。暴露という表現に事の深刻さを思います。

そこで、質問します。

子どもたちがネットを通してゆがんだ性情報やポルノに触れる危険性をどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、再質問にお答えいたします。

インターネットには、性に関する情報だけではなく、命を危険にさらす恐れのある情報など、児童・生徒にとって有害な情報も多くあることは承知しております。

そのため、学校においては、1人1台端末にフィルタリングをかけ、有害サイトの閲覧を防止するほか、情報モラル教育として、個人情報の保護、人権侵害、危険回避、ネットワーク上のルールなどを学習いたします。

また、情報モラル教育では、警察に講師を依頼し、実際の事件などを踏まえて、性被害に遭わないための講演も実施しております。

そのほか、家庭のインターネット利用におきましては、有害サイトが閲覧できないように、保護者に対してフィルタリング設定を啓発しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 学校や家庭でフィルタリングをきちんと行うということは、私も重要なことだと思います。また、ネットリテラシーの学習は、これから生きていく子どもには欠かせないと思いますので、そういった点については全く同感であります。

また、性被害に遭わないような教育もなされているということで、そこもよかったなと思います。

しかしながら、これは内閣府の資料の中にも書かれていて、シンポジウムでも言

われたことですが、性に関する正しい認識・知識が不足しているために、被害に遭った子どもが自分に何があったかを認識できないケースがままあるというようなことが述べられております。内閣府の資料にありますので、そこも御確認いただきたいと思いますが、被害者週間シンポジウムでは、性加害を起こす子どもはポルノの影響を受けているケースが多く、被害の子だけではなく、加害の子もケアが必要である。そして、ポルノにさらされる前に、早く正しく教えること、包括的性教育の必要性が語られました。性暴力の相談の現場からも、包括的性教育が求められています。

先ほど田中議員の質問の中で、子どもが被害を受ける事件のことを言われましたが、警視庁の公表資料によりますと、子どもの性暴力被害件数は、令和6年度4,850件で最高だったというような資料があります。

今年1月15日の熊日新聞では包括的性教育が大きく取り上げられました。約A3に近いような紙面を割いての報道がされています。このように大きく取り扱われたことは、これまでどちらかといえばタブー視されていた性教育への見方が変わってきたと。時代の変わり目を迎えているというのを私は感じました。記事には、神奈川県教職員組合の調査で、保護者の85%が包括的性教育について、導入したほうがよいと考えていることが分かったとあります。同じ紙面で、世田谷区の中学生在が避妊について学んでいる様子が紹介されるとともに、歯止め規定の問題点が指摘されています。

この記事とは別に、2023年に日本世論調査協会が行った子どもの安全に関する調査でも、88%が歯止め規定はなくすべきだと考えているという結果が出ています。包括的性教育は保護者の求めでもあると考えます。

2020年11月の参議院文教科学委員会で、歯止め規定そのものは、決して教えるはならないというものではなくて、全ての子どもに共通に指導すべき事項ではない。ただし、学校において必要と判断する場合に指導したり、あるいは個々の生徒に対応して教えるということ是可以するものという答弁があります。必要と判断すれば指導することができるということです。

そこで、教育長に質問します。

今後は本市においても、性交や避妊も含めて包括的性教育に取り組むべきだと考えますが、見解を求めます。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、皆さん、こんにちは。ただいまの本市で包括的性教育に取り組む考えはあるかという御質問です。

まず、議員からお話があります、望まない妊娠についてですけれども、本市の義務教育段階での望まない妊娠の事例はございません。

部長答弁にもありましたとおり、人権教育を基盤とした、いのちを大切にする教育を各学校において計画的に実施しておりますし、中学校では、専門家を招いて講演会を毎年行っているところでございます。

また、保健体育だけではなく、多様な面から性に関する指導を行っており、全ての小中学校でSDGsのゴールを目指したESDに取り組んでおりますので、総合的に見ますと、ユネスコが提唱する包括的性教育に近い指導を行っているというふうに考えております。

また、本市におきましては、令和4年度に全国の自治体に先駆けまして、教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律を受けて、菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置条例を制定し、協議会による学校訪問を行いながら、児童生徒への性暴力防止の啓発も行っているところでございます。

今後も、学習指導要領に即した内容で、計画的に性に関する指導を継続していくところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今、教育長の答弁は、令和5年の東議員に対する答弁とほぼ同じであるというふうに認識いたしました。

これだけ相談の現場では包括的性教育が必要だと。一步踏み込んで向き合ってほしいという声が上がっているのに、そこがなかなか踏み出せない。世田谷区や東議員が紹介された秋田県のように踏み出したところもある。だけれども、その声に耳を塞いで何も始めないというのはとても残念だと思います。何で教えられんのかなというのが率直な気持ちです。

確かに、今現在、義務教育の中で望まない妊娠はあってないでしょう。でも、今だけよければいいという問題では決してありません。子どもの一生に関わる問題です。だからこそ、義務教育の中できちんとした正しい知識、スキルを身につけて、送り出してあげてください。そのことを強く再度要望いたします。

では、次の質問に移ります。

国による学校給食費負担軽減事業が小学校で始まります。本市では国から支援される月額5,200円で不足する分について、当初予算に一般財源で予算化しており、保護者の方も歓迎されると思います。

事業の実施に当たり、幾つか確認しておきたいことがあり、質問いたします。

国の文書を見ますと、非喫食者の取扱いは、学校設置者の判断に委ねるというふうになっています。不登校や長期入院などの理由で給食を食べない子どもたちの取扱いについて、本市ではどのようにされるのかをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、議員質問の非喫食者の取扱いについてでございますが、非喫食者としてしましては、今、議員がおっしゃいましたように、不登校や病気などにより長期的に学校を休んでいる児童のほか、登校はしていても重度の食物アレルギーで給食が食べられない児童が考えられます。

非喫食者の取扱いにつきましては、国から具体的な基準等が現在まだ示されておりませんので、分かり次第検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 国のほうも遅れているということですが、もう目の前に迫っていることですので、保護者にとってもどうなるのか、はっきりしておきたい内容ではあると思いますので、決まり次第広報を、周知をお願いしておきたいと思っております。急ぐべきだと思います。

関連して質問をいたします。

1年前、私は保護者の話を聞いて、不登校の子どもの居場所づくりの1つとして、学校以外の場所で給食を食べられるようにできないかということをお八王子市の取組を例に引いて質問しました。答弁は、場所と給食費徴収の関係で難しいというものでした。

しかし、小学生は来年度から給食費の徴収は不要になりました。会議室がある限府の共同調理場から始めてはどうかとそのときに申し上げましたが、改めて小学校における実質的な給食費無償化ということが現実になった段階で、不登校の子どもたちが給食を食べる場所を提供できないかということをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、質問にお答えいたします。

不登校児童へ共同調理場での給食の提供についてでございますが、まず、不登校児童生徒につきましては、校内教育支援センターを設置したことにより、現在、徐々にではございますが減少傾向にあり、効果が出つつあります。令和8年度からは全ての小中学校に校内教育支援センターを設置する予定ですので、校内教育支援

センターや別室で給食を取ることができるよう対応していきたいと考えております。
このようなことから、現在はまだ共同調理場で、今後もですけれども、不登校児童への給食の提供は考えておりません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 先行して校内教育支援センターが設けられた菊池南中で、学校側から給食だけでも食べにこんねという声かけに応じて、再び学校に足を運べるような子どもさんが実際にいたという話を聞いております。ですから、今回全ての小中学校に校内教育支援センターが設けられますが、ぜひとも給食だけでも食べにおいて、そういう声かけは、おっしゃったとおりに積極的に子どもたちに投げかけてあげてほしいなと思います。

ただ、どうしても学校だと足を向くことが難しい子どもさんも現状ではいらっしゃいますので、そういった子どもさんに、小学校だけですけれども、無償化が実現する段階になって、どこか給食だけでも食べにおいてという声かけができる場所をやっぱり確保することも、今後はさらに検討をお願いしておきたいと思います。

次に行きます。

学校給食無償化についての議論の中で、無償化は質の低下につながりかねないという意見がありました。入札での物品購入となれば、価格重視、予算重視に流れてしまう。地域ごとの個性がなくなるとの懸念であります。

市長の施政方針や令和8年度当初予算で、来年度については学校給食に特別栽培米を提供する考えであることは分かりましたが、今後も引き続き地産地消や特別栽培米使用の方針に変わりがないかということをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、今後の地産地消や特別栽培米の取組についてでございますが、安全安心な学校給食の提供のため、地産地消の食材や特別栽培米の使用については、今般の米の値上がりを受けて、特別栽培米も大幅に値上がりしております。しかし、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今の答弁を聞きまして、大変安心いたしました。公会計に移行した後も、入札で一番安いものを仕入れるという方法にはなりませんように、

よろしく願いいたします。言われたように、安心安全をモットーに進めていってほしいと思います。

昨年9月議会で給食費の徴収方法について質問しました。大規模校において給食費徴収事務を担う事務補助員の経費をPTAが負担するのはおかしいという指摘をしました。

新年度予算で公会計化に向けたシステム改修費が計上されていますが、公会計に移行するまでの期間、中学校の給食費徴収はどう対応されるのか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

令和8年度当初予算において、今、議員おっしゃったとおり、給食費の公会計化の実施に向け、システムの導入の計画をしているところでございます。

導入後の令和9年度からは、市で給食費の徴収業務を行う予定でございます。

そのため、導入までは、これまでどおり各学校で徴収業務をお願いしたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 確認します。今までどおりという中身は、菊池南中や泗水中で給食費徴収事務を行う事務補助員さんの経費をPTA会費から支出するという、そののところも今までどおりということであるのかどうか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、お答えいたします。

8年度に一応システム整備いたしますので、8年度中は、7年度と同じような徴収業務をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 前回の質問のときかなりしつこく言いましたが、そこはやっぱりおかしいです。補助員さんの経費について、せめてもうちょっと市の補助を増やすとか、やっぱり給食費無償化の時代に、給食費の徴収をする経費まで保護者に負担をさせてくる自治体というのはもうないんじゃないでしょうか。ぜひ検

討してください。

最後に、中学校の給食費の一部補助についてお尋ねします。

今年度の中学校給食費は、月額6,000円を超えている状況にあり、保護者にとっては大きな負担であります。これを例えば1人当たり2万円の補助をすれば、給食費の月額5,000円を割り、4,000円台にすることができます。6,000円を超えるのと5,000円を割るのでは、随分やっばり負担感が違うと思います。

本市の中学生の人数はおよそ1,300人、1人2万円の補助をしたとして、経費は2,600万円です。本来は中学校の分も国が財政負担をすべきだと考えますが、県内自治体の幾つかは小学校に合わせて中学校においても実質無償化にかじを切りました。本市においても、せめて部分的な負担軽減をやっていただきたいと思います。

幸い本市のふるさと納税は順調な伸びを見せています。令和5年度は3億3,700万円、令和6年度5億1,000万円、今年度は6億円を超える見通しであり、来年度は9億5,000万円を見込まれています。関係者の努力のたまものであらうと思います。このふるさと納税を活用して、中学生にも1人2万円の給食費補助を行うことは可能な範囲だと思います。このことについて、市の考えをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。

中学校の給食費の物価高騰に対する一部補助については、現在、検討を進めているところでございます。

並行して、中学校給食については、負担軽減・無償化について、速やかに検討を進めるよう、今後も国に対して要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 熊本市の大西市長も来年度から考えていた中学校での給食費無償化は見送ると。国に要望を続けたいというようなことであったように記憶しますが、菊池市でもその国への要望はしっかりと行っていただきたいと思いません。

しかしながら、幾つかの自治体は無償化ということで決定して、議会中だと思えますが、決定する方向であり、また、一部補助という形で行っている自治体もあります。ほかの自治体に置いていかれるような状態にならないように、周りの様子もしっかり把握しながら、検討すると言われていましたが、早急な検討をお願いしておきたいと思えます。

シングルマザーの支援活動をしている、シンママ熊本応援団の方の話を聞きました。収入が少ないお母さん方も多くて、生活はかなり苦しくなっているというお話でありました。給食が頼みの綱という生活を送っている子どもたちも少なくはない、このようなことを話されました。

給食は子どもたちにとってとても大事だと思っています。費用の面でも、小学生のみならず、中学生も安心して親御さんが心配せんで、市として提供できる状態になるというのを強く望みます。

さっき、地産地消の話もしましたが、大事な給食が、子どもたちにとって菊池市の自慢はおいしい給食ですというようなことが胸を張って言えるような、給食時間が楽しい時間になるように願ってやみません。

これで、質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、2月26日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会　午後2時37分

第 4 号

2 月 26 日

令和8年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和8年2月26日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第41号 令和8年度菊池市一般会計補正予算（第1号）

上程・説明・質疑・委員会付託



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第41号 令和8年度菊池市一般会計補正予算（第1号）

上程・説明・質疑・委員会付託



出席議員（18名）

1番	城	太志郎
2番	欠	員
3番	安武	睦夫
4番	稲継	智康
5番	古田	浩敏
6番	島	春代
7番	大山	宝治
8番	田中	教之
9番	福島	英徳
10番	緒方	哲郎
11番	後藤	英夫
12番	欠	員
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗

19番 木下雄二
20番 山瀬義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	藤井 一恵
政策企画部長	宇野木 浩二
総務部長	開田 智浩
市民環境部長	高島 英輔
健康福祉部長	古吉 京子
経済部長	松永 哲也
建設部長	久川 知己
七城支所長	田代 誠士
旭志支所長	佐野木 成俊
泗水支所長	中原 親弘
財政課長	上野 重智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古庄 和彦
市長公室長	稲葉 一郎
教育長	音光寺 以章
教育部長	前川 幸輝
農業委員会事務局長	古田 十咲
水道局長	田代 誠也
監査委員事務局長	高木 智生

事務局職員出席者

事務局長	松原 憲一
事務局課長	高山 賢一
議会係長	西住 剛
議会係	右田 一樹
議会係	河田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、御起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方は御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 皆さん、おはようございます。議席番号3番、無所属の安武睦夫です。「伝えよう！輝く未来を子どもたちの手に！」をスローガンに、よりよい菊池市になるよう、皆様と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

早いもので、市議会議員をさせていただき、1期4年が過ぎようとしております。今期最後の一般質問となります。最後までしっかりと政策提言をしていきたいと思ひます。

それでは、今回は、大きく2つのことについて質問したいと思ひます。

1つ目が、菊池市地域公共交通計画について、2つ目が、これまでの一般質問に対する答弁後の対応についてであります。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず、1つ目の菊池市地域公共交通計画について質問いたします。

皆様、御承知のとおり、本計画については、市の公共交通の現状と今後の課題を整理するとともに、市の実態に合った持続可能な地域公共交通の構築を図るため、今後実施すべき施策等を推進することを目的として、令和7年3月に策定されました。

また一方で、令和5年6月定例会において、過疎地域活性化に伴うソフト事業について質問させていただいた際には、そのときの交通手段の確保の観点での質問は、旭志地域のあいのりタクシー拡充や、路線バスの見直しについて、既に担当部署と協議していたことから、交通インフラ、交通手段の確保を除いて質問させていただ

いたところでございます。

さらには、TSMCの進出やインバウンドの需要により空港利用が高まっている現状から、近隣自治体では無料空港ライナーの設置など、空港のアクセス強化に努めているところでございます。

そのようなことから、今回は菊池市地域公共交通計画の中でも、前回質問できなかった過疎地域の交通インフラ、交通手段の確保と同地区を通る空港アクセスについて、絞って質問したいと思います。

それでは、以上のことを踏まえまして、1回目の質問をしたいと思います。

まずは、市内路線バスの系統と、市民の生活に必要な交通手段の確保と、安定運営のために、路線バスに補助金を交付していると思いますが、その補助金の額をお示してください。また、そのうち、過疎地域である旭志地域には2路線が運行していると思いますが、その内訳も併せてお示してください。

以上、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、改めまして、皆様、おはようございます。

路線バスの補助金について、お答えをいたします。

本市内のバス路線は15系統あり、令和6年度の補助金交付額は5,754万8,830円でございます。

そのうち、旭志地域を通る路線は産交バスの山鹿市・菊池市・大津町をつなぐ菊池温泉・翔陽高校経由大津線と、菊池市と大津町をつなぐ矢護川・大津中央経由菊池・大津線の2系統あり、令和6年度の補助金交付額は4,106万3,000円でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

今、市内路線バスの補助金というものを提示されました。5,754万8,830円といううちに、旭志地域2系統が4,106万3,000円ということで、割合にしますと71.3%というような割合で、その割合がかなり2路線に偏っているということで、利用度が低いというのは私も実感しておりましたが、この金額を聞かせていただいて、まさにこれじゃいけないなというふうに思うところがございます。そのことについては、また後でお話をしたいと思いますので、2回目の質問に移りたいと思います。

本計画の取組として、市街地内の路線バス経路の見直しや、阿蘇くまもと空港ア

クセス交通の運行、さらには、地域内交通の運行形態の見直しについて検討されていると思いますが、今までどのような検討がなされ、どのようなことが議論されているのか、お尋ねします。

以上、2回目の質問とします。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、議員御質問の検討状況等について、お答えをいたします。

まず、路線バス見直しにつきましては、菊池市地域公共交通計画におきましても、不採算なバス路線を中心に路線・運行区間・便数などを検証し、周辺自治体と連携を図りながら見直しを行うこととしておりますが、現状、具体的な検討には至っていない状況でございます。

次に、空港アクセス交通につきましては、観光目的等での広域移動の活発化を図ることを目的に、複数の交通手段を想定し検討を進めております。

また、今年度熊本県において行われている観光客の実態調査も踏まえ、市としての取組を具体的に検討してまいります。

次に、地域内の交通の見直しにつきましては、きくちあいのりタクシーの利便性向上を図るため、乗降場所の追加等を行っております。

また、運行事業者の負担軽減のため、ITを活用した運行システム導入の検討に向けた情報収集を行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。

1点目の市街地内の路線バス経路の見直しについては、具体的にはまだ至っていないという御答弁でございましたし、空港アクセスについては、現在、検討しておりますと。

また、3点目の地域内交通の運行形態の見直しについては、情報収集というようなどころにとどまっているということでもございました。

それでは、3回目の質問をしていきたいと思っております。

質問の前に、先ほどありました旭志地域の点でございますが、旭志地域の交通インフラの状況を少し申し上げますと、先ほど答弁がありましたように、バス路線は2本ありますということで、旭志支所がある中心地域を通るのが、菊池から県道赤水線を通って、大津町の矢護川を經由して大津高校前に行く路線と、旭志西側であ

る伊坂地区から旧国道を通過して、翔陽高校前を経由して大津駅前に行く路線の2本であります。先ほど答弁いただいたとおりでございます。

西側を通るルートは、比較的早く目的地に到着するので、利便性は高いのですが、旭志中心部を通るルートは、大津町矢護川地区である大津東側を回るために、時間と費用がかかるルートとなっております。

以前は旭志地域を東西に通る電鉄バスの路線があったため、その2つの路線をつなぎ、さらには熊本市へも直接行くことが可能でございました。その東西を通る路線が廃止になり、現在、あいのりタクシーを旭志東側のエリアは利用することが可能となっているところでございます。しかし、西側の地域でも路線バスが通っていない地域もあるところでございます。また、妻越区の住民の皆さんからは、バス停が高台にあるため、高齢者の皆様からバス停を移設してほしいとの要望もあつているところでございます。

そこで、旭志中心地を通るバス路線をコッコファーム側に回り、国道325号から合志川沿いを通り、廃止になった路線バス停であった高永地区、それから妻越区公民館前を通るルートを先ほど言いました過疎地域の活性化のときの質問の前に、提案を執行部側にさせていただいておりますが、残念ながら、大津町でスクールバス活用をしていることを理由に、路線変更はできませんでした。そこで、あいのりタクシーの西側運行を要望していますが、いまだ改善できていない状況であります。

現在、旭志地域には、さきの一般質問でも申し上げましたとおり、内科医がない状況であります。また、歯科医についても廃業されるという声も聞いております。地域の皆様からは、薬をもらうにも一苦勞で、交通費も負担になるとの声も聞こえております。

あいのりタクシーの拡大も難しいということで、タクシー事業者にも直接お話を聞かせていただきました。オンデマンド交通とデマンド交通、意味合いはあまり変わりませんが、一般的には、AIを活用して運行ルートを作成するのがオンデマンド交通としているそうであります。本市のあいのりタクシーはそれでいうとデマンド交通になります。

そこで、オンデマンド交通の事業者と、それを活用している先進自治体に運行状況をお尋ねしました。オンデマンド交通を先進的に活用しているのが熊本市の西南地区と植木地区にありました。

熊本市交通政策課の職員さんに電話で詳しく教えていただきました。熊本市では、本市と同じように、地元タクシー業者に業務委託しているとのことでした。本市のあいのりタクシーと大きな違いは、タクシー業者での受付方法と自宅から目的地までの利用というものではなく、地域のごみステーションや地域公民館などを停留所

として指定して、AIを活用しながら、専門のコールセンターが配車する方式を取っていました。ここがオンデマンド交通と言われるところでございます。

熊本市では、全国各地で事業展開しているトヨタグループのアイシンが運営しています。チョイソコというオンデマンド交通を利用されています。本来、この事業は自治体やスーパーなどをスポンサーとして協賛を得ることで採算性を向上させ、自治体のイベントや商業施設の広告などから、単なる運行システム提供にとどまらず、外出促進のコトづくり、つまり、外出する理由づけを行うことで、高齢者の皆様の健康増進につなげるものであります。

熊本市では、運行は平日の7時から19時までと、土曜日は9時から16時までで、祝祭日や夜間の運行は行っていないということでございました。1回乗車しますと、どこまで乗っても300円で、免許証返納者、障がい者や小学生以下は1回100円ということでございます。

さらには、その日、最初に乗ったときに1日乗車券が発行されて、何度乗っても最初の料金以外は発生しないということでございました。例えば病院に行って、その後、商業施設に寄って、役所で手続をして、自宅に帰っても、1日300円、高齢者等の皆さんなどは1日100円であります。

そのような業務委託料が、6台で運行しておりまして、年間1万8,000件の利用者で、小型タクシーの運行費から直接運賃である利用料を差し引いた金額が約3,700万円ということでございました。

高齢者などの割引対象者の皆さんは、路線バスを活用しても、乗車料金の2割負担だそうでございます。熊本市が行っている公共交通の細やかな対応の必要性を強く感じたところでございます。

あいのりタクシーの運行拡大については、事業者さんと話した中では、エリア分けした運行では無駄もあり、運転手確保や車両確保も厳しい現状があるとのことでございました。

先ほど申し上げました路線バスは通っています。私は大津高校の卒業生ですが、例えば我が家から大津高校前までバスで通学しますと、中心部の津留区の本通から高校前まで乗ると、所要時間は約50分、片道740円の運賃、定期券を購入すると1か月2万6,640円かかることとなります。やはり時間的な問題や金銭的な負担で利用しないものであります。

実際に担当部署で調査していただきましたが、1日の便によっては誰も利用していないバスもあるとのこと。本計画の資料でも利用者が少ないのは明確であります。毎日夕方、バスの乗車状況も見ますが、やはり誰も乗っていないバスをよく見かけます。というぐらいバス利用者が少ないということでございます。

そんなことを踏まえて、3回目の質問をしたいと思います。

現在、本計画において検討されておりますが、路線バス、あいのりタクシー、空港アクセス交通を一体的に検討する必要があるのではないかと考えております。一つ一つを別々に検討するじゃなくて、一体的な検討をすることで可能になってくるんじゃないかというふうに思うところでございます。

路線バスを廃止しても、オンデマンド交通で細やかな対応をして、空港アクセス交通につなげることで、JR豊肥線や空港とつながることがインバウンドの温泉街への誘致や、熊本市内からのアクセス向上にもつながると思いますが、過疎地域の活性化と進出する企業誘致並びに利便性向上を目的として、旭志地域における路線バスを廃止し、代わりに基幹交通として、道の駅旭志や大津駅を經由して、温泉街までの区間の空港シャトルバスを運行し、その基幹交通路線にオンデマンド交通をつなげ、過疎地域の活性化をはじめ、一体的な交通体系を見直す考えはないか、お尋ねいたします。

以上、3回目の質問とします。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、旭志地域における一体的な交通体系の見直しについて、お答えをいたします。

一体的な交通体系の見直しを進めるに当たりましては、基幹交通である路線バスの在り方をまず検証し、その見直しを踏まえ、交通体系を検討していく必要があると考えております。

しかしながら、路線バス廃止につきましては、利用者をはじめ、周辺自治体にも大きな影響があるため、議員御提案の代替案を参考に、慎重に議論してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

路線バスの廃止というものは、そう簡単にいくものではないというふうに私も思っております。やはり地域の皆様の反対があるだろうし、近隣自治体との連携というものも大切であります。先ほど言いましたように、大津のほうでは、小学校のスクールバスという活用もされていますから、単に廃止をしてしまいますと、そこに迷惑もかかると。しかしながら、これだけの多くの先ほど説明がありましたように、この路線バスだけで4,100万円と。熊本市がオンデマンド交通を整備してしま

も3,700万円ということで、タクシー業者には普通運賃が払われるということでございます。

やっぱり今、この1回乗って300円ということでございますが、1日乗車です。今、あいのりタクシーへ乗りますと、遠いところだと片道600円、往復で1,200円ということでございます。

じゃあ、そういう方々が、高齢者の方とか、免許返納者の方々が、例えば公民館講座に出向くか、いろんなイベントに出向くかといいますと、買物に行くかとなると、やっぱり負担があって行かないんじゃないかと。そういう高齢者に対する健康増進という点も考えても、私はぜひやるべきだというふうに思いますので、ぜひぜひこの件については、慎重審議していただきながら、地域の合意形成を進めていただき、ぜひぜひやっていただきたいと思っておりますし、やっぱり基幹交通を整備しないと、大きな誘致にはならないんじゃないかなと思っております。

今回、令和8年度の予算の中では、様々なことを提案をされていますが、やっぱり大量に入ってくるのが、今、熊本市側だとかいうふうな交通がやっぱり大きい交通路として利便性が上がっているならば、やっぱり県北側には来にくいのかなというふうに思っております。

そこで次に、今度は基幹交通路である空港シャトルバスがもしできたらということで、次の4回目の質問をしたいと思います。

今後、空港シャトルバスがつながりますと、そこからの移動手段をどうするかということになります。

私は在職中にシンガポールに研修に行かせていただいたときに、日本政府観光局（JNTO）といいます、シンガポール事務所でインバウンドと言われる諸外国の旅行客の実態を学ばさせていただきました。

シンガポールのマレー系の外国人の方は、1年に一度、海外旅行を案内するイベントがスタジアムみたいなところであり、1年に一度の家族旅行を契約するそうでございます。そして、1年間働いて、積立てしてから旅行するということでございます。一般的な家庭は、日本のようなツアーバスでの観光ではなく、レンタカーを借りて移動するということでございます。

また、観光地は世界から見ると1つの自治体で収まるものではなく、幾つもの観光地を巡るものだそうであります。

そこで、観光地の最終目的地ではなく、菊池市を観光地区の拠点とすべきであるということは、多言語に対応した海外観光客ガイドを設置しないかという質問を以前させていただいたところでございます。

そのようなことから、菊池市を観光拠点としたハブ化の必要性を感じているとこ

ろでございます。菊池市まで空港から来て、滞在された上で動くというようなものでハブ化ということで考えております。

そこで、お尋ねします。

インバウンド向けの多言語に対応したカーナビを設置するレンタカー業者を誘致する考えはないか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、安武議員のレンタカー業者の誘致についての質問にお答えいたします。

本市における二次交通の確保は、観光振興を図る上で重要な課題と認識しております。特に、運転免許証の相互利用が可能な台湾からの旅行者にとって、レンタカーは非常に有効な手段です。

現在の旅行者の動線としては、入国直後の阿蘇くまもと空港や、移動拠点である熊本駅周辺で車両をレンタルし、そこから県内各地へ移動されるケースが多いようです。

そのため、現段階においては、まずは空港や駅周辺にある、既に多言語対応が充実している大手レンタカー事業者と連携を深めることが、即効性のある施策であると考えています。

具体的には、空港等でレンタカーを利用された方が、本市で宿泊される際に特典を付与する仕組みや、台湾の旅行者が好む周遊ルートを記載した多言語ドライブマップの提供などを通じて、空港から本市への人の流れを太くする取組を進めていきたいと考えております。

まずは、このような取組を通じて誘客促進を図りながら、レンタカー事業者の意向について情報収集を行うとともに、路線バス等の公共交通の動向も踏まえ、総合的に判断していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。今おっしゃられたとおり、令和8年度からレンタカーというもので菊池市内のほうに海外のお客様を誘致しよう。これについてはとてもいいことだと思います。

ただ、やっぱり大量に呼び込まないと、レンタカーでは数が限られてくるのかなと思っておりますし、やっぱり今後、観光地化をするポイントは、やっぱり利便性をどう高めるかということだと思っています。

そのことから、3か国語に対応するようなカテゴリ3のガイドをつくりなさいだとかいうことを今までも求めてきております。やっぱりそういう利便性を高めることで、菊池市というところが外国人の方に対して優しいまちであるということになれば、もっと多くの国からいろんな方々がお見えになるのかなというふうに思っております。

それでは最後に、総括して市長にお尋ねしたいと思います。

今回、インバウンドを対応とした空港アクセスの基幹交通の運行を含め、過疎地域における公共交通の在り方をお尋ねしたところでございますが、総括して市長の見解をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。地域公共交通計画、とりわけ過疎地域と、それから空港路線を踏まえた意見はどうかということでございました。

菊池市民や菊池市を訪れていただく様々な来訪者の方が市の内外を円滑に移動することができて、移動を通じて人々の生活のしやすさであるとか、あるいは地域産業の活力が向上する。そのことで魅力的で持続的な地域づくりの推進につながるということ、大変重要なテーマであるというふうに認識しております。

とりわけ、その中でも中山間地域あるいは過疎地域では人口が少ない、あるいは移動手段が少ないという問題があることも承知しているところでございます。

議員から先ほど来、様々な御提案をいただきました。中山間地域・空港路線、またあるいは観光地としてのまちなか等々、問題の所在は様々でございますので、地域の声に耳を傾けながら、従来の発想を少し変えながらも、オンデマンドなども含めて、利便性や運行の効率性、コストバランスなど、市全体としてもっと施策効果が高まるように検討してまいりたいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。前向きに検討していきたいというふうな御答弁をいただきました。

やはり路線バスの廃止というのは大きな問題で、地域からも反対の声も上がるだろうと思います。しかし、それだけにとどまらず、オンデマンド交通というようなもので細やかな対応をしていけば、利便性が上がり、かつ予算の縮小にもつながるということになれば、もっといいものになるのかなと。住みやすいまちになるのか

など。皆さんの幸せが高まるのじゃないかというふうに思いますので、ぜひぜひこの件については前向きな検討のほどよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

大きい2つ目、これまでの一般質問に対する答弁後の対応について質問したいと思います。

冒頭に申し上げましたとおり、今期における最後の一般質問となりました。今回の一般質問を含めて4年、16回の定例会中、10回の定例会で質問させていただき、質問事項22問、質問の要旨で54個とかなり多くのことを提言させていただきました。

私も元職員で、職員時は何百という答弁書を作成させていただいていますので、その対応の大変さは実感しているところであります。

学識者によると、一般質問は市長との政策競争だと言われる方もいれば、一般質問は監視、指摘する場だと言われる方もいます。菊池市議会の一般質問は様々であります。

そのような中、私は職員時代の経験からも、一般質問は議員が市民の声を聞きながら、執行部に対して気づきを与える場だと思っているところであります。一般質問の答弁は、答弁したことで終えるものではなく、答弁したところから始まるものだと思っております。

これまでの答弁では、前向きに検討します、検討していきます、調査研究していきますと答弁されたことについて、1期4年を総括して、その後の対応についてお尋ねしたいというふうに思います。

そのようなことを踏まえて、1回目の質問をさせていただきます。

これまでの私の一般質問において、検討する、または、調査研究すると答弁された一般質問は何があったと認識しているか、会期ごとにその件数をお示しください。

以上、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、安武議員の御質問にお答えをいたします。

これまでの検討する等と答弁しました会期ごとの件数につきましては、令和4年第2回定例会4件、同第3回定例会1件、令和5年第1回定例会3件、同第2回定例会1件、同第4回定例会2件、令和6年第1回定例会1件、同第2回定例会3件、令和7年第1回定例会1件、同第2回定例会3件、同第4回定例会2件の合計21件でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 4年間で21件の調査研究をするという御答弁がなされたということでございます。説明がありましたとおり、毎会期何らかの形で検討する、前向きに調査研究するというような答弁があったということでございます。

私も先ほど申し上げましたとおり、答弁書を作成してきましたので、予算を伴う質問などはできることでも、自治法上、前向きに検討するなどの答弁しかできないことは承知しているところでございます。

それでは、2回目の質問をしたいと思います。

ただいま答弁いただきました21件の答弁後に、検討、調査研究すると答弁したものの中には、実際に実施対応したものと、現在も継続して検討しているもの、さらには実施できないと判断したものとがあると思いますが、答弁後に検討して、実施することができた件数をお示しください。また、その主な成果について、教えてください。

以上、2回目の質問とします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁をいたしました、21件中11件について実施をしております。その中から安武議員をはじめ複数の議員から御提案があったものも含めまして、主なものを申し上げます。

初めに、菊池市過疎地域持続的発展計画とT S M C関連企業の進出については、過疎対策事業債を活用し、旭志地域の芝生広場へ複合遊具の設置を行いました。

次に、各中学校をプラットフォームとした中高生・地域一体型のワークショップについては、総合計画策定に当たり、中学生から大人まで幅広い世代の方が参画し、地域課題についてのワークショップを開催いたしました。

次に、SDGs持続可能なまちづくりと里山保全については、森林環境譲与税の活用に向けた基本方針の策定及び森林整備を最適に進めていくために林政アドバイザーを配置しました。

最後に、定住支援施策については、熊本県立大等と連携し、人口推移の分析を進めております。

また、定住者への補助金について、令和7年度から新たに子育て世帯定住支援補助金制度を創設し、定住の促進を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。ただいま答弁いただきましたとおり、21件のうち11件が実施済みということでございました。答弁後、約半分が実施済みであるということでございます。

今、御説明いただきましたように、多くのことを取り入れていただき、地域の皆様方からも遊具の設置で子ども連れの若いお母さんとか、いろんな方々から感謝の声が聞こえておりますし、毎日、子どもたちの笑い声が聞こえて、明るくなったという声も届いております。本当にありがとうございます。

また、今、答弁いただきました以外にも、学校等の体育施設についてのLED化というものも進んでおりまして、体育館が明るくなったというような声も聞こえております。

また、旭志地域には商業誘致というものも進んできましたし、人口をどこに増やすのかということについても、立地適正化計画の見直しだとか、そういうものにも反映されてきて、今後、期待をしているところでございます。本当にありがたいなと。

また、定住支援策についても、実際にいわゆる分家として家を建てられた若い夫婦の方から、ありがとうございますという声も聞こえております。本当に感謝しているところでございます。

しかしながら、少し私が思っていたものと、今、御説明いただいたものにも認識の違いがあるようにも思える部分もあるところでございます。

それでは次に、実施に至らなかったものについて、何点かお尋ねしたいと思えます。

1つは、先ほど答弁がありました、令和4年第2回の各中学校をプラットフォームとした中高生・地域一体となったワークショップについては、実施済みとの答弁でございました。

しかしながら、私が当時、質問した内容は、各種計画策定に中高生を参画させることも大切でございますが、中学校区ごとに定期的にワークショップを行い、地域課題解決を行っていかないかとの質問でありました。定期的な実施という点で言えば、未実施ではないかと思うところでございます。この点については認識が違うように感じております。

さらに、令和4年第2回定例会で質問しました、ふるさと納税型のクラウドファンディングについての質問に対し、遊具設置の財源については、他自治体の事例なども参考にしながら、提案も含めて様々な手法を研究するとの答弁でございました。

また、令和5年第4回定例会では、ネーミングライツ事業、命名権導入についての質問に対し、メリット、デメリットを整備して、具体的な検討を進めるとの答弁でございました。

令和7年第2回定例会では、地域新電力の活用についての質問に対し、地域新電力・自治体新電力はまだ事例が少ないので、引き続き研究を重ねていきたいとの答弁でした。

この4点について絞ってお尋ねします。

答弁後の検討、調査研究した経緯をお示してください。

○水上隆光 議長 宇野木政策企画部長。

[登壇]

○宇野木浩二 政策企画部長 それでは、私のほうから、中学校区ごとのワークショップ及びふるさと納税型クラウドファンディングにつきましてお答えをいたします。

中高・地域一体型のワークショップについては、先ほど総務部長の答弁のとおり、総合計画策定時には開催をいたしました。中学校区ごとのワークショップの定期化までには至っておりません。

次に、ふるさと納税型のクラウドファンディングについての進捗状況につきましては、他自治体の募集事例の調査を行いました。本市においては現在のところ活用には至っておりませんが、今後も財源確保の選択肢の1つとして捉えてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、私からは、ネーミングライツ事業について及び地域新電力の活用についての進捗状況をお答えいたします。

まず、ネーミングライツ事業につきましては、他市の状況を調査し、導入方法を検討しております中で、ネーミングライツ事業について外部からの問合せがあり、現在、今後の進め方について内部の協議を行っているところでございます。

次に、地域新電力の活用につきましては、公共施設の電気代高騰対策の観点から、本市の公共施設の電力調達につきまして、環境に配慮した電力調達も含め、現在も検討を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。

先ほど申し上げました中学校区ごとのワークショップというのは、総合計画等には使ったけれども、定期的というものには至っていないというような御答弁でございました。

ほかの質問につきましても、今後も引き続き検討していく、内部協議をしていくというようなことでございますし、地域新電力については、調達方法もしっかり今後見直していくというようなことではございましたので、ぜひぜひ今後も進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、4回目の質問をします。

今回の質問をするに至りましたのは、ただいま聞きましたけども、質問をしましても、その後の経緯、説明が執行部より、質問者に対する説明がないとの声が各議員からも聞こえてきたことからでもあります。

御承知のとおり、各種計画については、進捗状況を確認しながら、PDCAサイクルで進められております。私は答弁内容の進捗も誰かが確認する必要があると思いますが、答弁内容の進捗状況はどこが行っているのか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、御質問にお答えをいたします。

検討する等と答弁をいたしましたものの進捗管理につきましては、各部署において行っているところでございます。

総務課におきまして、未処理とならないよう、必要に応じてその後の対応状況の確認を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 進捗状況は各部署で行っている。それは当然のことだと思います。それぞれの部署で専門的な形で進捗状況をやっていると。ただ、総務課が対応状況の確認はやっているということでございますので、しっかりと進捗についての対応状況の確認は進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、5回目の質問をします。

私は先ほど申し上げましたとおり、一般質問は答弁したことで終わりではなく、答弁後に行動する始まりの場であると思っております。やはり市民代表である議員からの提案に対しては、検討または調査研究するとの答弁したのものについては、少なくとも質問者である議員に、その結果や経緯を説明する責任があるのではないかとと思うところでございます。

私自身は、先ほどの答弁では、21件の懸案事項があったとの答弁でございましたが、執行部からの説明は受けてないところでございます。今後、説明する責任があると思いますが、検討、調査研究するとした答弁については、質問者に対して説明するような考えはあるのか、お尋ねいたします。

以上、5回目の質問とします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、御質問にお答えをいたします。

質問者に対しましての答弁後の状況の伝え方ということでございます。答弁後の事案への問合せ等につきましては、可能な範囲で対応させていただきまして、公式な場では、これまでと同様に、進捗状況を確認される一般質問があればお答えをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 これまでどおり、窓口等にお尋ねがあれば対応するし、一般質問があれば、それに対応していくということでございました。

しかし、私はやっぱりきちんとした対応をしていくべきじゃないかなというふうに思っております。この答弁の責任はやはり市長にあり、その進捗状況の確認も市長にあるというふうに思っております。

私個人的には、少なくとも年に2回、当初予算の編成や決算審査である3月と6月には、ある一定の説明はしていくべきじゃないかなと。その説明等があれば、もっともっと質問の質も高まっていくし、市の発展につながっていくのではないかなというふうに感じているところでございます。

最後に、市長にお尋ねします。

私は先ほど申し上げましたとおり、一般質問は市民の代表である議員がその声を聞き、執行部に対して気づきを与える場だと思っております。そのことが政策提言であると認識しているところでございます。

また、自分自身だけではなく、他の議員の一般質問の答弁を聞き、さらに深め、高めながら、建設的に市政を発展させていくものだと思うところでございます。

そのようなことから、答弁内容のその後も大切であります。一般質問の在り方は冒頭に申し上げましたとおり、各議員様々であると思っております。何が正解かは分かりませんが、私は今申し上げました思いで、この4年間、様々な政策を提言してまいりました。私の提言からかどうかは分かりませんが、今回の施政方針にも反映して

いただいていると思える部分も幾つかあって、うれしく思うところがございます。
そこで、質問します。

総括して一般質問に対する在り方と、これまでの私の一般質問に対する感想をお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、安武議員の一般質問に対しての私の受け止め、考えを述べよという趣旨でございました。

まず、一般質問の在り方でございますけども、これはもう私としては、議員が行政全体に対して、市民の声を届ける、それから行政の課題や問題点を指摘する、3つ目に政策提案等による政策への反映等を求める。こうした3つの方法として、皆様、いろいろ工夫されながら、御発言をいただいているものというふうに受け止めております。

特に安武議員をはじめ、また、ほかの皆様もそうでありますけども、様々な分野で、とりわけ建設的な政策提案を行っていただく際には、大変ありがたいというふうに感謝をしているところでございます。

市政を進めていく両輪としまして、議員からの提案というのは、職員の気づきあるいは議論の深まりにつながっておるものというふうには私は考えております。

したがいまして、今後においても、ぜひ様々な御提案をいただければありがたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○3番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。市長おっしゃられたとおりでというふうに思っております。

今後もできるだけ市民の声を聞きながら、建設的な政策提案をしていきたいというふうに思っているところでございます。

最後になりますが、本年度末で退職される方や、役職定年される方に対しまして、長い間、本市の地方自治振興に御尽力賜りましたことに対し敬意を表しますとともに、感謝申し上げたいというふうに思います。

特に本年度、還暦を迎えられる皆様方は、私も元職員でございますし、同級生でございまして、いわゆる同僚、仲間ということでございました。本当にお疲れさまでございました。お体にはくれぐれも気をつけていただきたいというふうに願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○水上隆光 議長 これで、安武睦夫議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前10時47分

再開 午前10時54分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 改めまして、こんにちは。議員が変われば議会が変わる、議会が変われば行政が変わる、行政が変われば菊池市も変わる。会して議し、議して論じ、論じて決し、決して行う。愚直に、そして確実に議会改革を行っていきべきと考えます、議席番号10番、緒方哲郎です。早速一般質問をさせていただきます。まず、花房さくら坂公園について質問をいたします。

この公園は、地権者の方の御理解や、地域の方々、また多くの市民の方々の御協力と御努力により、地元との協定に沿って、令和5年4月1日に供用開始された公園です。地元地域の方々のもとより、多くの市民の方々がこれからのこの公園整備については期待しておられるものと思っております。

そこで、お尋ねをいたします。

これから本市として、花房さくら坂公園において、公園周辺の整備等のお考えがあればお示してください。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの緒方議員の質問にお答えいたします。

花房さくら坂公園の周辺につきましては、これまで多方面からの要望もあり、眺望を妨げる部分の竹林の伐採を本年度を含めて、毎年実施してきました。

今後も、必要と判断される部分につきましては、整備を行いたいと考えておりますが、周辺が個人所有の土地であり伐採に承諾が必要であることや、伐採及びその後の維持管理費用など課題もあるため、整備範囲につきましては、現地調査を踏まえた確に判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 様々な要望があっているというようなことでございました。

この公園を造りますに当たっては、ワークショップ等を開きながら、そのときも本当にいろんな御意見もございました。トイレを作っていただいたほうがいいであったり、あずまやが欲しいんだというような要望もあったわけですが、そのトイレ等に関しては、そのときのお考えとしては、周辺の畑等にいろんな施設を持ってきて、そこでその施設のトイレ等を利用していただく方向がいいんじゃないかというようなお話も伺ったところですが、中心的には竹林の伐採ということを行っているということで、公園ができる経緯としましても、その斜面の竹林の合意というか、なかなか売り買いに関して突き進まなかったというような経緯も私も分かっておりますし、なかなかその辺は難しいのかなということだと思っております。

そこで、再質問をさせていただきます。

令和6年第1回定例会において、泉田議員のほうから、花房さくら坂公園から見る景観について一般質問をされております。質問内容は、七城方面を望む景観が、先ほどあったような感じで、竹林で見えない状況になっており、せっかく公園からの景観が隠れていると。ぜひこの景観を見えるようにできないか。

また、正面は八方ヶ岳や菊池市内になるが、そこにはクスノキ、竹、杉、そのほか、雑木などで見えにくくなっている。もう一方、旭志方面が見えるところも見えづらくなっていることから、公園から見える景観をもっと見える状況にできないかとの質問でありました。

それに対して、当時の建設部長より、公園西側、七城方面の眺望に関しては、竹林の伐採要望が多かったために、現在、地権者の同意を得て伐採を行っております。今後の伐採範囲としては、地権者の意向に沿った範囲内でエリアの見極めを行ってまいりたいと考えていますとの答弁がっております。

また、のり面、下段のクスノキについては、竹の伐採処分後に必要な作業スペースを確保した上で、伐採作業を進めてまいりたいと考えておりますなどの答弁がっており、泉田議員からは、地権者に相談をしながら、徐々に切っていくというようなことを伺いましたので、安心しましたと。ぜひこの眺望というのはすばらしい眺望でございますので、実現していかなければと思っておりますと、このようなやり取りがあったと記憶しておりますが、私、先日、公園に行ってみた限りでは、この答弁どおりの管理、経緯、経過がなされていないような思いをしますが、その辺のお考えをお示しをお願いいたします。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの緒方議員の質問にお答えいたします。

花房さくら坂公園からの眺望を阻害する竹林等の伐採につきましては、これまで

地権者の同意を得た上で、公園の正面ののり面及び西側の一部の竹林と、先ほど申し上げましたクスノキの伐採を実施してまいりました。

また、令和8年度はさらに西側の竹林の一部伐採を計画していますが、先ほど答弁でも申し上げましたように、どこまで整備するかにつきましては、現地調査を踏まえ、必要な範囲を的確に見定めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 今の御答弁によりますと、正面、西側の一部の竹林ですよ。それとクスノキ辺り、その辺をやっておりますというようなお答えだったと思うんですが、しっかり見ると、やられておられるのかなというのは分かります。

また、景観については、しっかりとやっていくというような考えというのは、私も共通の考えであると思えますけれども、言われたように、地権者の同意を得ることの難しさであったり、竹の伐採において、業者さんあたりをお願いしてやる分には機械を使ってやられると思うんですが、手作業あたりでやろうとすると、本当に大変な作業だということも十分理解するところではありますが、先ほども言いましたように、なかなか伐採等が進んでないような感じだと。

七城方面を見ますと、七城の物産館があるんですが、あの物産館を見るためには、公園に入って行って、ずっと右側に入って初めて見えるような状況なんですよね。ですから、これからも地域の方々がやっぱり自慢できて、大切に使っていただく公園になっていくように、しっかりとした公園整備をお願いをして、次の質問にまいります。

次に、高齢者福祉について質問をいたします。

近年、地域の中で、多くの高齢者の方々から生活の不安や将来への心配の声を伺う機会が増えております。

高齢者福祉といいましても、その範囲は非常に広い分野にわたり、医療や介護の体制だけでなく、移動手段、地域とのつながり、日々のちょっとした困り事まで、その内容は多岐にわたります。

見守り、生活支援体制の観点からは、先日、泉田議員の一般質問でありましたように、民生委員さんの成り手不足であったり、地域のサロンや居場所がコロナ禍以降に再開できず、また閉鎖したところもあったりというお話も伺いました。

地域サロンや居場所については、本市においては徐々に回復、新たな立ち上げがなされているとのことであり、職員の方々の努力に感謝するところであります。

また、介護予防、フレイル対策については、通いの場の参加率には、通いの場へ

の距離が遠いであったり、数が少ないなどの理由からか、平地と中山間地域とに地域差があり、特に男性高齢者の参加が低い傾向にあるなど、また家庭介護者の観点からは、相談窓口の周知不足や、レスパイトの選択肢の少なさにより、家庭介護者への負担が増しておまして、介護者が孤立し、支援につながらないなどの課題も見えてきております。

また、介護人材の確保難は喫緊の課題であることから、本市においても大変重要な課題と思っておりますし、福祉厚生常任委員会においても所管事務調査も行われております。

そこで、お尋ねをいたします。

今、現状課題等を幾つか挙げさせていただきましたが、その中で、5点質問をいたします。

まず1点目、地域ごとの生活課題の把握について質問をいたします。

高齢者福祉の課題は、移動手段の確保、見守り体制、介護予防の参加状況など、地域によって大きく異なります。地域を回る中でも、通いの場が遠くて行けない、見守りの担い手が不足している、中山間地域では移動が難しいといった声を伺うことがあり、平地と中山間地域、さらには旧市町村ごとに抱えている課題の性質が違うことを改めて感じています。こうした地域差を丁寧に把握しなければ、実情に合った支援策を講じることはできません。移動、見守り、介護予防といった生活の基盤となる部分こそ、地域ごとの状況を正確に捉えることが重要だと考えております。

そこで伺います。市として、移動、見守り、介護予防など、地域ごとの高齢者の生活課題をどの程度把握しておられますか。また、地域差の分析をどのように行っておられますか。お示してください。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 改めまして、こんにちは。緒方議員の質問にお答えいたします。

高齢者の生活課題の把握につきましては、3年に一度実施しております介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のほか、各地域の通いの場への支援や地域包括支援センター職員による訪問活動を通じて、日常的に生活課題の把握に努めているところでございます。

主な生活課題としましては、中山間地域は買物や通院などの移動手段の確保が困難であることや高齢者のみの世帯の増加により、日常生活の見守りが必要になってきていることなどが挙げられます。また、全地域共通の課題としまして、高齢者の孤立化防止、認知症になっても安心して生活できる支援の整備、介護予防への取組

強化等が挙げられます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。3年に一度、ニーズ調査等を行いながら、日常的なものに対して把握を行っている。また、中山間地域においては、買物、通院、やっぱり移動手段のないことによる困難さが目立っているんじゃないかなというように思いますし、余計見守りの必要性も感じておられるということでしたし、全体的には孤立化の防止など、しっかり分析をしているんだというようなお答えだったと思います。

高齢者福祉の課題というのは、今ありましたように、見守り、移動、介護予防、家庭介護者支援、そして、介護人材の確保など、地域によって表れ方が大きく異なります。行政には届きにくい細かな困り事や支援につながるまでに時間がかかるなど、耳にすることが少なくありません。こうした課題を早期に把握し、関係者が同じ方向を向いて取り組むためには、行政、地域包括支援センター、民生委員、地域団体などが日常的に情報を共有できる場所が必要だと考えます。現場の声を確実に行政につなげ、支援の遅れを防ぐためにも、この仕組みは欠かせないと思っております。

そこで、再質問をいたします。定期的な情報共有の場を設けることについての市のお考えをお示してください。既にあるのであれば、課題の抽出や改善につながるよう、どのように機能強化をしておられるのか、お答えください。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

生活課題の関係機関との情報共有につきましては、地域包括支援センターが毎月開催します地域ケア会議において、個別ケースの検討を行う際に該当する地域の民生委員・児童委員、区長の皆様に出席を依頼し、地域の実情や課題について共有を図っております。

地域の生活課題は、福祉分野に限らず、交通、防災など、多岐にわたる分野に関連しているため、今後は幅広い関係機関との情報交換を行いながら、連携強化を図ってまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 現在は、地域包括支援センターが行っている地域ケア会議というもので情報共有を行っているというようなことでございましたし、やはり多岐にわたる問題でもございますので、幅広い機関との連携・協議も行っていくということでありましたので、その辺はしっかりやっていただきたいと思うところであります。

それでは、次に見守り体制の強化について質問をいたします。

高齢者の生活を支える上で見守り体制は最も基礎的でありながら、地域の担い手不足や民生委員さんの負担増など、現場では厳しい状況が続いております。地域からは「以前のように細かく見に行くことができない」「相談したいが誰に言えばよいか分からない」といった声を耳にいたします。こうした声は、地域の担い手が減っている現実と見守りの仕組みがこれまで以上に求められていることを示していると感じています。行政だけでなく、地域包括支援センター、民生委員、自治会、地域団体などがそれぞれの役目を補いながら、無理なく継続できる体制をつくっていくことが重要であると思います。そのためにも、現場の負担を軽減しつつ、地域のつながりを維持できる仕組みづくりが必要だと考えております。

そこで、見守り体制の強化について、市としてどのような取組を進めておられるのかお示してください。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

見守り体制の強化につきましては、地域包括支援センターと区長、民生委員・児童委員、介護サービス事業所、金融機関など、多数の民間事業所等の協力団体で構成する高齢者地域見守りネットワークにおいて、連携して取組を進めております。

協力団体の中には、独自で地域の見守りを始められた事例もございます。独り暮らし高齢者が自宅で亡くなっておられたことをきっかけに、地域で定期的に独り暮らし高齢者の見守りを始められた地区や、高齢者に限らず、子どもも含めて地域の見守りを始められた地区など、地域の実情に応じた多様な見守り活動が展開されてきております。

また、昨年度、市民を対象とした認知症声かけ模擬訓練を実施し、認知症の方への声のかけ方や、その後の対応方法について模擬体験を行い、認知症高齢者の見守り体制の強化にも取り組んでおります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 これも地域包括支援センターが中心となって、それぞれ多数の民間の方々の協力を得ながら、高齢者地域見守りネットワークというものを構築しながら対応しているということであったと思います。また、その中には新しい事例等もあって、定期的な見守りをする地区なんかも出てきているということでございましたし、認知症に対する模擬体験などを行いながら、本当に幅広く行っているのかなというところだったと思います。

支援につながる前に体調を崩されたり、孤立が深まってしまったりと、もう少し早く気づいていればという事例を耳にすることがあります。先ほど部長もちよっと言われたところだと思えますが。民生委員さんの担い手不足や地域のつながりの希薄化が進む中で、従来の取組だけでは見守りが必要な高齢者を早期に把握することは難しくなっていると感じているんですが、一方で、日常のちょっとした変化や地域の方が気づいた小さな違和感が支援につながる大きな手がかりになることも少なくありません。こうした情報を行政や地域包括支援センターが受け止め、早期に対応できる体制を整えることが、これからの高齢者支援には欠かせないと考えています。

そこで、見守り強化について再質問をいたします。見守りが必要な高齢者を早期に把握するための仕組みづくりについて、医療、介護、地域包括支援センターとの連携を含め、具体的な方針をいま一度お示しください。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

支援が必要な高齢者の早期発見、早期対応につきましては、在宅医療介護連携推進事業を実施し、医療と介護の円滑な連携体制の構築を進めております。

具体的には、地域包括支援センターや介護支援専門員が在宅で暮らす高齢者の体調変化や異変に気づいた際に、速やかに医療機関へつなげる仕組みの整備や高齢者が入退院する際に医療機関と介護サービス事業所等との間でスムーズな情報共有が行われ、医療と介護が切れ目なく提供できる体制の構築を進めております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 事業を通してしっかりした推進を行っているということでありましたし、支援専門員さん方と連携をしながら、速やかに病院等にも連絡をするんだということであったし、切れ目のない手段でやっていっているということでありましたので、さらなるものをやっていただきたいと思うところでありますが、

それでは、次に介護予防、フレイル対策の強化について質問をいたします。

介護予防やフレイル、このフレイルといいますのは、加齢に伴い、筋力や心身の活力が低下し、健康と要介護の中間に位置する虚弱状態と言われているものですが、このフレイル対策は高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けるための基盤となる取組であります。教室や通いの場に参加したくても距離が遠い、移動手段がない、男性は特に参加しづらいといった声を耳にいたします。平地と中山間地域では環境が大きく異なり、旧市町村ごとにも地域資源の偏りがあるため、参加率に差が生じている現状は避けられません。

しかし、こうした地域差をそのままにしておくと、フレイルの進行や孤立の深まりにつながり、結果として介護が必要な時期を早めてしまう可能性があります。ですから、地域の実情に合わせたアプローチや男性高齢者が参加しやすい仕組みづくり、そして、栄養、口腔、運動を一体的に進める取組の強化が求められていると感じています。

フレイルの兆候が見られていても、支援につながるまでに時間がかかってしまうケースを耳にすることがあります。特に、通いの場に参加していない方や地域とのつながりが薄くなっている方ほど、変化に気づかれにくく、気づいたときには状態が進んでしまっているという現実があります。こうした状況を踏まえると、フレイルの早期発見は本人の生活の質を守るだけでなく、将来的な介護負担の軽減にもつながる極めて重要な取組です。そのためには、参加している人だけを対象にするのではなく、支援につながりにくい方へこちらから働きかけるアウトリーチの強化が欠かせないと考えております。地域包括支援センターや関係団体が連携し、日常の小さな変化を拾い上げる仕組みを整えることで、より早い段階での支援につなげることが可能になるはずです。

そこでお伺いいたします。介護予防やフレイル対策の強化に向けて、市としてどのような方針をお持ちなのか。特に、参加率の低い地域や男性高齢者へのアプローチ、そして、栄養、口腔、運動を一体化した取組の拡充についてのお考えと、市として、フレイルの早期発見に向けた仕組みづくりやアウトリーチなどをどのように強化していくお考えなのか、以上2点お示しくください。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 介護予防、フレイル対策についてお答えいたします。

本市における介護予防の推進、フレイル対策につきましては、地域の公民館等で実施されています通いの場を活用して取り組んでおります。通いの場の魅力を高めるために、より楽しく継続的に参加できるような年齢や障がいの有無に関係なく参

加しやすいゲームであるUD eースポーツや手のひらをかざすだけで野菜摂取量を測定することができるベジチェックなど、新しいメニューを導入するとともに、支援や指導のできる介護予防サポーターの養成を行うなど、新規参加者の増加と活動継続支援にも取り組んでおります。

フレイル予防の対策としましては、運動、栄養、口腔の3つの柱を中心に、歯科衛生士、管理栄養士、看護師による通いの場を活用した健康教室を実施し、専門的な知識に基づいた指導、フレイル予防の啓発を行っております。

フレイル高齢者の早期発見につきましては、高齢者保健介護予防一体的実施事業の中で、健康診断の結果を活用して、高血圧や糖尿病による重症化リスクの高い高齢者を抽出し、看護師等が戸別訪問を実施しております。また、健診結果を活用した訪問以外にも、通いの場や民生委員、関係機関等からの情報提供を基に、地域包括支援センター職員の訪問により、早期発見、早期介入に努めております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 対策強化に向けては、公民館におきます通いの場等を利用しながら継続的に、また、新メニュー等を導入しながら、新規参入者も増やしていくというところであるということだったと思います。また、フレイルの早期発見あたりについては、健診あたりをしっかりと行っていただきながら、個別指導などをやりながらという対応だったというふうに思いますが、しっかりとやっていただいているものと思っております。

では、次に家族介護者支援について質問をいたします。

在宅で家族を介護されている方から「相談先が分からない」「休む時間がない」「限界を感じているが誰にも言えない」といった声を伺うことがあります。介護を担う家族は日々の生活と介護を同時に抱え込み、孤立しやすく、支援につながるまでに時間がかかってしまうケースが少なくありません。在宅介護を支えるためには、介護される方への支援だけでなく、介護する側の負担を軽減し、孤立を防ぐ仕組みを整えることが不可欠であると思います。相談体制の強化、レスパイト、このレスパイトというのは、介護者の休息と言われておりますが、このレスパイトの選択肢の拡充、必要な情報が届く仕組みづくりなど、家族介護者を支える視点がこれまで以上に求められていると感じています。こうした課題を踏まえ、在宅介護を支える仕組みをどのように強化していくかは、本市の高齢者福祉において極めて重要で、一つの大きなテーマと考えます。

また、在宅で家族を介護されている方々とお話をする中で「誰にも弱音を吐けな

い」「自分が倒れたらどうなるのか不安である」「気持ちが追いつかない」といった声を伺うことがあります。介護は身体的な負担だけでなく、先の見えない不安や孤立感など、心の面での負担が非常に大きいものです。しかし、その思いは周囲に伝わりにくく、結果として介護者が一人で抱え込んでしまう状況が生まれています。また、介護を支える仕組みを考えると、介護される方への支援と同じくらい介護する側の心のケアに寄り添う視点が欠かせないと感じています。相談しやすい環境づくりや気持ちを受け止めてもらえる場の確保、そして、孤立を防ぐための仕組みづくりは在宅介護を継続していく上で非常に重要であります。

そこでお伺いいたします。在宅介護を支える仕組みづくりの強化策について、市としてどのように考えておられるのか。特に相談体制、レスパイト、情報共有、介護者が孤立しないための仕組みづくりについてと介護者の心の負担に寄り添う支援について、市としてどのように考えておられるのか。以上、2点お答えください。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

在宅介護を支える仕組みの強化につきましては、地域包括支援センターが在宅介護に関する相談の中心的な窓口として、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職を配置し、高齢者やその家族からの多様な相談に対応できるよう体制を整備しております。

周知方法としましては、地域包括支援センターの役割や相談できる内容等を記載したチラシを作成しており、広く市民に配布することで、困ったときは、まず地域包括支援センターへ相談をという認識を広め、介護者が孤立せず、早期に相談できる環境づくりを進めております。

介護を担う家族の支援としましては、経済的負担を軽減するために、家族介護用品支給事業を実施しております。介護保険の認定において、要介護4または要介護5と認定された高齢者を在宅で介護する非課税世帯の家族を対象に、介護用品の購入に要する費用のうち、毎月5,000円を上限として補助を行っております。また、認知症高齢者を介護する家族が介護から一時的に離れ、リフレッシュする時間の確保や介護の悩みや不安を共有できる場所を提供することを目的に、毎月、認知症介護家族の集いを実施しており、参加できなかった方には、家族介護者への情報提供となるつどい通信を送付しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 まずは強化策については、これも包括支援センターを中心に、専門職の方々による対応整備をされているということであり、広く市民にチラシ等を配布しながら、相談はここでできますよというようなことをやっているというようなことでありましたし、レスパイト対策については、毎月、集いの場を開催しながら、また、参加できなかつた方については、つどい通信などを配布しながら、しっかりとした対応をしているということだったと思います。

では、最後に介護人材の確保についてお尋ねをいたします。

介護現場の方々のお話で「採用しても続かない」「夜勤ができる職員が足りない」「1人辞めるだけで事業所の運営が厳しくなる」といった切実な声をお伺いいたします。特に小規模事業所では人材の確保と定着が事業継続に直結しており、その負担は非常に大きいものであります。こうした状況を踏まえますと、介護人材の確保・定着に関する課題を市としてどれだけ把握しているかが、今後の支援策を検討する上で極めて重要だと感じています。実態を把握し、効果的な対策につなげていかなければなりません。

高齢支援課において、市内介護事業者に向けて、介護人材確保と定着に関するアンケートが実施され、アンケート調査結果についても、昨年の福祉厚生常任委員会の所管事務調査報告の中でお聞きもしておりますが、そこでお尋ねをいたします。介護人材の確保や定着に関する課題を市としてどのように把握されているのかお答えください。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 人材確保・定着に関する課題についてどのように把握しているかという点についてお答えいたします。

介護事業所における人材確保及び定着に関する課題の把握につきましては、令和7年2月に菊池市内で介護保険サービスを提供します105事業所を対象に、18項目のアンケート調査を実施いたしました。その結果、半数以上の事業所が人材不足による業務上の支障を感じており、安定的な人材確保が課題であることが分かりました。また、応募者不足に加え、育成に取り組めないことや定着が進まないことが多く挙げられ、育成・定着面での課題も確認されました。さらに、離職理由としては、処遇面や人間関係が多く、処遇改善と職場環境整備の必要性が示されました。

このようなアンケートの結果や事業所へのヒアリング等を実施しながら、介護人材の確保及び離職防止に対する支援策の検討を行いました。また、福祉厚生常任委員会所管事務調査の中でも様々な御意見や助言があり、今後の施策について提言をいただいております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 先ほど申しましたように、アンケート調査を実施されて、その内容的には105事業所、18項目におけるアンケートを取ったということの中で、なかなか安定して続かないということであったり、育成や定着に対する問題があると、また、処遇改善も必要であるというようなアンケート結果が出たということで、しっかりとした把握はされているのかなというところであります。

そこで介護現場の方々とお話する中で「新人研修に時間を割けない」中小規模事業所では「研修に行かせる余裕がない」「職員のメンタル面のフォローが十分にできていない」などといった声を伺います。人材不足の中で限られた職員が日々の業務を支えておられる状況では、研修や育成に十分な時間を確保することが難しく、結果として新人が定着しにくいという悪循環が生まれています。また、介護の仕事は身体的な負担だけでなく、精神的な負担も大きく、メンタルヘルスの支援が十分でなければ、離職につながるリスクも高まります。アンケートの結果そのものだと思っております。これは現場の努力だけに頼るのではなく、市として定着を支える仕組みづくりをどのように整えていくのかが問われていると感じています。研修の代替支援や外部講師の派遣といった仕組みがあれば、事業所の負担を軽減しながら、質の高い育成が可能になりますし、メンタルヘルス支援を制度化して位置づけることで、職員が安心して働き続けられる環境づくりにもつながると思っております。

そこで再質問をいたします。介護人材の定着支援について、市として新たにどのような施策を検討されているのか。また、小規模事業所向けに研修代替支援や外部講師派遣などの仕組みを導入する考えはありますか。それから、メンタルヘルス支援について、市としてどのような形で関与できると考えておられますか。以上3点お示しく下さい。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

アンケート調査の結果から把握しました課題を踏まえ、介護人材確保定着促進事業を令和8年度当初予算に計上しております。本事業は介護職員のスキルアップと資格取得を支援するため、介護職員の研修受講や試験に係る費用の一部補助を市内介護保険事業所に対し実施するものです。これにより、職員の質の向上や育成と人材確保と定着を目指しております。

また、小規模事業所への外部講師派遣支援や職員へのメンタルヘルス支援につき

ましては、国や県の研修、相談事業の情報提供を行うとともに、市としましても職員研修の実施や相談対応を随時行っております。

今後も市民の皆様が必要な介護サービスを適切に受けられる体制を維持・強化するために、市内の介護事業所が質の高いサービスの提供と安定的な運営ができるよう、介護人材の確保・定着促進に引き続き取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 人材確保については、8年度の当初予算の中に予算組みをされているというようなことでありまして、今後、体制維持強化についてもしっかり行っていくというような御答弁だったと思います。

本市においても、地域包括支援センターをはじめ、医療・介護・地域団体の皆様方が日々努力され、高齢者を支える体制づくりが進んでいると答弁をいただいているところであります。

しかし、独居高齢者の増加、地域の担い手不足、介護人材の確保難、移動手段的確保、認知症支援の拡充など、課題は複合的であり、今後さらに深刻化することが予想されております。高齢者福祉は、単独の施策だけでなく、医療、介護、生活支援、移動支援、住まい、見守りなどが連動して初めて機能するものであります。地域の実情に応じた支援を進めながら、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる環境を整えることが重要だと考えます。

また、高齢者福祉は市民の安心と地域の未来を支える基盤でもあります。行政と地域、そして市民が協力しながら、よりよい支援体制を築いていけるよう、引き続き取組を進めていただくようお願いをいたしまして、次の質問に参ります。

次に、本市の農業についてお尋ねをいたします。

2月14日の熊日新聞に「農業産出額2050年に半減。従事者耕作面積減少で」という見出しで記事が掲載されておりました。これは、九州経済調査協会、九経調の調査であったんですが、農業従事者と耕作面積の減少で、九州、山口、沖縄の9県の農業産出額が2050年までに、現状から半減すると推計をいたしました。担い手の確保と農地の維持を課題に挙げ、意欲ある経営体への農地集積の必要性を指摘していると、これはあくまでも推計ということではありますが、9県の農業産出額は、2020年の1兆8,921億円から2050年は9,564億円に減ると。人口減少を考慮し、食料の確保に必要とされる目標値の1兆7,000億円を大きく下回る。家族経営の農家と法人を含む農業経営体は、2025年の15万2,000戸から2050年は3万4,366戸へ、8割近く激減する。また、耕作面積も2023年の58万6,000ヘクタールから、2050年は33

万9,000ヘクタールへ、4割余り減少すると。目標値では2050年には46万9,000ヘクタールの農地を確保する必要があるが、13万ヘクタールが不足する計算となるというような推測をしておりました。

そこで質問をいたします。これまでも何度も同様の質問をいたしましたが、改めてお答えをお願いいたします。本市における家族経営の農家と法人を含む農業経営体数と経営耕地面積の推移と今後どのように推移していくお考えなのかをお答えください。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、緒方議員の質問にお答えいたします。

本市の農業経営体数及び経営耕地面積の推移につきましては、過去4年間（後に発言の申出があり、「過去4年間」を「過去4回」へ訂正）の農林業センサスの結果を基にお答えさせていただきます。

まず、農業経営体数ですが、平成17年は2,851経営体で、平成22年は2,543経営体、平成27年は2,257経営体、令和2年には1,981経営体となっております。続きまして、経営耕地面積ですが、平成17年は5,139ヘクタールでした。平成22年は5,218ヘクタール、平成27年は4,994ヘクタールで、令和2年は5,986ヘクタールとなっております。

次に、農業経営体数の今後の推移につきましては、これまでの農林業センサスの調査結果や担い手の農地の集積による農業経営の大規模化、また、人口減少や農業従事者の高齢化などを踏まえ、今後減少していくものと考えております。経営耕地面積につきましては、現時点において、将来の見通しを示すことが難しい状況でございますので、令和7年に実施された農林業センサスの調査結果公表後に、その内容を分析し、今後の推移を見通してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

すいません。私のただいまの答弁の中で、「過去4年間」と間違えて申しまして、「過去4回」の農林業センサスの間違えでございます。おわびして訂正させていただきます。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○10番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。経営体数に関しては、やっぱりすごい勢いで減っているのかなというように思いますし、経営耕地面積については、令和2年はちょっと増えている部分っていうのがちょっと分からない部分あるんですが、どちらにしてもやっぱり減少傾向にあるというのは間違いのないものだと思う

ております。

そこで、もう一点お尋ねするところだったんですが、先ほど申しました九経調においては、最終的に農地集約と気候変動に左右されない施設整備であったり、地域全体で農地を守る仕組みづくり、若者や女性、新規就農者の参入促進の必要性を提言しておりますけれども、これについても質問したかったんですが、ここは質問をいたしません、答弁といたしましては、中山間地域直接支払制度であったり、多面的機能支払制度であったりと、このような国の制度を利用しながら、また、新規就農者に対しても、そのような制度を利用しながらやっていくんだというお答えになると思いますが、全国から見てもトップクラスの農業県であり、その中でもトップの生産額を誇る菊池市であると思います。本市の基幹産業も農業であります。様々な要因によって、農業従事者や耕作面積が減少したり、農業産出額が半減するようなことがあってはならないと思っております。

昨日の猿渡議員の答弁の中にあつたように、地域の特性や実情に応じた支援の確保が大切であるということは、私もそのように思いますし、国も中山間地域の農地を含めた全ての農地を活用しようという方向で発信もしておりますし、もう一つ申したいのは、ぜひ、本市独自の支援体制というのを確保していただきたいということでもあります。昨日もありましたように、人材バンクであったり、農村RMOなどということもいい考えだと私は思います。そのようなことで、本市独自の支援体制を確立していただくことをお伝えして、質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。

○
休憩　午前11時49分

再開　午後1時00分
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員　皆さん、こんにちは。議席番号9番、福島英徳です。通告に従い、河川管理委託の在り方について総括的に伺います。

私は、この4年間、河川管理に関する一般質問を重ねてまいりました。論点としては、委託契約の在り方、作業及び検査体制、機械購入と入札不調、現場の草刈り状況、市民からの苦情、いずれも単発の問題ではなく、河川管理全体の運用の在り方に関わるものとして取り上げてまいりました。今回は、これまでの議事録、

契約書等の関係書類並びに菊池川河川事務所への確認内容を踏まえ、契約内容と実施状況の整合性並びに管理体制の妥当性について伺います。

まず、契約と実施の関係についてお尋ねします。

国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所との委託契約書第6条には、委託費の内訳として、直接費、これは除草、集草、人件費です、諸材料費、これは燃料費、機械損料費、それと、間接費、これは事務費です。これが明記されております。また、内訳書には除草工は年2回、内容は、除草、集草、梱包と記載されております。さらに、河川事務所に確認したところ、除草規格は刈り高10センチメートル未満、回数を3回に増やしても、集草は免除されないとの見解でした。以上が、契約上の内容です。

しかし、本市では集草、梱包を実施していない区間が確認されております。

そこで伺います。契約に、集草、梱包が明記されているにもかかわらず、本市が実施していない理由についてお答えください。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの福島議員の質問にお答えいたします。

国と市のほうの違いということで、国と市との契約内容につきましては、国が定める委託実施要領に基づき契約を行っておりますが、作業内容につきましては、国と個別に協議を行い、内容を認めていただいております。その上で、受託者と除草及び集草美化（後に発言の申出があり、「集草美化」を「周辺美化」へ訂正）についての契約を行っているところでございます。

なお、この件につきましては、今年度、協議を進めておりまして、国において、実態に合わせた委託実施要領の見直しを検討いただいているところでございます。内容が確定しましたら、それに合わせた契約を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。

すいません。今、私の説明の中で「周辺美化」と申し上げなければならないところ、「集草美化」と申し上げてしまいました。おわびして訂正いたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 ただいまの建設部長の答弁では、国との契約では了承を得ているというふうに私は受け止めましたが、その了承というのは、文書での了承でしょうか、それとも口頭でしょうか。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

協議書ですね、今年度の例で言いますと、4月1日に協議書を国土交通省の河川事務所宛てに市長名でこの内容についてですね、堤防の集草の複数刈り及び集草梱包の作業の省略についての協議書を出しております。その回答が令和7年4月7日付で菊池川河川事務所長より回答があつておりまして、内容としましては、協議のあつた除草作業については異議ありません。2番目として、集草梱包の省略による草刈り飛散防止に努めていただきますようお願いいたしますという回答書をいただいております。

以上お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 私はてっきり河川事務所の了承を得ていないものと思つておりましたので、分かりました。じゃあ、菊池川河川事務所からは、その旨、了承されているということで理解しました。

それではですね、次に、刈り草を残す、要するに集草をしない、この管理手法そのものの妥当性っていうものに対してお尋ねします。

刈り草が堆積することで、実質的に刈り高が高くなる可能性とか、草の伸びが速くなり、管理が難しくなるといった影響はないのか。こうした点について、これまで具体的な検証を行ったことはあるのか。お答えください。要するに集草をしないがゆえに、次の草刈り時に刈り高が高くなってしまふ。また、それが堆積することによって草の伸びが速くなって、やはり景観的には問題があるっていうようなことを思うんですね。だから、こういったものをやっぱり検証した上で、河川事務所のほうにきちんと了承を得られたのか。そういった中でですね、そういった影響がないとの認識であれば、その根拠についてもお示してください。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 ただいまの質問ですが、集草しないことで、どういった影響があるかというのは、申し訳ないですけども、それはちょっと検討はしていないところでございます。すいません。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 本件っていうのはですね、単なる除草回数の問題じゃないと思うんですね。基本的に契約に基づく管理水準っていうのと実際の管理手法、こ

のあたりの整合性、どうしたら美化作業っていうところで、市民に納得を得られるのか。そういったところにあると私は思っております。

ただ、この後また質問を続けたかったんですけども、河川事務所と了承を得ている。本当に河川事務所が今の草刈り状況の実態を把握した上で、そのあたりを認めているのか、私は疑問だと思うんですけども、そういうふうに認めているのであれば、河川事務所のほうにも、もう一度私のほうから尋ねてみたいなと思っております。そういう要望が来たから、はい、分かりましたっていうんじゃなくて、実態を把握した上で、それでやっているのかどうかっていうところですね。ここは契約が履行されているっていうことであれば、次の質問に移ります。

次に、機械無償貸与と積算の整合性というものに対してお尋ねします。

現在、市が購入した大型乗用草刈り機を委託業者へ無償貸与していることは承知しております。令和4年度は、年3回合計約1,650万円が支払われています。一方、受託団体であるコスモスまつり実行委員会の令和4年度予算書には、機械修繕費が140万円、予備費として183万円が計上されております。市が所有している機械を無償貸与している以上、財産管理と委託料算定的前提は明確でなければなりません。機械を無償貸与していることについて、委託料の積算においてどのように反映しているのか、その考え方をお示してください。

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午後1時12分

再開 午後1時13分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 ただいま、草刈り機を貸していることと積算の関係ということでお尋ねがあったと思いますが、本業務はですね、地元団体へ草刈り機を貸与するといった独自の条件設定によりコストを抑制した形で実施しております。そのため市より大型除草機械の貸出関係の費用を差し引いているため差額ができていますのでございます。以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 国から委託された金額をそのまま委託していないということで、そこは安心したところでありますが、ただこの大型乗用草刈り機、これは市

所有の機械である以上、最終的な管理責任は市にあると考えますが、受託団体が任意に修繕を行い、その費用を委託金の中で処理することについて、市としてどのように考えているのかお示してください。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

行政財産使用願ということで団体のほうから申請があり、うちで許可証を出しております。その許可証につきましては、使用料としては、菊池市行政財産使用料条例第4条第3号の規定に基づき、使用料を免除するとしておりますが、条件として、原状回復というものをつけております。使用期間の満了もしくは使用許可の取消しにより使用を終了した場合は、速やかに原状回復して返還することということで、そういった修繕等を行っていただいているというところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 でも、その原状回復っていうのは、委託料の中から修繕費として出してやっているわけですよね。それも使用している側がどんな使い方をしようが、修繕が必要な場合、修繕をする。それは請求する。いかなもんかなと思うんですけども、市の見解は理解いたしました。

しかし、先ほど申しましたけども、市有財産の修繕判断と委託料処理の関係については、契約段階において、その考え方と基準っていうのを明確にしておくべきだと私は考えております。

今回のように契約内容と実際の運用との間に、解釈の幅が生じる案件について、契約締結前の段階でどのようなチェックが働いているのかが重要になります。

七城工区における河川管理契約は、単独随意契約で継続されております。指名審査会において、競争性の確保、積算の妥当性、機械無償貸与の扱い、これらについて十分な検討と議論がなされたのか。改めて確認と検証が必要であると考えます。

現在、指名審査会の委員長は藤井副市長に交代されております。組織としての審査機能がより実質的に発揮されることを強く期待するものであります。契約の在り方については、改めて検証する責任があると私は考えます。本件について、今回答弁は求めませんが、今後、この場に立つ機会があれば、改めて副市長にも見解を求めたいと思います。

最後に市長に伺います。

河川管理は単なる作業委託ではなく、市民の安全と景観に直結する行政責任です。

契約内容と実施内容の整合性、機械無償貸与の妥当性、そして、契約の透明性について、現行体制は十分に検証された上での判断なのか、比較検証を行った上での判断なのか、あるいは、現行体制で支障ないとの判断なのか。どちらなのか明確にお示してください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいまの御質問は河川管理に関わる全体的な、何て言うんですかね。

結論から先に申しますと、特段検証というのはやっておりませんが、問題がないというふうに考えております。

といいますのは、先ほど部長答弁のとおりですね、国が定める委託実施要領に基づいた契約を行っておりますけれども、実際の運用と違いが出ておりますので、実はそういう違いが生まれる前に国と話をし、書面でお伺いを立てて、分かったということで承認の紙ももらっております。それにのっかって作業をやったということ。それから、これは年に3回やっておりますけれどもその都度、国、立会いの下で検収もやっていただいて、最終的にはそれをお認めいただいて、お支払いも済んで。こういう一連の流れでありますので、特段の問題はないものと考えております。以上です。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○9番 福島英徳 議員 今、市長からは、年3回の作業に対して、国、立会いの下で検収してらるってということで間違いはないですね。現行体制で問題ないっていうような答弁でした。それでは、来年度末の契約更新に向けては、現状をそのまま継続するのではなく、私はしっかりと十分な比較検証を行った上で、判断されることを強く求めたいと思います。行政の継続性というものは、前例の踏襲ではなく、検証の積み重ねによって支えられるものだということを改めて指摘しておきます。

最後になりますが、私がこの問題を繰り返し取り上げてきたのは、現場と市民の声があるからです。河川管理の手法を断定的に否定するものではありません。ただ一つ、市民に対して十分に説明できる河川管理なのか。その点を明確にしていきたい。河川管理は、本市の行政姿勢そのものを映す問題であるとともに、契約に明記された内容が履行されない運用が常態化することは決してあってはなりません。契約制度の信頼性を損なわないためにも、市として適正履行を担保する具体的な措置を講じることを求め、質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後 1 時23分

再開 午後 1 時30分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、子育て支援についてお尋ねをいたしますが、この件につきましては、これまで制度の拡充をはじめ、一般質問等で指摘要望を続けてまいりました。

放課後児童クラブについては、菊之池小学校生徒の増によって、西部市民センター敷地内の老人集会場を借用して運営されておりましたので、新設を要望させていただきました。おかげさまで、菊之池小学校敷地内に令和5年4月に新設、開所することができました。また、放課後児童クラブには、お互いの連携する場所がありませんでしたので、市に対して協議会の立ち上げを提案させていただき、現在は協議会が設立され、定期的で開催されているようであります。

次に、病児・病後児保育については、平成23年第2回定例会での一般質問をはじめ、これまで何度も指摘、要望を続けておりますが、現在は菊池みゆきこども園で、通称カンガルーのポケットとして、平成24年5月からスタートしており、保護者の方々も大変喜んでおられます。

次に、ファミリーサポートセンター事業については、私も会員として取り組んだ経緯もございますので、十分必要性も理解しておりますが、これまで平成24年度から実施されている2人目以降は市が全額補助についても提案をさせていただきました。

次に、すくすく子宝祝金については、平成26年第2回定例会において、祝い金の増額と地域振興券めぐるん券での支給を提案させていただき、現在は増額と一部めぐるん券での支給も実施されております。

そこで、確認を含め、お尋ねをいたしますが、放課後児童クラブ、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター事業、すくすく子宝祝金の現状と拡充の計画があればお示しをいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 木下議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の放課後児童クラブについてお答えいたします。

本市には、放課後児童クラブが14か所あり、利用児童数は、令和5年度は610人、令和6年度は653人、令和7年度は731人でございます。児童数は減少しているものの、核家族や共働き家庭の増加に伴い、放課後児童クラブのニーズは高く、利用者数は増加傾向にあります。現在、利用者が多いクラブや今後利用者が増加すると見込まれるクラブにつきましては、学校の空き教室の利用など、待機児童を出さないための対策を講じ、児童の放課後の安全な居場所を確保し、保護者が安心して働くことができる環境を整えてまいります。なお、令和8年度につきましては、利用者数の増加に対応するために、委託料等を増額した予算を計上しております。

次に、2点目の病児・病後児保育についてでございますが、病児・病後児保育の利用状況は、令和4年度は420件、令和5年度が484件、令和6年度が460件でございます。今後の計画につきましては、現在、本市の病児・病後児保育施設は菊池地区に1か所ありますが、利用ニーズが高く、特に感染症流行期には、利用希望が集中し、受入れ困難となる場合がございます。そのため、令和8年度に泗水地区において、本市で2か所目の病児・病後児保育施設整備を行い、令和9年度より事業を開始できるよう進めているところでございます。

3点目のファミリーサポートセンター事業についてでございますが、ファミリーサポートセンター事業の会員数は、令和4年度が282人、令和5年度が283人、令和6年度が330人でございます。利用実人数は、令和4年度が57人、令和5年度が42人、令和6年度が20人で、利用延べ件数は、令和6年度（後に発言の申出があり、「令和6年度」を「令和4年度」へ訂正）が201件、令和5年度が75件、令和6年度が59件となっており、利用状況は減少傾向にあります。

最後の4点目のすくすく子宝祝金の支給件数及び支給額につきましては、令和4年度が87件で1,055万円、令和5年度が79件で960万円、令和6年度が66件で790万円となっており、支給状況は減少傾向にございます。

以上、お答えいたします。

先ほど、私がファミリーサポートセンター事業について答弁した内容で、利用延べ件数が「令和4年度」とお答えするところ、「令和6年度」と申しておりました。正しくは「令和4年度」が201件ということになっております。おわびして訂正いたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 答弁ありがとうございました。それぞれ減少したり、増加

したりというところもあったかと思えます。一つの事業としては、病児・病後児保育については、8年度から泗水地区に対応ができるようになって、9年度から実施されるということですので、保護者の方にとっても大変いいことだと思います。いずれにしてもですね、それぞれ子育て支援は本市にとっても大変大切な問題でございますので、私としては、ある面では物価高騰もありますので、すくすく子宝祝金については拡充等もですね、今後は考えていただきたいと思えます。一応要望をしておきます。

それでは、次に森林環境譲与税を活用した予防伐採の現状及び国道・県道・市道のせり出した危険木等の対応についてお尋ねをいたします。

森林環境譲与税については、これまで何度も使い道を含め、一般質問等で指摘、要望を続けております。予防伐採については、実施要項を確認させていただき、予算の問題、選考委員の問題、受付締切りの延長の問題等を指摘し、改善を求めておりましたので、これまでに予算の拡充、受付締切りの延長が実現できております。そこでお尋ねをいたしますが、これまでの予防伐採の申請、採択の状況を詳しくお示してください。

次に、国道・県道・市道のせり出した危険木、竹等の伐採、剪定についてのお尋ねですが、この件につきましては、所有者等の法的な問題もありますので、これまで市長に同じ悩みを抱える自治体の首長と連携していただき、抜本的な改善を市長会等で提案要望をお願いしておりますが、いまだ具体的な施策には結びついていない状況であります。私もこれまで国道・県道につきましては、直接地域振興局をお願いして、危険性、緊急性を考慮して対応していただいた箇所も多数ありますが、市道については先ほど申し上げましたが、所有者等の問題もあり、地域住民の安全対策には十分応えているとは言えない状況が続いております。そこで、改めて確認を含めお尋ねをいたしますが、地域からの市道等にせり出した危険木等の改善の申請の状況と所有者の改善の対応の状況をお示してください。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、私からは木下議員の予防伐採事業についての質問にお答えいたします。

予防伐採事業は菊池市が管理する道路に隣接し、地目が山林または現況が山林で、通行や電線などのライフライン施設に支障を来すおそれのある危険木の伐採を目的とした事業となります。

実施状況としましては、令和4年度は申請17件に対し採択が13件、令和5年度は申請19件に対し採択が11件、令和6年度は申請22件に対し採択が11件、令和7年度

からは予算を300万円から400万円に拡充した結果、申請17件に対し採択13件となっており、審査会で危険性や緊急性を踏まえて適切と判断したものを全て採択しております。本事業につきましては、これまで48か所を伐採しており、災害の未然防止に寄与しているものと考えております。

以上お答えいたします。

○水上隆光 議長 久川建設部長。

[登壇]

○久川知己 建設部長 それでは、2点目の国道・県道・市道における危険木の対応状況について建設部のほうでお答えさせていただきます。

国道・県道・市道におけるせり出した危険木につきましては、それぞれの道路管理者が危険物の所有者の調査を行い、所有者に対して危険性の説明と伐採の依頼を行っており、広報紙やホームページ等においても、損害が発生した場合は樹木所有者の管理責任が問われることを掲載し、周知を行っております。

なお、本市に国道・県道の危険木の通報があった場合は、すぐに県へ報告し、対応を依頼しております。

次に、市道における過去3年間の危険木における伐採依頼の対応状況につきましては、令和5年度が32路線64名へ通知を出しており、15名が伐採等を実施されております。令和6年度が50路線158名に通知し、55名が伐採等を実施されております。また、本年度の1月末時点におきましては、48路線121名に通知し、48名が伐採等を実施されております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

予防伐採についてはですね、私も地元の方から依頼をされて、申請のお手伝いをした経緯もありますので、内容は十分分かっておりますが、今、金額が30万円上限で9割補助でございまして、今、伐採の費用もですね、やっぱり人件費とかそういうのが高騰しておりまして、一つの30万円の9割補助ではですね、もうほとんど根元から切るっていう形になってると、全体が切れないと。そういう状況も含めますので、この30万円上限についてはですね、やっぱりしっかりと改めて調査をしていただいて、拡充をお願いしておきたいと思っております。

それとですね、市道のせり出した木とか竹の問題ですけど、今、部長の答弁では、やはり令和6年は158名で55名の方が対応していただいた。7年度は121名で48名、その対応できてない部分についてはですね、ある面じゃ高齢者の問題とか、地元の

方ではないとか、連絡も全然返ってこないような人たちもたくさんいらっしゃるわけですよね。ですから、私としてはですね、もうとにかくやっぱり地元の方の生活道路としては非常に迷惑をされている道ばかりですので、やはりある面では所有者が改善するっていうのが決まってるとは思いますが、やはりいかにその改善をするかっていうのは、やっぱり行政としても考えていく時代に来ていると思います。この件についてはですね、そういう申請があったところは、もっと改めて現地調査もやってみてください。そういうことをお願いしておきたいと思います。これは強く要望しておきます。

それでは、次に農地及び農業用施設小災害復旧事業補助金の現状と今後の拡充についてお尋ねをいたします。

私はこれまで、小災害等の補助については、中山間地域の代弁者として、熊本地震のときには特に小災害の補助を、激甚指定となりましたので、他市の事例を示して菊池市としても早急に対応していただくように強く要望させていただきました。おかげさまで30万円上限の9割補助によって、1,000件以上の復旧をすることができました。

中山間地域の現状は、高齢化、後継者不足等によって農地を守ることが大変難しくなっております。今後の耕作放棄地の解消のためにも、補助金の拡充は必要であります。

これまで、平成24年第3回定例会で要望させていただいた補助限度額10万円、その3分の1の補助では、到底個人での復旧には限界がありましたので、一般質問等で要望を続けてまいりました。現在は、補助金限度額15万円となり、その3分の1が補助をされております。昨年の令和7年第4回定例会において、現在の小災害に対する補助については、人件費、材料費等の高騰を考慮すれば拡充する必要があると指摘、要望をさせていただきました。市としても拡充の必要性を認識されて見直しに着手すると答弁をされました。市長も補助金の拡充につきましては、改善に向けての見直しを指示されたとのことであります。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、拡充の額と時期について、具体的にお示しをいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、小災害復旧事業に関する御質問でございます。

今、議員からもお話がありましたとおり、小災害の復旧事業補助金につきましては、令和7年の第4回の議会におきまして答弁しましたとおり、私のほうから見直しを指示したところでございます。既に今回の施政方針でも述べましたように、補

助金の拡充に取り組むということとしておりまして、具体的には県内自治体の補助制度も参考にしながら、既に令和8年度当初予算に計上させていただいております。

農地につきましては、これまで補助率3分の1の最大5万円であったものを、補助率は変わりませんが、最大13.3万円に引き上げてございます。農業用施設は2分の1で最大20万円が変わりはございません。

時期でございますけれども、今回、本議会に今提案をさせていただいておりますので、御承認いただきましたらば、4月1日以降、各行政区に対して交付要綱をお示しして、順次実施をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。ある面では大幅に拡充をしていただくということで、地域の住民の方も大変喜ばれると思います。国庫災ってというのは、40万円以上が対象になりますのでその間を埋めるっていう感覚の中では、やはりこれまでの15万円の3分の1では、なかなか対応ができなかったと思いますので、今回はある程度の金額に改善ができるということで、大変ありがたく思っております。よろしく願いしておきます。

それでは、次に九州産廃菊池事業所廃止後の地元水迫地区から提出された環境整備基金活用の進捗状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまでの経緯も含め、何度も指摘、要望を一般質問等で続けてまいりました。これまで水迫地区区長会の方々と協議を重ね、私としては長い間、九州産廃問題で御迷惑、御苦労をおかけした地域にぜひとも活用していただきたく、説明を続けてまいりました。その後、令和5年度の水迫区長会長によって、各地区の要望を取りまとめていただき、令和5年12月に水迫地区の要望書が提出されましたが、要望と基金積立金額に差異が生じていることを踏まえ、優先順位等の問題もありましたので、改めて令和6年度区長会において、各区長が地区の戸数割、地域性、優先順位等を協議され、私も参加させていただきましたが、水迫区長会としての協議会を何度も開催されて、取りまとめていただきました。その後、令和6年8月26日に市に対して、私も同行させていただきましたが、水迫地区区長会長が代表して要望書を提出されました。

私としては、これまで一般質問等で確認を含め申し上げてまいりましたが、環境整備基金は使途目的が決まっており、九州産廃問題で御迷惑をおかけした地域に一日も早く、スピード感を持ってやっていただくようお願いしておりましたが、令和6年第4回定例会で上程されたのは一部の地区の要望のみでありました。基金と

して予算はありますので、現在の物価高騰を考えた場合、全地区の予算計上ができなかったことは大変残念であります。

その後は全地区の予算計上をされ、現在それぞれの地区の環境整備基金を活用した事業が行われていると思いますが、進捗状況をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

環境整備基金の活用による各種要望につきましては、水迫区長会ほか、9行政区19項目の要望事項に加え、本年1月に要望された2項目を合わせた計21項目となっております。

進捗状況につきましては、令和6年度に6項目が完了し、本年度において、柏区、古川区、木護区、杉生区、伊野区、永山区及び戸城区の7行政区に関わる13項目について、各種施設の整備を行っております。実施内容としましては、市道整備、農業用水路整備及び水道施設整備等が主なものとなっております。令和8年度におきましては、木護区及び水迫区長会に関わる計2項目について事業を実施し、全ての事業完了に向け進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

木護についてがですね、まだちょっと令和8年度がちょっと残っているということですが、いずれにしても、1億1,900万円をですね、地域の区長さん方が一生懸命何度も協議をされて、私も途中で入札残の使い道とか、そういうことについても指摘をしましたが、そういうのも含めた上で、ちゃんと1億1,900万円をこれまでのある面では迷惑をかけた水迫地区にきちんと分配をしていただきたいと思います。執行部の方々もですね、これまでの協議については、御苦労があったと思います。改めて感謝を申し上げておきたいと思います。

それと、一点ちょっと残念なことはですね、この環境整備基金というのは、ほかの自治体から九州産廃のほうに一般廃棄物を持ってくることに対する協力金をいただいております。当初はトン当たり1,000円、2年続けて持ってくる場合は2,000円という形の中でやっておりましたが、熊本地震のときに、地震発生のときにすぐ対応しておけばですね、ある面では、1億1,900万円プラスあと6,000万円ぐらいのやっぱり基金が積み立てることができたって。このことについては非常に対応につ

いてのある面では不満もございますが、いずれにしても、今回こういった形で取組が完了したことについては、大変よかったと思っております。

それでは、次に進みます。

それでは、次に菊池市公共施設等総合管理計画の市民への説明会等と、その後の対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年7月21日に議会月例会において、施設マネジメント課より資料が示されました。その後は、私は一貫して見直しを含め、各主管の地域移管廃止の問題、廃止となっている重味グラウンドについては、ドクターヘリポートに指定されていることを踏まえ、市民の命を守るために指摘、要望を続けてまいりました。

熊本地震による甚大な被害を受けた菊池市にとっては、このことはしっかりと考慮して検討を進めなければなりません。現在の菊池市の説明の状況は、市民に選択権を与えない計画を一方的に押しつけているように思われます。私は、迫間地区に住む者として、特に迫間支館、重味グラウンドについては市民の命を守る施設として、従来どおり市で管理するべきであると考えます。

これまで一般質問等で何度も申し上げましたが、区長会として協議を重ねて、全会一致で迫間支館、重味グラウンドについては、行政で管理運営をしていただくように要望しておられます。その後は、水迫地区を加えて、市議会に公共施設として存続を求める陳情書が提出されましたが、令和6年第2回定例会で、賛成7、反対11、棄権1で不採択となりました。傍聴しておられた区長の方々も賛成討論が4名に対して、反対討論が1名だけなのに結果は不採択になったことに大変憤慨をされておられました。

重味グラウンドについては議会では不採択となりましたが、ドクターヘリポート、緊急避難場所として、社会体育課から防災交通課に所管を変えて存続することができました。さらに、車中泊等の整備として、新たに水道、電気の設備を完備することができましたので、地域住民の方々も大変喜んでおられます。

私としては、重味グラウンドの廃止が当初示されたこと自体が間違っていたと思います。迫間支館についても、迫間地区区長会で指定緊急避難所を含め、これまで同様、市の管理運営による体制を維持していただき、さらに設備の拡充を全会一致で要望されておられますので、あえて税金を使って全戸にアンケートを取る必要はないと一般質問で申し上げておりましたが、アンケートが実施されました。アンケート結果については、昨年の7月1日の議会審議会議員には報告がありました。私は迫間支館についてのアンケート内容の不備について意見を申し上げましたが、迫間支館が緊急指定避難所になっていること、投票所として活用されていることな

どが示されていない、また、用途変更等の内容の説明もないアンケートであり、地域住民の皆様が十分理解できる内容ではなかったと思います。アンケートについては内容の不備もありましたが、結果として、公共施設として残してほしいとの意見が一番多かったことを尊重して判断すべきであります。

そして、その後の取組として、昨年10月2日に迫間支館において区長説明会が開催され、各区長からはアンケートの不備の問題、避難所としての必要性、大勢が集まる場所としての必要性、経費の観点からは、議員定数削減の必要性等の意見があり、区長会の総意としては公共施設として存続してほしいとの要望でまとまりました。

しかし、市が再度本年1月27日に開催した区長説明会では、昨年10月2日に区長説明会で存続で結論が出ているにもかかわらず、各区から菊池北中の体育館を避難所として距離の資料を示して、迫間支館を廃止するための説明会が行われたように感じました。各地区区長からは環境が整っていない体育館に高齢者を避難させるのか等の厳しい意見が多数出ました。市の迫間支館に対しての取組は、地域の意見を尊重することなく、計画を押しつけているように強く感じられます。

そこで、これまでの地域の存続してほしいとの相違を含め、市として今後の対応についてお示しをいただきたいと思います。また、その他の支館についての状況もお示しをいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 前川教育部長。

[登壇]

○前川幸輝 教育部長 それでは皆様、改めまして、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

迫間支館につきましては、今年度に2回区長会に出席させていただき、今後の支館の在り方について協議をお願いしてまいりました。現在も協議中でございますので、令和8年度の1年間は、これまで同様、市の公民館支館として運営してまいります。ただし、施設管理は指定管理期間が本年3月末で切れることから、地元の運営委員会への管理委託ではなく、市の直営で管理といたします。

次に、他の4支館についてでございますが、今定例会に水源、花房、戸崎の3支館の廃止条例と戸崎支館の財産無償譲渡の議案を上程しております。また、龍門支館につきましては、廃止することでの基本的な合意はできておりますが、地元区長会と支館に隣接する龍門地域活性化支援センターの利用について協議が継続しておりますので、協議が調い次第廃止する予定でございます。

以上お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 今、前川部長のほうから答弁がございましたが、実は2月21日にですね、改めて迫間区長会に対する説明会がございました。そのときに、今までの指定管理から市の直営になるということの説明がありましたが、そのときに資料も何もなしに口頭で説明されましたので、なかなかですね、区長さん方もどこまで理解をされたかということも感じられたところでありますけれども、これまで、昨年10月2日の説明会のときにはですね、わざわざこんな立派な資料を執行部のほうで作っていただきました。これはある面では、迫間支館と菊池北中との距離を比較して、本当に先ほど私も申し上げましたが、その菊池北中を避難所として迫間支館よりもある面では菊池北中が近いところがたくさんありますよというような説明でした。ですから、その地域にどれだけ高齢者の方がいらっしゃるかと、そういうのを実際に何も分からないで、やっぱり、ただ、ある面では支館をなくして、菊池北中の避難所を活用するよというような提案だと思います。だから、私、そのときに同席しておりましたので、じゃあ迫間の17地区で高齢化率が一番高いところは御存じですかとお聞きしたら、執行部の方は誰一人答えることができませんでした。ですから、やはりその地域の実情ですね、そういうのをきちんと調査した上で、このいろんな、ある面じゃ箱物の計画を立てていただきたいと思います。もう本当にですね、実態のことは全然分かっていないのに、ただ、先ほどから申し上げますように、押しつけているような私は計画だと思います。

それとですね、今度、令和8年度は市のほうで管理するというのでございましたが、その8年度にもまた区長会を開かせていただいて、また、ある面では協議を継続するよにおっしゃったんですね。ですから、やっぱり区長さんのほうからですね、例えば3年とか5年ぐらいは今までどおり市のほうで管理をした上で、もうしばらくはそういう協議は一旦は止めとっていただきたいというような意見も出たんですね。ですから、区長の方々もですね、もう何回もこういった説明会に、やっぱりある面では動員されて、執行部の方々には仕事ですからいいでしょうけど、区長さん方はもう17人、やっぱりそれなりに対応して、毎回出席して協議をしていただいていますけど、やっぱりそういうことをすることも、ある面では、今現在は必要性がないと思います。まずは地域の高齢化率、また、避難所として菊池北中の体育館がきちんと整備がまだまだ全然できていない状態の中で、迫間支館を先に避難所として、ある面では廃止するような施策っていうのは、私は物すごく矛盾があると思います。

そういうことも含めてですね、市長にも改めてちょっと確認をしたいんですが、区長会の中にもですね、市長にも一回、迫間支館のほうに説明会にも出てきていた

だいて、やっぱり現状を分かっていたきたいというような意見も出ておりましたので、もう一旦、ある面では、市の指定管理から市の直営でやるということで決まっておりますので、そのことをですね、ある程度の時期までは継続して、地域住民が安心して使えるような状況をつくっていただきたいと思いますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 迫間支館の取扱いについてという趣旨の御質問でした。

部長が答弁しましたとおり、迫間支館につきましては、地元の皆さんの御意見を伺いながら協議を行っているところでございますので、引き続き丁寧に協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 次の説明会のときには、ぜひとも市長の出席を要望しておきます。

それでは、次に迫間地区における追尾型太陽光発電事業の環境の保全に関する協定書を締結している地区に対する開発業者の遵守の状況と協定を締結していない地区の現状についてお尋ねをいたします。

この事業につきましては、当初、菊池市環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民への説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、その後、地域区長、地域住民とともに条例の確認をさせていただきました。市も条例違反を認め、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、現在も地域住民の不安の解消には至っていない状況が続いております。

今回は、令和7年第2回定例会で指摘をしました迫間地区、戸豊水区、隈府地区、高野瀬区が追尾型太陽光発電事業の環境保全に関する協定書を締結している地区に対して、事前に連絡もせずに、開発業者が令和4年2月22日に倒壊した発電機器を原因究明もできていない状況において、修理、そして新たに設置が完了しており、私としては協定書を締結しているにもかかわらず、開発業者の対応は完全に協定違反と考えております。

私は、一般質問等で市が協定の立会人として責任を含め、指摘を続けておりますが、これまでの答弁では開発業者の代理人弁護士からの回答もない、九州経済産業局と発電業者間において連絡調整が行われていることは確認しているが、具体的に

何も対応ができていない状況であります。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、協定違反に対する市の対応をお示しいただきたいと思っております。

次に、環境保全の協定を締結していない地区についてのお尋ねですが、市のこれまでの答弁では、係争段階の状態であるので、市として関与できる部分が限られているとのことではありますが、係争中の問題は令和3年4月30日に開催されたときの開発業者が6基撤去の発言の件のみであり、地域の方の個人的な追尾型太陽光発電設備の危険性の問題でありますので、豊間地区、大柿区長より、迫間地区における太陽光発電事業に関わる施設内の雨水排水に関することについての要望書については、別の問題として市も対応する必要があると思われまますので、この件についてもお示しをいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

豊間地区追尾型太陽光発電事業に関わる本市の対応状況についてお答えいたします。

本件につきましては、地元行政区、発電事業者間において、市を立会人として環境の保全に関する協定が締結され、本市環境基本条例に基づく事前協議が終了した案件であり、同協定に基づく対応を図っているところでございます。発電パネルの倒壊後におきまして、協定に基づく協議が行われずに再設置工事が行われたことが判明したため、発電事業者代理人弁護士を通じて書面による状況確認を行っております。しかし、これまで具体的な回答が得られていないことから、立会人の立場として、関係区長に対しまして、本件に関わる状況確認を行いましたところ、現状におきましては、発電事業者と直接的な対話がなされており、協定に定める遵守事項が履行されていることを確認しているところでございます。あわせて、九州管内の太陽光発電事業全般を所管する九州経済産業局に対し、本件に関わる現状報告及び情報共有を図るなどの対応を継続的に行っており、今後におきましても引き続き立会人の立場としての対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、迫間地区追尾型太陽光発電事業計画に関わる本市の対応状況についてお答えいたします。

本件につきましては、環境基本条例に基づく事前協議中の案件でございます。現在の対応状況としましては、地元行政区と開発事業者間による開発事業計画に関する書面を取り継ぐなどの対応を図っているところでございます。なお、本件につきましては、一部の関係者間における係争案件があり、状況や経過を注視していると

ころでございます。係争外の部分で本件により周辺地域に影響を及ぼす事項がある場合は、本市としてできることについて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 部長の答弁では、基本的に協定を結んでいるところの倒壊した発電機器を新たに新設してありますが、そのことについては、地域としてはもう、ある面では納得されたということでもいいのでしょうか。

○水上隆光 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 それでは、お答えいたします。

先ほど答弁で発言しましたとおり、関係区長に対しまして本件に関わる状況を確認しましたところ、事業者と直接的な対話がなされており、協定に定める遵守事項が履行されているということで確認しているところでございます。

以上です。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 市のほうで区長様のほうに確認したら、そういうお話があったということでございますが、ある面では、協定違反をした・・・のほうとの確認は取れているのでしょうか。

○水上隆光 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 それでは、お答えいたします。

発電事業者のほうには代理人弁護士を通じて書面による確認を行っておりますが、これまで具体的な回答が得られていないということです。

以上です。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ただいま開発業者の会社名を出してしまいましたので、これは訂正させていただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 分かりました。事務局のほうで、そのようにしたいと思っております。
木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 開発業者としてのあれはできていないような状況でもあると思います。

それとですね、今、一部係争中であるからということでございますが、昨年の大
雨のときにもり面が崩壊した部分もありまして、地元としてはですね、この雨水
排水も問題について非常にやっぱり危惧されてる部分があるんですよ。ですから、
これはやはりまだある面じゃあ条例に基づく協議中だと思いますので、このこと
についてはですね、やっぱり行政としてもちゃんと対応してやっていただきたいと思
います。私としてもですね、もう大分長くなりますので、できればですね、きちん
とした対応で解決をしていただくのが一番いいんですが、市長としてですね、やっ
ぱりこの問題について、ある面では、開発業者は地元の地場企業であり、ちゃんと
公共事業を請け負っていらっしゃる会社でもありますので、やはり地域貢献も含め
た上での地域住民との解決をやっていただきたいと思いますが、その点も含めて、
市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、迫間地区の太陽光発電事業についての御質問でございま
すが、先ほど市民環境部長が答弁しましたとおり、本件につきましては、一部の関
係者間における係争案件がございまして、市として関与できる立場にございませ
ないので、状況や経過を注視しているところでございます。係争外の部分におきま
しては、本件により周辺地域に万一影響を及ぼす事項がある場合は、本市としての立
場からできることについては取り組んでまいりたいと考えているところでございま
す。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

最後に、3月末をもって市役所を退職されます職員の方々に対しまして、長い間、
合併前の市町村の時代から、それぞれの地域の発展のために御尽力をいただいたこ
とに敬意と感謝を申し上げます。今後もこれまでの行政経験を生かして、菊池市発
展のためにさらに御尽力をいただきますようお願い申し上げます。私の一般質問を終
わります。ありがとうございます。

○水上隆光 議長 これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。



日程第2 議案第41号 令和8年度菊池市一般会計補正予算（第1号）

○水上隆光 議長 次に、日程第2、議案第41号を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして御説明申し上げます。

議案第41号、令和8年度一般会計補正予算（第1号）は、四季の里旭志の施設の維持管理費による増額でございます。内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、提案をいたします議案第41号につきまして、御説明をさせていただきます。追加議案書の3ページをお願いいたします。モアノートの画面については、モアノートの一般質問の画面から御覧いただくようお願いいたします。画面表示ができておりますでしょうか。

それでは、議案第41号、令和8年度一般会計補正予算（第1号）でございます。4ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1,280万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ316億6,280万1,000円とするものでございます。補正の内容としましては、四季の里旭志の維持管理を行うための経費でございます。

四季の里旭志につきましては、施設の売却につきまして、事業提案公募型プロポーザルにて進めておりましたが、売却先の特定に至りませんでした。そのため、令和8年4月1日以降は当該施設を休止とすることから、休止中の維持管理に必要不可欠な経費について、今回、追加議案として補正予算をお願いするものでございます。

まず、歳入について事項別明細により御説明をいたします。8ページをお願いいたします。1 枠目の目1 財政調整基金繰入金1,280万1,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。9ページをお願いいたします。1 枠目の目4 観光費1,280万1,000円の増額は、公衆用トイレ及び水道ポンプの電気料、動物の飼料代等の需用費367万1,000円、浄化槽維持管理及び動物給餌管理業務等の委託料913万円でございます。経費の積算につきましては、令和8年度の1年間分を見込んでおります。

なお、今後につきましては、事業提案公募型プロポーザルの内容を精査し、売却に向けた再公募の手続を進める予定としております。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それでは、議案第41号、補正について質疑を行います。

補正予算とはっていうことで、皆さんが持ってらっしゃる地方議会運営辞典というのがありますが、ちょっと読みます。「補正予算は、当初予算が成立していることを前提とするもので、当初予算が未成立で既定予算がない場合にこれを補正することはあり得ない」とあるんですね。要は、まだ令和8年度の予算というのは議決を得ていない。その中で補正をする。

でも、これには続きがありまして、それは別に仕方がないと、補正を出してもいいとはなってるんですね。過去、そういうことはありました。どういう例かという、国がまだ方針が決まらないから、この議会中に方針が決まって、本予算が成立してないけども補正が上がってきたということはありませんけれども、今回の管理費というのは、去年のですよ、12月の指定管理の指定を出さなかった時点で、本市がもう管理しなきゃいけないということは分かっていたことですから、当初予算に組み込めなかったはずなんですね。何で当初予算に組み込まなかったのか。売れたら減額すればよかったじゃないですか。本来、当初予算に組んどいて、市がしよって売れたら途中で減額をするという形でよかったと思うんですけども、いきなりこういうことを出されてきたっていうのは、非常に議会としてはですね、私は憤慨しているところでもありますけども、何で当初予算に出さなかったのか。お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、御質疑にお答えをいたします。

先ほど御説明をいたしましたように今回の施設の売却に当たりましては、1月から事業提案の公募型プロポーザルで進めてまいっております、当初はそこでの売却先の特定が可能であればというような考えを持っておりましたが、結果的に売却先の特定に至りませんでしたので、4月からの維持管理費についてを今回補正予算として計上させていただいたというところがございますので、御理解をお願いした

いと思います。

以上でございます。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 売れないということを想定していなかったということなんですよ。そこはですよ、やっぱり想像力の欠如じゃないですか。私は売れないというふうにならずと委員会でも言っていたから。建物をただにしてでも売れないですよ、これはと。市長、笑ってらっしゃるけど、委員会ちゃんと入っていたんだから。やっぱりそこはね、ちゃんとやらないと。

確かに市長笑ってるけどもね、予算提案権は市長にあるんです。ただ、一回上程されたこの議案は、私たちの手元にあるんですよ。議決権は議会にある。それを後からですね、この分もお願いしますって言うことは、執行部としてはやってはいけないことなんですよ。

さっき総務部長は売れなかったからってということでやってるけども、この閉園、分かったのは2月9日には分かっています。これ、私インスタグラムでも見たし、何でかっていったら、2月に行った方がですね、合志市の方ですけども、行った方が閉まっていたと。そのときもう閉園しますとはっきり書いてあったと。私たち経済建設常任委員さえ知らなかったんですよ、3月で閉園しますということは。さらに言うならトイレも壊れていますよ。今回、トイレが壊れているのにトイレの維持管理が上がっているというのはおかしいなど。トイレ壊れてるのを御存じかなと思ってるんですけど。

そこでですね、お尋ねしたいのが、今回、事業番号334で上がってますよね、草刈り除草管理委託料というのが。ただ、本予算ではですね、事業番号333、ページが152ですけども、観光施設整備事業での委託料の中で、四季の里旭志樹木伐採業務委託料が上がってるわけです。樹木伐採は観光施設整備事業なのに、草刈りと除草は観光施設管理事業なのはなぜですか。お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質疑にお答えいたします。

観光施設整備事業と観光施設管理事業につきましては、通常管理につきましては観光施設管理事業というところで管理費のほうを上げるところにしておるところでございます。これまでも四季の里の管理については、管理事業のほうで上げていた。

整備事業につきましては、伐採については、今回、高柳区へ譲渡する部分のところを上げておりましたので、そちらについては整備事業として分類させていただ

ていたというところでございます。

以上、お答えいたします。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 伐採についても内容が違うということで、それは分かりました。

じゃあですね、先ほど、私、言ったんですけど、2月9日にもうシェルパさんのほうからですよ。インスタと、それとホームページですね、インスタグラムとホームページのほうで、もう閉めますという発表あっているわけなんですよ。これ、確認してます、私。じゃあですね、2月17日に開会したときに、なぜ議会に一言言わなかったのか。言う暇はあったでしょう。予算決算常任委員会もあったんだから。議長に言えば。今、タブレット持ってらっしゃるから、タブレットにでも送って、こういうこととなりましたと、当初予算にプラスして補正予算を出したいと思っていますっていうのが、何ていうかな、丁寧な議会の提出だと思っんですけども、それについては説明の必要は今後もないと思われるのか、それとも対応がまずかったと思わんのか、そこを御答弁ください。

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午後2時36分

再開 午後2時36分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質疑にお答えいたします。

議員が確認されたシェルパさんが閉館というところが出された記事につきまして、私どもが特定に至らなかったという御報告させていただいたところで、シェルパさんについては、今年度いっぱいやめるというところで、閉館という記事が載せられたというところでございます。

今回、特定に至らなかったというのが分かった時点で、議会のほうに私どものほうから説明させていただければよかったというところでございますけど、この辺については御容赦いただきたいと思います。

今回提出させていただいているというところで、今後も進めさせていただきたいと思います。今回の件につきましては、おわびさせていただきたいと思います。よ

ろしく申し上げます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第41号は、予算決算常任委員会に付託します。

以上で、本日の議事日程は全部は終了しました。

次の会議は、3月19日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時39分

第 5 号

3 月 19 日

令和8年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和8年3月19日（木曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 第2 議案第42号 工事請負契約の締結について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 議員提出議案第1号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議員提出議案第2号 菊池市議会政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議案第42号 工事請負契約の締結について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第3 議員提出議案第1号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議員提出議案第2号 菊池市議会政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（18名）

1番	城	太志郎
2番	欠	員
3番	安武	睦夫
4番	稲	継智康
5番	古田	浩敏
6番	島	春代

7番	大 山 宝 治
8番	田 中 教 之
9番	福 島 英 徳
10番	緒 方 哲 郎
11番	後 藤 英 夫
12番	欠 員
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	宇野木 浩 二
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	久 川 知 己
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	中 原 親 弘
財 政 課 長	上 野 重 智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	稲 葉 一 郎
教 育 長	音光寺 以 章

教 育 部 長	前 川 幸 輝
農業委員会事務局長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監査委員事務局長	高 木 智 生



事務局職員出席者

事 務 局 長	松 原 憲 一
事 務 局 課 長	高 山 賢 一
議 会 係 長	西 住 剛
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、御起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 各常任委員長報告(報告書は、巻末199～228頁参照)・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 日程第1、去る2月24日及び26日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました、議案第4号から議案第41号までの38案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 総務文教常任委員長 改めまして、おはようございます。委員長報告をさせていただきます。

今定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案5件、その他の議決案件7件の12案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第4号については、執行部より、本案は、行政手続法の一部改正に伴い、条例を一部改正し、不利益処分のある不明者への聴聞通知について、特定の場所において書面で掲示されていたものをインターネットによる閲覧等においても可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図るものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第11号については、執行部より、本案は、奨学金の給付対象となる学校種別に外国の大学を追加し、グローバルな人財を育てるため、条例を一部改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、具体的に外国の大学の希望が上がっているのかとの質疑に対し、執行部より、現在のところ希望は上がっていないが、今後想定されると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第12号については、執行部より、本案は、菊池市公共施設等総合管理計画に基づき、中央公民館の支館である水源支館及び花房支館を廃止し、戸崎支館を地域移管するため、条例を一部改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、直近に行われた4つの公民館支館に関する住民アンケート調査結果について、存続を望むという意見は何%ぐらいあったのかとの質疑に対し、執行部より、花房支館では廃止もやむを得ないが66%に対し、廃止に反対が5%で、戸崎支館では地域移管を望むが62%に対し、廃止を望むが29%で、龍門支館では廃止もやむを得ないが54%に対し、廃止に反対が5%で、迫間支館では公共施設のままが35%で、廃止を望むが34%で、地域移管を望むが14%であったとの答弁がありました。

次に、議案第13号については、執行部より、本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例を一部改正し、近年の物価の変動等に鑑み、選挙運動に要する経費の限度額を引き上げるものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第14号については、執行部より、本案は、菊池市例規の見直しに伴い、例規のルールに基づく文言の整理等を行うため、総務課関係の12条例を一部改正するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第32号については、執行部より、本案は、第3次菊池市総合計画のうち、令和4年度から令和11年度までの8年間の基本構想と、令和8年度から令和11年度までの4年間の後期基本計画を策定したものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、こうした総合的な計画では、具体的な課題を挙げて、その課題をもとにどう取り組むかが必要ではないのか。また、これまで議員が行ってきた一般質問での提案を取り入れているのかとの質疑に対し、執行部より、計画書の66ページに市民アンケート等から見えてきた課題を記載しており、その克服に向けて施策を進めていきたい。また議員からの提案をはじめ、様々な意見について、市として取り組むべき内容があれば、積極的に実施計画の中に反映して推進していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第33号については、執行部より、本案は、現行の菊池市過疎地域持続的発展計画が令和7年度末で終わるため、今回、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画を策定するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第34号については、執行部より、本案は、文化会館及び泗水ホールの指定管理者について、令和8年度の1年間の指定管理者に、現在の指定管理者である九州綜合サービス株式会社を指定するものであるとの説明があり、特に質疑はあ

りませんでした。

次に、議案第35号については、執行部より、本案は、菊池市公共施設等総合管理計画に基づき、横町消防車庫の土地及び建物を譲与するに当たり、当該10区の区長及び当該消防団に承諾を得たため、無償譲渡するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第36号については、執行部より、本案は、西正観寺区から払下げ申請があった公民館の敷地として活用されている市有地について、公益上、必要があると認められるため、西正観寺区に無償譲渡するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第37号については、執行部より、本案は、菊池市公共施設等総合管理計画に基づき、中央公民館戸崎支館を地元の上赤星区の自治公民館として地域移管するに当たり、当該区から戸崎支館の払下げ申請があったため、上赤星区に無償譲渡するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、地域移管後、戸崎支館の解体費用は地元が負担することになるのかとの質疑に対し、執行部より、所有権は地元に移るため、解体費用は地元負担となるとの答弁がありました。

さらに、委員から、戸崎支館は築何年かとの質疑に対し、執行部より、現在24年目であるとの答弁がありました。

次に、議案第39号については、執行部より、本案は、令和7年度菊池市総合体育館屋根外壁改修工事について、現場に入った際に当初設計以上のクラックが見つかり、補修部分が増えたため、319万7,456円の増額の変更契約を締結するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、議案第11号について、今回の条例の一部改正で、菊池市教育振興小川奨学金の給付対象となる学校種別に、外国の大学が追加されることはよいことであるが、高専（高等専門学校）の生徒が専攻科に進んだり大学に編入したりしても、現在この奨学金の給付対象外であることには不平等を感じる。高専生が不平等にならないように、今後、給付型奨学金等検討委員会で検討していただきたいとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第4号、議案第11号から議案第14号まで、議案第32号から議案第37号まで及び議案第39号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、福祉厚生常任委員長、猿渡美智子議員。

[登壇]

○猿渡美智子 福祉厚生常任委員長 今定例会で福祉厚生常任委員会に付託された案件は、条例案8件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第5号については、執行部より、本案は、コンビニの自動交付機による各種証明書発行手数料を令和8年度に限り1通につき10円とするため、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、市民の方への周知徹底が重要だと思うが、どのように周知をするのかとの質疑に対し、執行部より、議会終了後にチラシ、広報紙、防災・行政ナビ、ホームページ等で周知を行う予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第6号については、執行部より、本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の運営基準を定める条例を制定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、こども誰でも通園制度の対象となる子どもの保護者には、事前にこの内容を通知するのかとの質疑に対し、執行部より、個別通知は行わないが、市ホームページ掲載のほか、健診等の機会や未就園児が集う場での説明、チラシ配布等により周知に努めるとの答弁がありました。

また、委員より、正当な理由がなければ利用の申込みを断ってはならないとあるが、正当な理由としてどのようなケースが想定されるのかとの質疑に対し、執行部より、感染症の場合などを想定しているとの答弁がありました。

次に、議案第7号については、執行部より、本案は、こども誰でも通園制度を実施するに当たり、その利用料等を定めるため、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、利用料の徴収はいつ、どのタイミングで、どのような方法でされるのかとの質疑に対し、執行部より、利用されたときに、利用施設において支払っていただく方法を想定しているとの答弁がありました。

次に、議案第8号については、執行部より、本案は、内閣府令である乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、文言の整理及び利用定員に関して、条例改正を行うものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第9号については、執行部より、本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金分を追加するに当たり、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、1,400円の均等割と、100円の均等割の2種類があるが、その内容の違いはとの質疑に対し、執行部より、1,400円の均等割は、全ての被保険者に課されるべきものであるが、子ども・子育て支援金制度は少子化対策のための制度であるため、被保険者のうち18歳までの子どもの均等割は10割軽減となる。軽減された分を子ども以外の被保険者で負担する考え方にに基づき、18歳以上被保険者1人につき100円の均等割を1,400円の均等割に加算するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第15号から議案第17号までについては、執行部より、本案は、菊池市例規の見直しに伴い、例規のルールに基づく文言の整理を行うため、関係条例の改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、例規の見直しは庁内で定期的に行われるものかとの質疑に対し、執行部より、数年に一度、総務課からの全庁的な通知に基づき見直しを行っているとの答弁がありました。

議員間討議では、初めに、議案第5号について、市民の方に、コンビニの自動交付機での各種証明が10円になることの周知をしっかりと行っていただきたいとの意見がありました。

次に、議案第6号について、子ども誰でも通園制度を利用される方への周知徹底をしっかりと考えて対応していただきたい。事前面談が必要であるため、健診等の機会に早めに周知し、面談だけは済ませておくよう推進していただきたいとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第5号から議案第9号まで及び議案第15号から議案第17号までについては、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 今定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案3件、その他の議決案件2件の5案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第10号については、執行部より、本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が

適用される場合等を定める省令の一部改正及び本市の次期過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、課税免除期間を令和9年3月31日まで1年間延長するため、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、過疎地域持続的発展計画は5か年計画であるが、なぜ1年間だけの延長かとの質疑に対し、執行部より、過疎地域における課税免除に対する国による地方税の減収補填措置が令和9年3月31日までとされており、同日まで1年間延長するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第18号については、執行部より、本案は、菊池市例規の見直しに伴い、農林整備課関係条例を整理するに当たり、県営地域密着型農業基盤整備事業分担金徴収条例及び単県基幹水利施設応急対策事業分担金徴収条例の2件の条例を廃止するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第19号については、執行部より、本案は、菊池市例規の見直しに伴い、下水道課関係条例を整理するに当たり、菊池市地域生活排水処理施設条例の一部を改正するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第38号については、執行部より、本案は、菰入新橋旧橋の橋台撤去について、河川管理者である国土交通省の受託工事として、基本協定を締結するものである。工事は国が発注し、期間は令和8年度から令和9年度までの2年間で、協定の金額は2億2,700万円であるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第40号については、執行部より、本案は、開発行為に伴い新設された道路が市に寄附されたことから、当該道路を市道高畑3号線として認定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、道路の幅員はどの程度か。また、開発に伴い何戸の住宅が建つ予定かとの質疑に対し、執行部より、幅員は5メートルで、戸数は7戸であるとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第38号について、過去に上部工を撤去する際、菊池川に落下させた経緯があるため、事前に菊池川漁業協同組合と十分な協議を行う必要があるとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第10号、議案第18号、議案第19号、議案第38号及び議案第40号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、予算決算常任委員長、工藤圭一郎議員。

[登壇]

○工藤圭一郎 予算決算常任委員長 今定例会で予算決算常任委員会に付託されました議案は、議案第20号から議案第31号まで及び議案第41号の13議案です。

2月24日、2月26日及び3月16日に予算決算常任委員会を、3月3日から3月6日まで予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第20号については、そのほとんどが事業実績または見込額の確定による減額補正ですので、そのうち主なものを申し上げます。

まず、目、企画費のまちなかデザイン会議事業については、執行部より、297万円の減額は、まちなかデザイン会議運営等支援業務委託料の入札残によるものである。なお、本委託は令和7年度・8年度の2か年の契約を締結しているが、令和7年度において有識者等の日程調整に不測の日数を要したことにより、業務の一部を翌年度に繰り越す必要が生じたため、繰越明許費を設定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、委託料が以前に比べて大幅に増額となった理由はとの質疑に対し、執行部より、令和5年度・6年度は熊本大学の研究の一環として熊本大学に委託したが、より具体的にまちなかの活性化を実現するためには大学の研究の範囲では難しくなったため、令和7年度・8年度は、より専門性の高い総合建設コンサルタントに委託先を変更したためであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、令和5年度・6年度に熊本大学に市から支払った委託料は幾らか。また熊本大学は、令和7年度・8年度ではどのような形で関わるのかとの質疑に対し、執行部より、令和5年度が95万円、令和6年度が85万円である。またそのときに携わっていただいた熊本大学の田中准教授をはじめ有識者の方々には引き続き、まちなかデザイン会議のメンバーを務めていただいているとの答弁がありました。

また、委員から、現在の委託先はどこか。また委託先を変更した経緯はとの質疑に対し、執行部より、委託先は入札により総合建設コンサルタントである大日本ダイヤコンサルタント株式会社となっている。また、その業者への委託内容は、まちなかデザイン会議の運営業務及び、まちなかウォークブルシティ基本計画の策定支援業務、さらにそれらの事業の財源となる国の交付金の申請支援業務となっており、熊本大学の研究範囲では難しくなったことから、専門業者に委託先を変更したもの

であるとの答弁がありました。

また、委員から、熊本大学に2年間、委託した効果は何かとの質疑に対し、執行部より、まちなかデザイン「グランドデザイン」と、まちなかウォークブルシティ基本構想を策定し公表できたことであるとの答弁がありました。

次に、目、環境衛生総務費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より、3,033万2,000円の増額は、家庭生活における電気料金などの軽減を図るため、省エネ性能の高い家電製品購入者への補助金に要する経費であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、対象となる家電4品目の選定理由及び選定基準の考え方はどのようなものかとの質疑に対し、執行部より、民間団体の調査結果等を踏まえ、エアコン、冷蔵庫、照明器具及びテレビといった消費電力が高い家電を選定した。他自治体の事例を見てもおよそ同様の品目を選定されている。また、省エネ法に基づく省エネ基準達成率100%以上の製品を対象とするとの答弁がありました。

次に、目、畜産業費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より、7,347万9,000円増額は、輸入飼料価格の高騰等により厳しい状況にある畜産経営の一助となるよう、畜産農家に対して令和7年中の飼料費に応じて支援するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、補助の上限額を27万円とした理由は何かとの質疑に対し、執行部より、交付金の総額が決まっていることから、過去の実績等を考慮し27万円を上限額としたとの答弁がありました。

次に、議案第26号中、その主なものを申し上げます。

まず、歳出予算全般について、委員から、複数の部署で新たに食糧費を計上した経緯と理由は。また食糧費として計上することに問題はないのかとの質疑に対し、執行部より、合併前は、会議後の意見交換会に負担金として支出していた経緯があるが、平成7年頃に全国で官公庁間での接待、いわゆる官官接待が問題となっており、国から特に食糧費は適正に執行されているかを点検し、必要な改善策を講じるようにとの通知があった。その頃から意見交換会に係る負担金、食糧費の予算化は行っていない。なお、その国の通知には、食糧費を支出すること自体を禁ずるものではなかった。近年の物価上昇や意見交換会での出席回数の増加による職員の負担増、さらに近隣市町の予算化状況を踏まえ、本市においても食糧費の支出対象、人数や公費負担の上限、個人負担額、さらに支出の際は改めて支出の可否を判断すること等を定めた食糧費予算執行基準を設けた上で、予算化しているとの答弁がありました。

次に、目、観光費の観光施設整備事業については、委員から、孔子公園の再整備

について、どの部分をどのように整備するののかとの質疑に対し、執行部より、施設の長寿命化を目的として、ワークショップ等での意見を踏まえ、グラウンド部分に人工芝を整備し、その周辺部は土系舗装によりキッチンカーの乗り入れができるようにする。また、水遊び場は浅い水深となるようかさ上げし、水路へ降りられる階段またはスロープ等を設ける。さらに、公民館等との行き来がしやすいように植栽等を整理し、一体的に利用できるよう整備するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第27号の目、財政調整基金積立金について、委員から、税率改正の際には1億9,000万円の財源不足を見込んでいたが、結果として3,000万円近くの積立てができる状況となった。市の国保被保険者数が減少し続けているという認識もあったことから、財源不足の見込みをより正確に算定することは難しかったのかとの質疑に対し、執行部より、被保険者数の減少により県への納付金が微減となることは予測していたが、ここまで大幅な減少となることは見込めなかった。県においても同様に、ここまでの県全体の医療費の減少は想定できなかったことと聞いている。さらに、令和8年度については、市町村が負担すべき診療報酬改定分を例外的に県が負担することになったため、本市の納付金が約4,500万円の減額となったことも結果に影響しているとの答弁がありました。

次に、議案第41号の目、観光費の観光施設管理事業については、執行部より、1,280万1,000円の増額は、四季の里旭志の事業提案公募型プロポーザルにおいて、今年2月に審査を行ったところ事業者の特定に至らず、4月以降は施設を休止することから、休止中の維持管理に必要な経費を計上するものである。なお、次の公募に向けて準備を進めているとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、休止中の維持管理に係る委託について、今後の契約手続はどのように進めるのかとの質疑に対し、執行部より、本補正予算が成立した場合は至急手続を行い、4月1日の契約となるよう進めたいとの答弁がありました。

また、経済建設分科会の議員間討議の中で委員から、予算案を適正に審査するためには、前提となる十分な情報が事前に共有されていなければ十分な審査ができない。特に、方針や計画に基づいて実施する事業については、その根拠となる方針や計画について、議会に対して丁寧な説明を行うべきである。よって、さらに充実した定例会での審査となるよう方針や計画に基づいて実施する事業に関して、議会に対する説明の時期や方法を明確にしたマニュアルを策定し、適当な時期に月例会等で説明していただきたいとの意見がなされ、総括提言として執行部に対して通告を行いました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、経済建設分科会からの総括提言に対し、執行部より、提言にあるとおり、

予算審査に資する十分な情報共有の重要性は認識している。一定の予算を伴う事業等については、今後、予算決算常任委員長と相談の上、予算決算常任委員会において主要事業の説明と併せて対応したいとの答弁がありました。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行い、2人の委員から質疑がありました。まず、委員から、令和8年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算について、結果的に財政調整基金に積み立てる形となっているが、税率改正の必要性はあったのか。また、改正しなかった場合はどうなっていたのかとの質疑があり、福祉厚生分科会長より、財政調整基金に積み立てる要因は、県への納付金が見込みより減少したことにある。税率改正の必要性に関する直接的な質疑はなかったが、県への納付金が減少した要因は、県への納付金減少の見込みをより正確に算定できなかったのかとの質疑が行われ、これは税率を過大に設定したのではないかという趣旨であり、実質的に同趣旨の質疑と捉える。これらに対して、執行部より、分科会長報告にあるとおり、県全体の被保険者数の減少とそれに伴う医療費の減少は県においても想定が難しかったこと、また今後、納付金の減少が続く場合には、税率改正時に予定していた2段階目の国保税率の調整が緩やかになる可能性がある旨の答弁があった。なお、税率を改正しなかった場合の試算に関する質疑はなかったとの答弁がありました。

続いて、別の委員から、観光プロモーション事業の宿泊施設高付加価値促進事業補助金については、補助対象は付加価値向上等につながる大規模改修となるが、新設に関する質疑はあったのか。また、5,000万円の限度に対して、何件程度を想定しているのかとの質疑はあったのか。さらに、申請額が予算額の5,000万円を超えた場合の選定基準及び補助率の対応はどうなるのかとの質疑はあったのかとの質疑があり、経済建設分科会長より、まず、新設に関する質疑はなかった。また、想定件数についての質疑はなかったが、執行部から、現在個別に要望の調査をしている段階のため想定件数については未定であるとの説明があった。また、申請額が予算額を超えた場合の選定基準及び補助率に関する直接的な質疑はなかったが、執行部から、複数件の申請があっても予算総額は5,000万円の範囲内で補助を行っていくとの説明があったとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第20号から議案第25号まで及び議案第27号から議案第31号までについては、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号及び議案第41号については、討論において、いずれも1人の委員から反対討論がありました。採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます、予算決算常任委員長の報告とします。

○水上隆光 議長 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

議案第4号から議案第41号までの38案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第26号、令和8年度菊池市一般会計予算について、反対討論いたします。

款6商工費、項1商工費の観光施設整備事業については、1億5,000万円をかけて孔子公園の改修を行うとのことですが、1億5,000万円もかけて人工芝を張ることを泗水の地域の住民は望んでいません。遊具を設置してほしいとの声は多くあります。

さらに、問題なのはその進め方にあります。決して安くない工事費であるにもかかわらず、これまで議会への説明は一切なく、経済建設委員会に一度たりとも報告はなされておりません。施政方針で触れるほど重要な案件でありながら、担当課が議会に何の説明も行わず、予算だけ認めるというのはいささか横暴ではないでしょうか。

以上のことから、議会に対しても、また区長さんにも、市民に対しても十分な周知がなされないまま、望まれもしない改修工事を行うことは反対であります。

次に、議案第41号、令和8年度菊池市一般会計補正予算についてですが、四季の里旭志を売却できず、来年度閉園となることは、2月3日の時点で既に判明しておりました。すなわち、議会に対して説明を行う時間的猶予はあったはずであります。議会開会日以降、全員協議会や議会審議会が開催されていましたが、説明は一切なされずに、本予算も成立しないうちに補正予算を上程されたことは、執行部のどこかに議会は上げれば認めるだろうというおごりがあるからではないでしょうか。

また、予算を精査すると、急を要するのは動物への給餌予算208万円だけであり、そのほかの草刈りや浄化槽清掃などは急を要するものではありません。本来ならば、

予算成立後に専決処分とし、6月議会で報告の上、議会の判断を仰ぐべき案件であると考えますので、反対いたします。

最後に、本予算成立前に補正予算を上程することが、地方自治法上問題ないと言われる議員もいらっしゃいますが、私が問題としているのは、地方自治法上の可否ではありません。丁寧な説明もないまま上程する姿勢、そして、予算上程の重みを軽んじている点であります。

選挙前だからと、職員にこびるかのように、こうした議案を安易に認めてしまえば、執行部と健全な緊張関係は失われ、議会は単なる追認機関へと成り下がってしまうということを申し上げて、反対討論といたします。

○水上隆光 議長 ただいま、議案第26号及び議案第41号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第26号及び議案第41号に対する討論を行います。

議案第26号及び議案第41号について、賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 議案第26号及び議案第41号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 これで、議案第26号及び議案第41号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 これで討論を終わります。

これより、議案第4号から議案第41号までの38案件について、採決します。

まず、ただいま反対討論がありました、議案第26号及び議案第41号を除き、一括採決します。

お諮りします。

議案第4号から議案第25号まで、及び議案第27号から議案第40号までの36案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、以上の36案件については、各常任委員長の報告のとおり、可決することと決定しました。

次に、討論がありました、議案第26号及び議案第41号は、起立により採決します。最初にお諮りします。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第26号は、原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

次にお諮りします。

議案第41号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第2 議案第42号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第2、議案第42号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 皆さん、おはようございます。それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第42号、工事請負契約の締結については、条例の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、提案をいたします議案第42号につきまして、御説明をさせていただきます。

追加議案書のその2、3ページをお願いいたします。

画面の表示はできておりますでしょうか。

議案第42号、工事請負契約の締結については、令和7年度玉祥寺橋上部工工事につきまして、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は、今定例会の初日に、補正予算の専決処分の承認をいただいた案件でございます。

この工事につきましては、1月22日に条件付一般競争入札の公告を行い、2つの共同企業体から応札があり、2月27日に開札し、その後の事務手続を経て、3月16日に仮契約を行ったところでございます。

契約の目的は、令和7年度玉祥寺橋上部工工事、工事場所は、菊池市玉祥寺他地内、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約の金額は、3億1,405万円、契約の

相手方は、昭和コンクリート工業・昌栄建設建設工事共同企業体で、落札率は、98.3%でございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時45分

開議 午前11時02分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議案第42号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第3 議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号 一括上程・説明・質疑
・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。
議会運営委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 議会運営委員長 改めまして、こんにちは。それでは、議員提出議案第1号、菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、申し述べます。
議員提出議案第1号を、別紙のとおり地方自治法第112条第1項及び菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、菊池市議会議員定数条例の改正に伴い、常任委員会委員の定数を変更するため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由です。

条例案においては、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、本条例案の趣旨に御賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由とします。

次に、議員提出議案第2号、菊池市議会政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、申し述べます。

議員提出議案第2号を、別紙のとおり地方自治法第112条第1項及び菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、菊池市長等政治倫理条例の制定に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由です。

条例案においては、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、本条例案の趣旨に御賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由とします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光 議長 次に、日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和8年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

閉会 午前11時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 水 上 隆 光

菊池市議会議員 城 太志郎

菊池市議会議員 安 武 睦 夫

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案 5 件、その他の議決案件 7 件の 12 案件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 4 号**については、執行部より「本案は、行政手続法の一部改正に伴い、条例を一部改正し、不利益処分のある所在不明者への聴聞通知について、特定の場所において書面で掲示されていたものをインターネットによる閲覧等においても可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで利便性の向上を図るものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 11 号**については、執行部より「本案は、奨学金の給付対象となる学校種別に外国の大学を追加し、グローバルな人財を育てるため、条例を一部改正するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「具体的に外国の大学の希望が上がっているのか」との質疑に対し、執行部より「現在のところ希望は上がっていないが、今後想定されると考えている」との答弁がありました。

次に、**議案第 12 号**については、執行部より「本案は、菊池市公共施設等総合管理計画に基づき、中央公民館の支館である水源支館及び花房支館を廃止し、戸崎支館を地域移管するため、条例を一部改正するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「直近に行われた 4 つの公民館支館に関する住民アンケート調査結果について、存続を望むという意見は何%ぐらいあったのか」との質疑に対し、執行部より「花房支館では『廃止もやむを得ない』が 66%に対し、『廃止に反対』が 5%で、戸崎支館では『地域移管を望む』が 62%に対し、『廃止を望む』が 29%で、龍門支館では『廃止もやむを得ない』が 54%に対し、『廃止に反対』が 5%で、迫間支館では『公共施設のまま』が 35%で、『廃止を望む』が 34%で、『地域移管を望む』が 14%であった」との答弁がありました。

次に、**議案第 13 号**については、執行部より「本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例を一部改正し、近年の物価の変動等に鑑み、選挙運動に要する経費の限度額を引き上げるものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 14 号**については、執行部より「本案は、菊池市例規の見直しに伴い、例規のルールに基づく文言の整理等を行うため、総務課関係の 12 条例を一部改正するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 32 号**については、執行部より「本案は、第 3 次菊池市総合計画のうち、令

和4年度から令和11年度までの8年間の基本構想と、令和8年度から令和11年度までの4年間の後期基本計画を策定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「こうした総合的な計画では、具体的な課題を挙げて、その課題をもとにどう取り組むかが必要ではないのか。また、これまで議員が行ってきた一般質問での提案を取り入れているのか」との質疑に対し、執行部より「計画書の66ページに市民アンケート等から見えてきた課題を記載しており、その克服に向けて施策を進めていきたい。また議員からの提案をはじめ、様々な意見について、市として取り組むべき内容であれば、積極的に実施計画の中に反映して推進していきたい」との答弁がありました。

次に、**議案第33号**については、執行部より「本案は、現行の菊池市過疎地域持続的発展計画が令和7年度末で終わるため、今回、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画を策定するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第34号**については、執行部より「本案は、文化会館及び泗水ホールの指定管理者について、令和8年度の1年間の指定管理者に、現在の指定管理者である九州綜合サービス株式会社を指定するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第35号**については、執行部より「本案は、菊池市公共施設等総合管理計画に基づき、横町消防車庫の土地及び建物を譲与するに当たり、当該10区の区長及び当該消防団に承諾を得たため、無償譲渡するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第36号**については、執行部より「本案は、西正観寺区から払下げ申請があった公民館の敷地として活用されている市有地について、公益上、必要があると認められるため、西正観寺区に無償譲渡するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第37号**については、執行部より「本案は、菊池市公共施設等総合管理計画に基づき、中央公民館戸崎支館を地元の上赤星区の自治公民館として地域移管するに当たり、当該区から戸崎支館の払下げ申請があったため、上赤星区に無償譲渡するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「地域移管後、戸崎支館の解体費用は地元が負担することになるのか」との質疑に対し、執行部より「所有権は地元に移るため、解体費用は地元負担となる」との答弁がありました。

さらに、委員から「戸崎支館は築何年か」との質疑に対し、執行部より「現在24年目である」との答弁がありました。

次に、**議案第39号**については、執行部より「本案は、令和7年度菊池市総合体育館屋根外壁改修工事について、現場に入った際に当初設計以上のクラックが見つかり補修部分が増えたため、319万7,456円の増額の変更契約を締結するものである」との説明があり、特に

質疑はありませんでした。

議員間討議では、**議案第 11 号**について「今回の条例の一部改正で、菊池市教育振興小川奨学金の給付対象となる学校種別に、外国の大学が追加されることは良いことであるが、高専（高等専門学校）の生徒が専攻科に進んだり大学に編入したりしても現在この奨学金の給付対象外であることには不平等を感じる。高専生が不平等にならないように今後、給付型奨学金等検討委員会で検討していただきたい」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 4 号**、**議案第 11 号**から**議案第 14 号**まで、**議案第 32 号**から**議案第 37 号**まで及び**議案第 39 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 8 年 3 月 19 日

総務文教常任委員会 委員長 緒方 哲郎

福祉厚生常任委員会 委員長報告

今定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案 8 件です。
2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 5 号**については、執行部より「本案は、コンビニの自動交付機による各種証明書発行手数料を令和 8 年度に限り 1 通につき 10 円とするため、条例改正を行うものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「市民の方への周知徹底が重要だと思うが、どのように周知をするのか」との質疑に対し、執行部より「議会終了後にチラシ、広報紙、防災行政ナビ、ホームページ等で周知を行う予定である」との答弁がありました。

また、委員より「今回の手数料改定は、コンビニの自動交付機の金額変更だけで対応できるのか」との質疑に対し、執行部より「現在、自動交付機はコンビニにしか置いていないため、コンビニだけで対応可能である」との答弁がありました。

次に、**議案第 6 号**については、執行部より「本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業、通称『こども誰でも通園制度』の運営基準を定める条例を制定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「こども誰でも通園制度の対象となる子どもの保護者には、事前にこの内容を通知するのか」との質疑に対し、執行部より「個別通知は行わないが、市ホームページ掲載のほか、健診等の機会や未就園児が集う場での説明、チラシ配布等により周知に努める」との答弁がありました。

また、委員より「利用定員をどの程度想定しているのか」との質疑に対し、執行部より「現時点で正式決定ではないが、1 時間当たり 2 人から 3 人程度を考えている」との答弁がありました。

また、委員より「正当な理由がなければ利用の申込みを断ってはならないとあるが、正当な理由としてどのようなケースが想定されるか」との質疑に対し、執行部より「感染症の場合などを想定している」との答弁がありました。

また、委員より「園行事等の事情がある場合など、受入れの可否はどのように考えるのか」との質疑に対し、執行部より「実施方法には、専用の部屋と専属の職員を配置して受け入れる方法と、定員に余裕がある場合に受け入れる方法があり、その方法により受入れの可否の条件が異なる」との答弁がありました。

次に、**議案第 7 号**については、執行部より「本案は、こども誰でも通園制度を実施するに当たり、その利用料等を定めるため、条例改正を行うものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「利用料の徴収はいつ、どのタイミングで、どのような方法でされるのか」との質疑に対し、執行部より「利用された時に、利用施設において支払っていただく方法を想定している」との答弁がありました。

次に、**議案第 8 号**については、執行部より「本案は、内閣府令である乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、文言の整理及び利用定員に関して、条例改正を行うものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第9号**については、執行部より「本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金分を追加するに当たり、条例改正を行うものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「1,400円の均等割と、100円の均等割の2種類があるが、その内容の違いは」との質疑に対し、執行部より「1,400円の均等割は、全ての被保険者に課されるべきものであるが、子ども・子育て支援金制度は少子化対策のための制度であるため、被保険者のうち18歳までの子どもの均等割は10割軽減となる。軽減された分を子ども以外の被保険者で負担する考え方に基づき、18歳以上被保険者1人につき100円の均等割を1,400円の均等割に加算するものである」との答弁がありました。

次に、**議案第15号**から**議案第17号**までについては、執行部より「本案は、菊池市例規の見直しに伴い、例規のルールに基づく文言の整理を行うため、関係条例の改正を行うものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「例規の見直しは庁内で定期的に行われるものか」との質疑に対し、執行部より「数年に一度、総務課からの全庁的な通知に基づき見直しを行っている」との答弁がありました。

議員間討議では、はじめに、**議案第5号**について「市民の方に、コンビニの自動交付機での各種証明が10円になることの周知をしっかりと行っていただきたい」との意見がありました。

次に、**議案第6号**について「子ども誰でも通園制度を利用される方への周知徹底をしっかりと考えて対応していただきたい」「事前面談が必要であるため、健診等の機会に早めに周知し、面談だけは済ませておくよう推進していただきたい」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第5号**から**議案第9号**まで及び**議案第15号**から**議案第17号**までについては、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和8年3月19日
福祉厚生常任委員会 委員長 猿渡 美智子

経済建設常任委員会 委員長報告

今定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案3件、その他の議決案件2件の5案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第10号**については、執行部より「本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正及び本市の次期過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、課税免除期間を令和9年3月31日まで1年間延長するため、条例の一部を改正するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「過疎地域持続的発展計画は5か年計画であるが、なぜ1年間だけの延長か」との質疑に対し、執行部より「過疎地域における課税免除に対する国による地方税の減収補填措置が令和9年3月31日までとされており、同日まで1年間延長するものである」との答弁がありました。

次に、**議案第18号**については、執行部より「本案は、菊池市例規の見直しに伴い、農林整備課関係条例を整理するに当たり、県営地域密着型農業基盤整備事業分担金徴収条例及び単県基幹水利施設応急対策事業分担金徴収条例の2件の条例を廃止するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第19号**については、執行部より「本案は、菊池市例規の見直しに伴い、下水道課関係条例を整理するに当たり、菊池市地域生活排水処理施設条例の一部を改正するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第38号**については、執行部より「本案は、菰入新橋旧橋の橋台撤去について、河川管理者である国土交通省の受託工事として基本協定を締結するものである。工事は国が発注し、期間は令和8年度から令和9年度までの2年間で、協定の金額は2億2,700万円である」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第40号**については、執行部より「本案は、開発行為に伴い新設された道路が市へ寄附されたことから、当該道路を市道高畑3号線として認定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「道路の幅員はどの程度か。また、開発に伴い何戸の住宅が建つ予定か」との質疑に対し、執行部より「幅員は5メートルで、戸数は7戸である」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第38号**について「過去に上部工を撤去する際、菊池川に落下させた経緯があるため、事前に菊池川漁業協同組合と十分な協議を行う必要がある」との意見が

ありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 10 号、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 38 号及び議案第 40 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 8 年 3 月 19 日

経済建設常任委員会 委員長 田中 教之

予算決算常任委員会 委員長報告

今定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、**議案第 20 号**から**議案第 31 号**まで及び**議案第 41 号**の 13 議案です。

2月24日、2月26日及び3月16日に予算決算常任委員会を、3月3日から3月6日までに予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

はじめに、**議案第 20 号**については、そのほとんどが事業実績又は見込額の確定による減額補正ですので、そのうち主なものを申し上げます。

まず、歳入の目、雑入の正観寺有料駐車場については、執行部より「27万7,000円の減額は、駐車場料金の収入見込みの変更に伴うものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「正観寺有料駐車場に駐車できる台数とその料金は」との質疑に対し、執行部より「普通車が15台の予算に対し実績は10台となり、料金は1台当たり1月4,000円である。また軽自動車が6台の予算に対し実績は5台となり、料金は1台当たり1月3,500円である」との答弁がありました。

次に、目、企画費のまちなかデザイン会議事業については、執行部より「297万円の減額は、まちなかデザイン会議運営等支援業務委託料の入札残によるものである。なお、本委託は令和7年度・8年度の2か年間の契約を締結しているが、令和7年度において有識者等の日程調整に不測の日数を要したことにより、業務の一部を翌年度に繰り越す必要が生じたため、繰越明許費を設定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「委託料が以前に比べて大幅に増額となった理由は」との質疑に対し、執行部より「令和5年度・6年度は熊本大学の研究の一環として熊本大学に委託したが、より具体的にまちなかの活性化を実現するためには大学の研究の範囲では難しくなったため、令和7年度・8年度は、より専門性の高い総合建設コンサルタントに委託先を変更したためである」との答弁がありました。

さらに、委員から「令和5年度・6年度に熊本大学に支払った委託料はいくらか。また熊本大学は、令和7年度・8年度ではどのような形で関わるのか」との質疑に対し、執行部より「令和5年度が95万円で、令和6年度が85万円である。またその時に携わっていただいた熊本大学の田中准教授をはじめ有識者の方々には引き続き、まちなかデザイン会議のメンバーを務めていただいている」との答弁がありました。

また、委員から「現在の委託先はどこか。また委託先を変更した経緯は」との質疑に対し、執行部より「委託先は入札により総合建設コンサルタントである大日本ダイヤコンサルタント株式会社となっている。また、その業者への委託内容は、まちなかデザイン会議の運營業務及び、まちなかウォークアブルシティ基本計画の策定支援業務、さらにそれらの事業の財源

となる国の交付金の申請支援業務となっており、熊本大学の研究範囲では難しくなったことから、専門業者に委託先を変更したものである」との答弁がありました。

また、委員から「熊本大学に2年間、委託した効果は何か」との質疑に対し、執行部より「まちなかデザイン『グランドデザイン』と、まちなかウォークアブルシティ基本構想を策定し公表できたことである」との答弁がありました。

次に、目、地域振興費の地域おこし協力隊費については、執行部より「412万4,000円の減額は、地域おこし協力隊1人が任期の途中で退職したことによるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「特別交付税措置の対象となる地域おこし協力隊1人が、任期の途中で退職したことにより国から何らかのペナルティーはないのか」との質疑に対し、執行部より「特にペナルティーはない」との答弁がありました。

次に、目、移住定住推進事業については、執行部より「2,002万3,000円の減額は、主に移住定住の支援制度の申請見込みによるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「移住定住の支援制度の申請が計画より少なかったことについて、担当課の見解は」との質疑に対し、執行部より「特に新たに創設した子育て世帯を対象とした2つの補助事業については、過去3年間の未就学児を伴った新築購入件数の平均から予算を計上したが、計画に対し実績が少なくなってしまうため、今後はもっと精査したい」との答弁がありました。

次に、目、学校管理費の小学校営繕工事については、執行部より「1億4,700万7,000円の増額は、主に小学校6校の体育館の照明のLED改修工事費とその監理業務委託料及び小学校5校の校舎の照明のLED改修工事費である」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「学校の照明のLED化は、これで終わるのか」との質疑に対し、執行部より「小中学校の体育館の照明のLED化は全て終わることになる。残る校舎の照明のLED化についても今後、計画的に進めていきたい」との答弁がありました。

次に、目、公民館費の自治公民館費については、執行部より「213万円の減額は、主に2つの行政区が自治公民館整備事業を延期するため、補助金申請を取り下げたためである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「2つの行政区が自治公民館整備補助金を取り下げた理由は」との質疑に対し、執行部より「1件は、当初計画以降に雨漏りが悪化し大幅な改修が必要となったためであり、もう1件は、当初計画は屋根外装塗装のみであったが、区民から内装の改修も必要との意見が出るも結論までに至らず、一旦取り下げたためである」との答弁がありました。

次に、目、図書館費の図書館費については、執行部より「光熱水費25万1,000円の増額は、猛暑や寒波の影響により、泗水図書館の空調設備の電気代が高騰したものである」との

説明があり、質疑を行いました。

委員から「泗水図書館のみ、これほどに電気代が跳ね上がったのか」との質疑に対し、執行部より「令和8年度に改修を予定している泗水図書館の空調設備は、現在、老朽化により著しく不調な状態で、中央図書館などの新しい空調設備に比較すると、大幅に上回る費用がかかったと分析している」との答弁がありました。

次に、歳入の目、民生費国庫負担金の障がい児通所給付費等支援事業負担金については、執行部より「495万1,000円の増額は、障がい児通所サービス利用者の増加等に伴う実績見込みによるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「子ども全体の人数が減っている中で、利用者が増えている要因は何か」との質疑に対し、執行部より「児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援のいずれのサービスも、利用人数が年々増加している。要因としては、健診等の充実が早期発見につながっていることや、保護者の意識が高まってきていることが考えられる」との答弁がありました。

次に、目、環境衛生総務費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より「3,033万2,000円の増額は、家庭生活における電気料金などの軽減を図るため、省エネ性能の高い家電製品購入者への補助金に要する経費である」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「対象となる家電4品目の選定理由及び選定基準の考え方はどのようなものか」との質疑に対し、執行部より「民間団体の調査結果等を踏まえ、エアコン、冷蔵庫、照明器具及びテレビといった消費電力が高い家電を選定した。他自治体の事例を見てもおよそ同様の品目を選定されている。また、省エネ法に基づく省エネ基準達成率100%以上の製品を対象とする」との答弁がありました。

次に、目、予防費の予防接種事業については、執行部より「216万1,000円の減額は、新型コロナ予防接種による健康被害給付金の実績見込みによるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「健康被害給付金が減額補正となった具体的な内容はどのようなものか」との質疑に対し、執行部より「国から認定を受けた1の方が治療を受け、当初はその治療見込額で予算を組んでいたが、結果として見込みより少ない治療費で終了したため、減額するものである」との答弁がありました。

次に、目、農業委員会費の農業委員会一般事務事業については、執行部より「報酬の103万3,000円の減額は、農業委員の欠員があったことに加え、農地利用最適化交付金の交付決定に伴うものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「農地利用最適化交付金が減額となった主な理由は何か」との質疑に対し、執行部より「国が交付配分を全国的に見直したことや、活動日数等の実績を重視した配分になったことが要因である」との答弁がありました。

次に、目、畜産業費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より「7,347万9,000円の増額は、輸入飼料価格の高騰等により厳しい状況にある畜産経営の一助となるよう、畜産農家に対して令和7年中の飼料費に応じて支援するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「補助の上限額を27万円とした理由は何か」との質疑に対し、執行部より「交付金の総額が決まっていることから、過去の実績等を考慮し27万円を上限額とした」との答弁がありました。

さらに、委員から「ほとんどの農家が上限額の27万円の補助となり、規模によって支援の割合に差が生じ不公平ではないか」との質疑に対し、執行部より「9割以上の農家が上限額に達し、大規模農家への補助の割合が小さくなることは認識しているが、交付金の総額が決まっているためこのような判断をした」との答弁がありました。

次に、目、農地費の農地耕作条件改善事業については、執行部より「300万円の増額は、農地進入路の拡幅工事等を実施するためである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「事業の対象者はどのような方を想定しているか」との質疑に対し、執行部より「酪農家が主な対象者である。県と協力して8か所の設計ができており、工事時期を関係者と調整し順次発注していく」との答弁がありました。

次に、目、観光費の観光施設整備事業については、執行部より「工事請負費の1,544万4,000円の減額は、菊池溪谷4号トイレの工事内容を全面的な建替工事から一部改修工事に変更したためである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「工事内容を変更した理由は何か」との質疑に対し、執行部より「重機の搬入等に制約があったことから、関係機関と協議を行い、浄化槽の規模を縮小するなど現地の環境に合った工事内容に変更した」との答弁がありました。

次に、目、都市計画総務費の戸建住宅耐震事業については、執行部より「負担金補助及び交付金の355万6,000円の減額は、申請実績により減額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「当初予算の約半分を減額するものだが、補助の上限額や事業の実績はどのようなになっているか」との質疑に対し、執行部より「本事業は既存住宅の耐震診断や改修に対する補助であり、補助上限額は耐震診断が13万5,000円、改修が157万5,000円である。今年度の実績は耐震診断が3件、改修が4件であった」との答弁がありました。

次に、目、都市計画総務費の民間宅地開発支援事業については、執行部より「集合住宅用合併浄化槽設置補助金697万8,000円の減額は、本年度の申請がなかったためである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「旭志地域で市外事業者によるマンション等の建設も行われている中、事業の周

知はどのように行っていたのか」との質疑に対し、執行部より「これまでは広報紙、ホームページ、地元開発業者との懇談会及び窓口での相談対応等を中心に周知を行ってきた」との答弁がありました。

次に、**議案第 21 号**の歳入の目、財政調整基金繰入金については、執行部より「1,805 万 5,000 円の国保財政調整基金繰入金の減額は、県への納付金が約 1 億 2,000 万円減少したことを主な要因として、歳出全体が約 9,000 万円減少し、令和 7 年度の収支見込みによる赤字額が約 800 万円となったことによるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「県への納付金が減少した主な要因は何か」との質疑に対し、執行部より「社会保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などに伴い、国保の被保険者数が県内において減少しており、被保険者総数の減少に伴う医療費の予想以上の減少が大きな要因であると思われる」との答弁がありました。

さらに、委員から「税率改正の際に見込んでいた約 1 億 9,000 万円の赤字に対する法定外繰入はどうなるのか」との質疑に対し、執行部より「県への納付金が減少したことを主な要因として、赤字額が約 800 万円と見込まれるため、令和 7 年度は一般会計からの法定外繰入は行わず、前年度の繰越金及び国保財政調整基金を取り崩して対応する」との答弁がありました。

次に、**議案第 22 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 23 号**の目、介護サービス等諸費の介護サービス等諸費については、執行部より「2 億 9,171 万 1,000 円の減額は、介護サービス給付負担金の事業の給付見込みによる減額である」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「減額の主な理由は何か」との質疑に対し、執行部より「要因の一つとして、介護人材不足により、受入れができていないことなども考えられるが、待機者が極端に増えているわけではないため、施設利用者が想定よりも少なかったと考えられる」との答弁がありました。

次に、**議案第 24 号**の収益的収入の目、雑収益については、執行部より「488 万円の増額は、下水道使用料等の徴収事務負担金の増額によるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「下水道事業会計からの徴収事務負担金が増額となる理由は何か」との質疑に対し、執行部より「当初負担金額を算定する際、隔月検針に伴うポスティング業務委託分が含まれていなかったためである」との答弁がありました。

次に、**議案第 25 号**の債務負担行為補正については、執行部より「農業集落排水処理施設である永住吉地区クリーンセンターを特定環境保全公共下水道へ移行するため、限度額を同額増減するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「特定環境保全公共下水道が農業集落排水よりも全体の維持管理費等の限度額が大きい理由は何か」との質疑に対し、執行部より「処理場の規模が特定環境保全公共下水道の方が大きいためである」との答弁がありました。

次に、**議案第 26 号**中、その主なものを申し上げます。

まず、歳入の目、地方交付税については、委員から「本市の人口増は外国人の増加分と考えられるが、年々増加している外国人は地方交付税にどのように算定されるのか」との質疑に対し、執行部より「地方交付税の算定には毎年の人口ではなく、国勢調査の結果が基礎数値として使われる」との答弁がありました。

次に、歳出予算全般については、委員から「複数の部署で新たに食糧費を計上した経緯と理由は。また食糧費として計上することに問題はないのか」との質疑に対し、執行部より「合併前は、会議後の意見交換会に負担金として支出していた経緯があるが、平成 7 年頃に全国で官公庁間の接待、いわゆる官官接待が問題になっており、国から特に食糧費は適正に執行されているかを点検し、必要な改善策を講じるようにとの通知があった。その頃から意見交換会に係る負担金、食糧費の予算化は行っていない。なお、その国の通知には、食糧費を支出すること自体を禁じるものではなかった。近年の物価上昇や意見交換会への出席回数の増加による職員の負担増、さらに近隣市町の予算化状況を踏まえ、本市においても食糧費の支出対象、人数や公費負担の上限、個人負担額、さらに支出の際は改めて支出の可否を判断すること等を定めた食糧費予算執行基準を設けた上で、予算化している」との答弁がありました。

次に、目、企画費の国内交流推進事業については、委員から「毎年実施していた国内交流推進事業について、隔年の実施に変更した理由は」との質疑に対し、執行部より「本市も含めいずれの自治体も参加者を募集しても想定より応募がなかったため、双方で協議した結果である」との答弁がありました。

さらに、委員から「先方から参加者が集まらないという時点で、交流するメリットが見出せていないのではないか」との質疑に対し、執行部より「人的交流は、しばらく隔年で調整することにはなるが、物産交流等を強化することで活性化したいと考えている」との答弁がありました。

また、委員から「龍郷町への訪問団派遣をやめる理由は」との質疑に対し、執行部より「先方からの人的交流のみの交流に意義を感じていないので、今後は文化交流や物産交流を強化したいという方針を汲み取り、しばらくは人的交流を控えることにしたものである」との答弁がありました。

次に、目、国際交流費の国際交流推進事業については、委員から「国際観光マネージャーについて、令和 7 年度より 1 人減った理由は」との質疑に対し、執行部より「令和 7 年度は

韓国語を話せる方1人と台湾語を話せる方1人の雇用を予定していたが、台湾語を話せる方がビザの関係で雇用できなくなったため、令和8年度は1人減とするものである。よって、別の形で台湾語を翻訳できる方に協力してもらえるように進めていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、目、地域振興費の地域づくり総合事業については、委員から「市民提案型協働事業補助金について、どのような事業か」との質疑に対し、執行部より「市民から地域活性化につながるような提案を受け、市にとって有益であることを認めた場合に補助金を交付するものである。令和7年度では菊池市ふるさと創生市民広場で行われたジャズコンサートや中高生向けの人材育成塾を市との協働により実施した」との答弁がありました。

次に、同日、菊池遺産制定事業については、委員から「菊池遺産は随分と長く取り組んでいる事業であるが、市民にPRできる物を何か作っているのか。また市では遺産の改修の状況などを把握しているのか」との質疑に対し、執行部より「市民にPRするためのチラシは、ここ数年新たに作成しておらず、市のホームページでの掲載にとどまっている。また菊池遺産の改修については、区長に対し必要がある場合は市の補助金を活用するようお願いしており、市では直接確認してはいない」との答弁がありました。

次に、同日、ふるさと納税促進事業については、委員から「企業版ふるさと納税の寄附額の推移は」との質疑に対し、執行部より「令和3年度が3件の700万円、令和4年度が9件の3,947万5,000円、令和5年度が15件の1,677万5,000円、令和6年度が23件の2,565万円、令和7年度が2月末現在で18件の1,195万円である」との答弁がありました。

次に、目、一般管理費の区長会経費については、委員から「区長文書配布委託料について、令和8年度から各支所でも職員が区長文書を配布するとのことだが、もう少し詳しく説明してほしい」との質疑に対し、執行部より「現在、本庁でのみ6班体制のうちの1班を職員が配布しているが、令和8年度からそれに加えて七城支所と旭志支所では2班体制のうちの1班を職員が配布し、泗水支所では3班体制のうちの1班を職員が配布する予定である。なお、本庁にいる新規採用職員が支所に行く形で対応したい」との答弁がありました。

次に、給与費明細書の一般会計の人件費については、委員から「常勤職員の令和8年度の職員数について、公務員の採用がなかなか厳しいとの話を聞くが、令和8年度の職員数は、新規採用職員の募集数に達したときの人数か。また現在、新規採用職員の募集予定人数に達しているのか」との質疑に対し、執行部より「本市を含め全国的に職員への応募の状況があまり良くないため、令和7年度は受験しやすい環境に整えたが、結果として募集した23人を充足できていない」との答弁がありました。

さらに、委員から「令和8年度の新規採用職員は何人か。またそのうち新卒は何人か」との質疑に対し、執行部より「令和8年度の新規採用職員の予定者数は21人で、そのうち新

卒者は16人である」との答弁がありました。

次に、目、安全対策費の防犯対策事業については、委員から「防犯灯LED化補助金について、令和8年度末時点での防犯灯のLED化達成率は」との質疑に対し、執行部より「78.8%の見込みである」との答弁がありました。

次に、目、防災管理費の防災管理費については、委員から「県防災消防ヘリコプター運航負担金について、防災ヘリコプターの本市への出動回数は」との質疑に対し、執行部より「令和7年は3回である」との答弁がありました。

次に、目、利子の公債費利子については、委員から「令和6年度をピークに地方債償還額は減っていくとのことだが、利子が前年度に比べて3,200万円以上も増となった理由は」との質疑に対し、執行部より「借入額は減少し、残高も減っているが、現在、市場の利率が上がっているためであり、予算書の第4表、地方債に記載のとおり借入利率の3%を5%に見直している」との答弁がありました。

次に、予算に関する説明資料の目的別性質別歳出予算分析表については、委員から「物件費の委託料が増えた理由は」との質疑に対し、執行部より「賃金や物価上昇の影響のほか、令和8年度は、ふるさと納税推進に係る委託料や航空写真の撮影委託料、陣内の一般廃棄物の運搬処分委託料、わいふ一番館改修設計委託料などの高額な委託料が増えたためである」との答弁がありました。

次に、目、企画費の菊池前進塾事業については、委員から「前回の本分科会で、前進塾へのオンライン導入の提案があったが、どうなったのか。また大学生講師の状況はどうなっているか」との質疑に対し、執行部より「前進塾は市内3高校全てに対し募集をかけており、正式に申請があったのは菊池高校が72人、菊池農業高校が8人、菊池女子高校が0人となっている。菊池女子高校は参加しやすいように拓志館に加えて、スクールバスの空き時間に参加できるようにキクロスも使えるようにしている。また先日、英検対策をオンラインで行った際は、3高校全校から参加があったので、今後もオンラインを使った対策を図っていきたい。大学生講師については、現在2人分の予算を計上しており、塾生の出席者数が少ない日は、2人体制を1人に減らして費用を抑えるように高校魅力化ディレクターが大学生講師の出勤日を調整している」との答弁がありました。

次に、目、事務局費の公立学校施設整備費については、委員から「七城小・七城中学校基本構想・基本計画業務委託について、七城小学校の横の50メートルプールは今後どうなるのか」との質疑に対し、執行部より「今回の調査は建物のみを対象としており、プールの長寿命化計画に沿って、必要な時期に改修等をしていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、同日、事務局費のスクールバス等運行事業については、委員から「スクールバス運行委託料について、年々と上がっており3年間で1,200万円ほどの増となっているので、バスの使用料の値上げや規模を縮小する考えはないか」との質疑に対し、執行部より「国の単価の増額に合わせて、委託料も年々と増加している状況ではあるが、現在も保護者に一部を負担していただいているため、使用料をどうするかは今後検討したい。また菊池北中校区におけるスクールバスの運行導入は、小学校統廃合の際に地域と約束した経緯があるため、スクールバスを縮小することは考えていない」との答弁がありました。

次に、目、教育振興費の教育支援センター事業については、委員から「教育支援センター指導員になるための条件は何か」との質疑に対し、執行部より「教員免許を持っていること、心理または福祉に関する資格を持っていること、2年以上の学校での勤務経験があること、この3つの条件のいずれかに該当することとしている」との答弁がありました。

次に、目、学校給食費の学校給食費支援事業については、委員から「学校給食食材費補助金について、各小学校で給食費の金額が異なると思うが、市からの補助金の額も学校によって異なることになるのか」との質疑に対し、執行部より「令和8年度から小学校の給食費の金額は統一されると聞いている」との答弁がありました。

次に、目、文化振興費の文化振興事業については、委員から「まちなかデジタル博物館整備委託料について、誰をターゲットにしているのか。また、まちなかデジタル博物館を導入するに当たり、まちなかデザイン会議とは協議したのか」との質疑に対し、執行部より「ターゲットは、地元市民と観光客である。また、まちなかデザイン会議には協議の上、承知いただいている」との答弁がありました。

また、委員から「菊池十八外城について、現地を見ると場所によっては非常に管理不十分な状況もあり、個人の土地が何箇所もあるが、十八外城を整備する予算は計上しているのか」との質疑に対し、執行部より「計上していない」との答弁がありました。

次に、目、文化施設費の市民会館費については、委員から「文化会館の土地賃借料について、今後、使わない施設の土地賃借料を12年間も払う必要はないと思うので、無理を承知で、地権者と交渉してもらいたいと思うが市の考えは」との質疑に対し、執行部より「土地の賃借料に関しては、今後、庁内プロジェクトチームを発足し、そこで有効な形を算段の上、地権者の2人と交渉していきたい」との答弁がありました。

また、委員から「市民会館あり方検討委員会が発足してから随分と時が経つが、ここでは、どのような意見が出て、どのようなことが決められているのかがあまり知らされていないので教えてほしい」との質疑に対し、執行部より「この委員会は令和2年度に諮問機関として設置された。その後、市は類似する文化会館と泗水ホールを統合する方針を定め、令和5年の委員会で統合の方針を承認いただいた。ただし、具体的な統合の方法は決まっていなかつ

た。その後、文化会館に多額の改修費用が必要になった場合、暫定的に泗水ホール1館で運用する旨を決定し、議会にも報告した。さらにその後も委員会からは文化振興に関してソフト面をもっと検討してほしいという意見があり、利用団体からの意見を受け付けている。こうした経緯を踏まえ、令和8年度までで文化会館を閉館し、令和9年度から当面は泗水ホール1館で運用することを決定し、昨年12月に議会に説明した。加えて、先月にはその旨を市民に説明した。市民の早急に進めよという意見は重々承知しているので、令和8年度に早急に庁内プロジェクトチームを発足し、まずは課題を整理し、先進地を視察しながら、施設の機能、規模、複合施設の要否などを検討し、叩き台を作りたい」との答弁がありました。

さらに、委員から「市民会館あり方検討委員会が発足してから5年も経つが、その間に先進地を視察しておくべきだったし、市民の税金を有効活用すると考えれば、もっと早く進めていく必要がある。令和8年度に庁内プロジェクトチームを発足したら市民会館の方向性の決定は加速するのか」との質疑に対し、執行部より「なるべく早い段階で基本構想の叩き台を作っていきたい」との答弁がありました。

次に、目、公民館費の公民館費については、委員から「パソコン講座講師派遣業務委託料について、講座の回数とその内容は」との質疑に対し、執行部より「4つの公民館で合わせて48回を予定しており、内容については、LINEやスマホの活用と、インスタと生成AIの入門編などを予定している」との答弁がありました。

次に、目、図書館費の図書館費については、委員から「泗水図書館大規模改修工事について、実施設計と監理業務を合わせて約1,500万円の委託料が計上されているが、その内容は」との質疑に対し、執行部より「実施設計については、建築工事、電気設備及び機械設備の3つに分けて設計され、まず、建築工事については、屋根ウレタン塗膜防水板金塗装とトップライトシーリングの防水改修工事、外部改修工事の外壁タイル不良部改修、建具改修工事の片開き網戸改修、内装改修工事のトイレ解体撤去、床モルタル塗り、ブラインド交換が行われる。次に、電気設備については、受変電設備と電灯設備の照明器具改修、LED化と、放送設備、火災報知設備の全面改修が行われる。最後に、機械設備については、トイレ洋式化や男子トイレおむつ交換台新規設置、エアコンの全面改修と、屋内外給排水設備のリニューアルが行われ、これらの詳細の設計業務と工事の監理業務を委託するものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「先述の委託料が非常に高いと感じるが、何社から見積りを取ったのか」との質疑に対し、執行部より「都市整備課の建築士に委託料の積算を依頼したので、見積り等は取っていない」との答弁がありました。

次に、目、保健体育総務費の保健体育総務費については、委員から「熊本県民体育祭に係る市町村負担金について、県民体育祭は、競技によってはやめるような話も出ているが、今どういった動きなのか」との質疑に対し、執行部より「これまで県民体育祭の会場は輪番制であったが、令和8年度から輪番制を廃止し、熊本市近郊を中心に開催することで進められ

ており、それらに伴う県等への負担金である」との答弁がありました。

次に、歳入の目、総務手数料の戸籍住民基本台帳手数料については、委員から「コンビニ交付を10円とすることに伴う手数料収入の減額分について、財源補填はどのようになるか」との質疑に対し、執行部より、「物価高騰対応重点支援地方創生交付金231万円により補填されるものであるが、コンビニ交付手数料を10円とすることに伴う減額分と、併せてマイナンバーカードの利活用による証明書発行数の減少分も含めて、手数料収入としては約350万円の減額を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、目、塵芥処理費の菊池広域連合負担金については、委員から「負担金が前年度より約2,800万円増額となったのはごみの量が増えたことが要因か」との質疑に対し、執行部より「負担金は、主に前々年度の各市町のごみの量をもとに算出されるものであり、本市のごみの量は令和3年度の全域加入以降年々減少傾向にある。今回の増額の主な要因は、広域連合が所管するクリーンの森合志が整備される以前に大津町にあった東部清掃工場の解体に伴う基金繰入金及び連合債の歳入が減少したことによるものである」との答弁がありました。

次に、目、環境対策費の地下水対策事業については、委員から「七城地域の調査対象の井戸の深さがそれぞれ異なる理由は」との質疑に対し、執行部より「調査対象を市が指定するのではなく、協力いただける個人宅や公民館の既存の井戸を利用しているため、深さがそれぞれ異なるものである」との答弁がありました。

また、委員から「これまでの調査の経過は」との質疑に対し、執行部より「これまでに基準超過が見られた12行政区のうち、現在も基準超過が見られるのは4行政区である。今後も継続的なモニタリング調査を実施し、年1回程度開催する地下水対策協議会において経過報告と対策の審議を行いながら、基準超過の改善・解消に向けて取り組んでいく」との答弁がありました。

さらに、委員から「全戸調査の結果はどうであったか」との質疑に対し、執行部より「令和6年度に実施した12行政区を対象とした全戸調査では、332か所中48か所で基準超過が確認されており、基準超過が確認された世帯等に対しては浄水器設置補助事業を説明し、申請件数は増加している」との答弁がありました。

さらに、委員から「10年間にわたる熊本大学との共同研究の成果を受けて、さらに令和8年度から令和10年度まで継続する必要性は」との質疑に対し、執行部より「農政課と連携した畜産関係の処理施設整備等の取組や、毎月3回実施している野積堆肥巡回パトロールによる指導が成果につながったことにより、南部地域の4行政区では現在基準超過が見られなくなった。また令和6年度には地下水中の硝酸性窒素削減に関する本市実施計画を策定したことも成果の一つであり、今後は同計画に基づく対策を確実に履行していくに当たり、経時変化状況を確認するためにも必要と考えている」との答弁がありました。

次に、目、清掃総務費の一般廃棄物処分場監視経費については、委員から「陣内一般廃棄

物処分場の埋立物及び浸出水の処理に係る費用が全額一般財源となっているが、公共施設等総合管理基金からの充当はできなかったのか」との質疑に対し、執行部より「公共施設等総合管理基金条例の目的は、『公共施設等の計画的な維持補修、改修及び更新を推進するための財源に充てること』であり、建物を対象としている。今回の事業内容は、建物内の埋立物及び浸出水の処理であるため基金の目的にそぐわないこと、また基金の管理規程第3条に定める『市長が特に整備を要すると認める公共施設の整備』にも該当しないと考えており、基金所管の施設マネジメント課及び財政課と協議済みである」との答弁がありました。

次に、目、障がい者福祉費の地域生活支援事業については、委員から「令和7年度予算に計上されていた人工内耳用音声信号処理装置給付事業補助金 200 万円が計上されていない理由と、これまでの利用実績はどうであったか」との質疑に対し、執行部より「令和6年度・令和7年度ともに給付実績はなかった。令和6年6月に人工内耳の医療保険の対象範囲が拡大され、機器の交換がほぼ保険適用となったことから、市独自の給付が現時点では見込まれないため予算計上を見送ったものであるが、給付要綱は存続させており対象者が生じた場合には補正予算で対応する」との答弁がありました。

次に、目、生活保護総務費については、委員から「生活保護受給者の推移はどのようになっているか」との質疑に対し、執行部より「令和5年度が339世帯の417人、令和6年度が345世帯の412人、令和7年度が12月時点で328世帯の383人となっている」との答弁がありました。

また、委員から「収入申告を怠ったことによる返還金の調査機関と、その後の指導はどのように行っているか」との質疑に対し、執行部より「特別な調査機関は設けておらず、ケースワーカーが担当世帯を調査し、返還金の支払までの段取りを行っている。既に保護世帯ではなくなった方については担当者が訪問等により返還金を徴収しているが、生活困窮状態にある場合は状況に応じて執行停止などの判断を行っている」との答弁がありました。

次に、目、児童福祉施設費の私立保育園経費については、委員から「こども誰でも通園制度を実施する私立保育園等を選定するに当たっての条件とは」との質疑に対し、執行部より「実施可能な施設については保育所・認定こども園・幼稚園のほか、障がい児福祉系の事業所等も対象となるが、市の条例で定める面積・設備・職員体制等の基準を満たした場合に市が認可することとなる」との答弁がありました。

次に、同目、病児・病後児保育事業については、委員から「病児・病後児保育の申込者数と受入実績はどのようになっているか」との質疑に対し、執行部より「令和6年度は553人が申し込み、うち460人が利用し、93人が断られた状況である。受入率はこれまで70%から80%程度で推移してきた。なお令和7年度からはホームページからの予約システムを導入したため、満員を確認した時点で予約されないケースが生じている可能性があり、お断りした件数として今後は把握できない状況となっている」との答弁がありました。

次に、同日、保育所管理経費については、委員から「花房保育園に看護師1人分の人件費が計上されているのは、医療的ケアが必要な子どもが在園しているからか」との質疑に対し、執行部より「現在医療的ケアが必要な子どもは在園していないため、当該看護師は保育補助と衛生安全管理業務を担っており、医療的ケア児の入園希望があった場合にすぐ対応できるよう常駐させているものである」との答弁がありました。

また、委員から「障害児受入促進事業補助金を活用した、菊之池保育園手洗い場改修工事は、すでに障がいのある子どもが在園しているからか、またどのような改修を行うのか」との質疑に対し、執行部より「菊之池保育園には現在、障がいのある子どもが2人在籍しており、改修内容はコンクリート製の水道台を、丸みを帯びた自動洗浄式の安全な水道台に取り替えるもので、障がいのある子どもも使いやすい設備とするものである」との答弁がありました。

次に、目、高齢者福祉費の介護人材確保・定着促進事業については、委員から「介護人材育成支援事業補助金の今後の見通しをどう考えているか」との質疑に対し、執行部より「山鹿市・玉名市の先進事例では、研修・資格取得補助について毎年一定の需要があるとのことであり、本市でもこの補助により菊池市の介護事業所が就業先として選ばれるようになることを期待している。当初予算では各研修・資格10人ずつを予定しているが、事業所のニーズや効果を見ながら人数や対象資格の見直しも検討していく」との答弁がありました。

さらに、委員から「介護人材育成支援事業補助金は継続事業として考えてよいか」との質疑に対し、執行部より「当面3年間の補助要綱を制定する予定であり、見直しをしながら継続して実施していく考えである」との答弁がありました。

次に、目、母子衛生費の母子保健事業については、委員から「産後ケア事業の利用者負担はどのようになっているか」との質疑に対し、執行部より「産後ケア事業には4つの型があり、型によって自己負担の有無が異なる。自己負担がある型であっても、課税世帯・非課税世帯・生活保護世帯で、利用者負担額が異なる。また、こども健診センターで実施していた集団型の産後ケアについては、令和7年度までは自己負担なしで行っていたが、令和8年度からは温泉施設での集団実施に変更するため、一部負担をいただく予定である」との答弁がありました。

次に、目、農業委員会費の農業委員会一般事務事業については、委員から「農地利用最適化交付金の減少により農業委員の報酬の上乗せ分が年々減額となっているが、活動日数が増加している実態を踏まえ、一般財源で補填すべきではないか。また、近隣自治体の状況はどうか」との質疑に対し、執行部より「報酬の上乗せ分は、条例に基づき、予算の範囲内で活動日数に応じて配分しており、近隣自治体も同様の取扱いである」との答弁がありました。

次に、目、農業振興施設費の農業施設管理事業については、委員から「旭志ふれあいセン

ターに整備する屋外イベントスペースは、農畜産物のイベントに限定せず、多様な活用をすべきではないか」との質疑に対し、執行部より「用途の制限はないため、様々なイベントに活用できるよう指定管理者に働きかけていく」との答弁がありました。

次に、目、ブランド推進費のブランド推進事業については、委員から「菊池米ブランド推進協議会補助金が、昨年度から増額となっているが、具体的な内容は何か」との質疑に対し、執行部より「菊池米食味コンクールの審査に用いる食味分析計等の購入費と、新規イベントの実施に伴う費用である」との答弁がありました。

さらに、委員から「イベントの実施に当たっては、観光分野等とも連携すべきではないか」との質疑に対し、執行部より「協議会には商工会や旅館組合等も参加しており、関係団体と協力して進めていく」との答弁がありました。

次に、目、林業総務費の鳥獣捕獲事業については、委員から「わな猟の従事者に対しても補助を行うべきではないか」との質疑に対し、執行部より「止め刺し時の危険性等から、わな猟のみの従事者は捕獲協議会に加入できていない状況であるが、引き続き捕獲協議会と協議していく」との答弁がありました。

次に、同目の予防伐採事業については、委員から「通学路をはじめ道路の重要度に応じて、補助上限額を引き上げるなど柔軟な対応をすべきではないか」との質疑に対し、執行部より「要望の状況を見ながら、要綱の見直しを含め検討していく」との答弁がありました。

次に、目、商工業振興費の企業誘致推進事業については、委員から「住宅政策を優先する方針の中で、企業誘致促進補助金を計上した理由は何か」との質疑に対し、執行部より「工業誘導ゾーンの設定等により企業立地を支援しており、要綱に基づき、進出企業や既立地企業の増設部分を対象に、用地取得補助金及び雇用促進補助金を令和7年度に引き続き計上しているものである」との答弁がありました。

次に、同目の未来創造塾事業については、委員から「参加の対象はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部より「令和7年度は試行的に実施しており、市内3高校の1、2年生を対象に熊本大学教授による講義やディスカッション等を通じて人材育成に取り組んでいる」との答弁がありました。

さらに、委員から「対象を中学生にも広げる考えはあるか」との質疑に対し、執行部より「熊本大学に共創学環が新設されたこともあり、現在は高校生を対象としているが、今後検討したい」との答弁がありました。

次に、同目のわいふ一番館整備事業については、委員から「わいふ一番館の整備計画はどのようなになっているのか」との質疑に対し、執行部より「まちなかデザイン会議で検討されたウォークブルシティ構想に基づき、賑わいづくりの拠点として基本設計を進めており、ま

ちなかのグルメ情報や観光情報の発信、小イベントスペースやコミュニケーション機能等を備えた施設を計画している」との答弁がありました。

さらに、委員から「改修費の見込額はいくらか」との質疑に対し、執行部より「国へ計画書を提出した額として1億5,000万円を想定している」との答弁がありました。

また、委員から「運営はどのように行っていくのか」との質疑に対し、執行部より「令和10年度からの運営開始を見込んでおり、現時点では指定管理を想定している」との答弁がありました。

次に、目、観光費のまつり事業については、委員から「菊人形・菊まつり事業について、生産者の高齢化で運搬が大変との声があるが、予算措置はあるのか」との質疑に対し、執行部より「搬入等に係る経費についても、補助金の中で対応している。また、担い手の高齢化に加え、異常気象の影響で菊づくり自体が厳しい状況にあるため、関係者と協議しながら進めたい」との答弁がありました。

次に、目、観光費の観光費については、委員から「モンベルフレンドタウン負担金について、支出することによる市のメリットは何か」との質疑に対し、執行部より「ライフジャケットの寄附に関する話があるほか、ロンロン館等を活用した連携についても協議中である」との答弁がありました。

次に、目、観光費の観光プロモーション事業については、委員から「DMOの事業費について、今後の見込みは」との質疑に対し、執行部より「行政負担金と補助金を合わせ、令和7年度は5,641万円、令和8年度は8,651万円、令和9年度から令和11年度までは各年度8,200万円を見込んでいる」との答弁がありました。

また、委員から「宿泊施設高付加価値化促進事業補助金について、旅館組合から具体的な要望があったのか。また、補助の要件はどのようなものか」との質疑に対し、執行部より「書面での要望書はないが、温泉街リブランディング検討委員会等での意見集約や事業者からの個別相談を受けながら進めている。付加価値向上等につながる大規模改修を対象とし、補助額は予算総額5,000万円の範囲内で、補助率2分の1を想定している」との答弁がありました。

また、委員から「菊池温泉街旅館・ホテルの経営基盤強化支援業務委託料について、委託先はどこか。また、どのような業務を委託するのか」との質疑に対し、執行部より「今年度はJTBに委託しており、大規模改修に向けた改修計画及び事業承継計画書の作成支援など、専門家による経営支援を行っている」との答弁がありました。

次に、同目の観光施設整備事業については、委員から「孔子公園の再整備について、どの部分をどのように整備するのか」との質疑に対し、執行部より「施設の長寿命化を目的とし、ワークショップ等での意見も踏まえ、グラウンド部分に人工芝を整備し、その周辺部は土系舗装によりキッチンカーの乗り入れができるようにする。また、水遊び場は浅い水深となる

ようかさ上げし、水路へ降りられる階段又はスロープ等を設ける。さらに、公民館側との行き来がしやすいよう植栽等を整理し、一体的に利用できるよう整備するものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「ワークショップの参加者はどのように選定したのか」との質疑に対し、執行部より「選定は行っておらず、ホームページでの周知、公共施設等への掲示、無作為に抽出した市民2,000人への案内送付、区回覧等により公募した」との答弁がありました。

次に、目、道路橋りょう総務費の桜の里プロジェクト事業については、委員から「令和7年度の申請状況はどうか」との質疑に対し、執行部より「5行政区から申請があり、合計14本である。内訳は立門区3本、高田区2本、福本一区3本、内島区2本、鳳来区4本である」との答弁がありました。

次に、目、道路橋りょう新設改良費の道路橋りょう新設改良事業については、委員から「亙深川線道路改良工事について、国道325号の下を通る箇所に関し、歩道整備の予定はあるか。また、視認性はどうか」との質疑に対し、執行部より「市道区間に歩道整備の計画はないが、視認性は良くなると見込んでいる」との答弁がありました。

さらに、委員から「児童生徒等の安全確保のため、段差やボラード設置などの対策を講じる考えはあるか」との質疑に対し、執行部より「県と協議し、少しでも安全性が向上するよう取り組みたい」との答弁がありました。

次に、目、河川維持費の国県所轄河川除草作業委託事業については、委員から「七城地域の河川除草作業の委託について、令和8年度は入札を行うのか」との質疑に対し、執行部より「市内の建設業者3社から同一条件で見積りを徴取した結果、令和7年度の契約金額を大きく上回ったため、令和8年度は現状と同様の対応を想定している。また、令和9年度の委託に向け、プロポーザル方式等を検討している」との答弁がありました。

また、委員から「除草作業を地域に依頼する場合と市が実施する場合の違いは何か」との質疑に対し、執行部より「国・県・市の所管ごとに委託し、地元等に作業を依頼しているが、担い手不足により対応が困難な箇所は市で実施している」との答弁がありました。

さらに、委員から「所管の違いにより、国と県で委託金の積算方法が異なるのは適切か。県にも国と同様の積算となるよう求められないか」との質疑に対し、執行部より「国は除草作業、県は美化作業の考え方の違いがあるが、県には増額を要望しており、今後も働きかけたい」との答弁がありました。

次に、目、都市計画総務費の民間宅地開発支援事業については、委員から「集合住宅用合併浄化槽補助金について、不動産関係や宅建業者等の協会に対する周知は行っているか」との質疑に対し、執行部より「県内にある主な2つの協会に対して周知を行っている」との答弁がありました。

次に、目、公園費の公園管理経費については、委員から「七城・菊池・泗水地域の公園管理の経費とのことだが、旭志地域の広場の草刈り等の経費はなぜ含まれないのか」との質疑に対し、執行部より「当該箇所はグラウンド併設の広場であり、現状、除草等の維持管理は社会体育課で予算計上している。公園としての位置付けは協議中であり、来年度中に公園管理へ移行できるか検討したい」との答弁がありました。

次に、**議案第 27 号**の目、財政調整金基金積立金について、委員から「税率改正の際には 1 億 9,000 万円の財源不足を見込んでいたが、結果として 3,000 万円近くの積立てができる状況となった。市の国保被保険者数が減少し続けているという認識もあったことから、財源不足の見込みをより正確に算定することは難しかったのか」との質疑に対し、執行部より「被保険者数の減少により県への納付金が微減となることは予測していたが、ここまでの大幅な減少となることは見込めなかった。県においても同様に、ここまでの県全体の医療費の減少は想定できなかつたと聞いている。さらに、令和 8 年度については、市町村が負担すべき診療報酬改定分を例外的に県が負担することとなったため、本市の納付金が約 4,500 万円の減額となったことも結果に影響している」との答弁がありました。

さらに、委員から「国保の納付金は本市からの報告なしに県が算定して割り振ってくるのか。また、今後の見込みは」との質疑に対し、執行部より「本市からも医療費等の月次報告は行っているが、納付金は県全体の医療費や後期支援分・介護納付金等を含めて県が算定するものであり、本市の医療費だけをもって納付金が決まるわけではない。県は、令和 12 年度に県内保険料水準統一を予定しており、令和 8 年度中に令和 9 年度時点での税率案を示す方針のため、それを基に見直しの検討を行う。今後、このまま納付金の減少が続く場合には、税率改正の際に予定していた 2 段階目の国保税率の調整は緩やかになる可能性がある」との答弁がありました。

次に、**議案第 28 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 29 号**の目、包括的支援事業・任意事業費の任意事業費については、委員から「配食見守りネットワーク事業について、これまで委託していた事業所が廃業したとのことだが、今後どのような形でサービスを継続するのか」との質疑に対し、執行部より「弁当を作る事業所の配達エリア外については、配送業者を活用し、市役所を經由してクール便で届ける方法とする。また、要綱を見直し、ケアプランにサービスが必要と位置づけられた方を対象とし、課税・非課税世帯で利用者負担金を変える予定である」との答弁がありました。

次に、同日、認知症総合支援事業費については、委員から「認知症予防の P F S 事業とはどのような内容か」との質疑に対し、執行部より「自動車学校の高齢者講習受講者にお声がけし、了承を得た方に認知機能チェックを実施した上で、週 1 回・6 か月間の支援を行うものである。内容は脳トレや体操等で、ワンクール 20 人で実施しており、概ね良い成果が出ている」との答弁がありました。

さらに、委員から「今後の課題は」との質疑に対し、執行部より「現在の取組は、早期発見の場が自動車学校に限られているため、より多くの市民に広げる方法を検討していくことである」との答弁がありました。

次に、**議案第 30 号**については、委員から「新規加入金が令和 7 年度見込みより減額となっているが、住宅や企業進出の鈍化を見込んだものなのか」との質疑に対し、執行部より「アパート建設等が鈍化しているため、例年の数字に戻したものである」との答弁がありました。

また、委員から「令和 7 年度と比較し、管路更新率はどの程度上がる見込みなのか」との質疑に対し、執行部より「管路更新率は令和 7 年度と変わらない」との答弁がありました。

また、委員から「七城地域について、硝酸態窒素の問題が続く中、PFOS・PFOA等も懸念されるため、水質に関する注意喚起や啓発等を行う考えはあるか」との質疑に対し、執行部より「現時点は給水区域外であり対応は難しいが、前向きに検討していく必要はある」との答弁がありました。

次に、**議案第 31 号**については、委員から「伊坂地区の下水道整備について、今後、国道 325 号付近などで商業誘致や宅地造成が進んだ場合の下水道の整備区域をどう考えているか」との質疑に対し、執行部より「既存の管路、ポンプ場、管径等の制約から伊坂地区以上の受入れは困難であり、他の地区については浄化槽での対応や別の処理施設への接続等を含め、費用対効果等を踏まえて検討する」との答弁がありました。

さらに、委員から「当該整備に係る管渠の耐用年数及び起債の償還期間は何年か」との質疑に対し、執行部より「耐用年数は約 50 年を見込み、償還期間は 40 年である」との答弁がありました。

次に、**議案第 41 号**の目、観光費の観光施設管理事業については、執行部より「1,280 万 1,000 円の増額は、四季の里旭志の事業提案公募型プロポーザルにおいて、今年 2 月に審査を行ったところ事業者の特定に至らず、4 月以降は施設を休止することから、休止中の維持管理に必要な経費を計上するものである。なお、次の公募に向けて準備を進めている」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「休止中の維持管理に係る委託について、今後の契約手続きはどのように進めるのか」との質疑に対し、執行部より「本補正予算が成立した場合は至急手続きを行い、4 月 1 日の契約となるよう進めたい」との答弁がありました。

さらに、委員から「動物給餌管理業務委託について、相手先の見通しはあるのか」との質疑に対し、執行部より「予算計上に当たり、シルバー人材センターと協議している」との答弁がありました。

また、委員から「動物の受け入れ先の確保について検討しているか。また、道の駅旭志での活用は考えられないか」との質疑に対し、執行部より「関係機関と相談を進めており、譲渡を基本に、道の駅旭志での活用も含め関係部署等と協議し検討する」との答弁がありました。

また、委員から「休園中の見回りの計画はあるのか」との質疑に対し、執行部より「定期的に見回りを行い、犯罪等につながらないように努める」との答弁がありました。

また、委員から「次回の公募に向け、コンセプト等の応募要件など基準を見直す考えはあるか」との質疑に対し、執行部より「コンセプトや価格面について、見直しが必要かどうかも含め検討中である」との答弁がありました。

議員間討議では、はじめに、**議案第 20 号**の物価高騰対応重点支援事業について「畜産の規模は様々であることから、規模に応じた段階的支援の検討や、早期実施と事務負担軽減の観点から定額支給の検討も必要である」との意見がありました。

次に、農地耕作条件改善事業について「大型機械の進入が困難な状況の改善につながる取組として期待しており、進入路拡幅に加え畦畔の整理等も含めた事業の拡充や予算の拡大を今後検討してほしい」との意見がありました。

次に、道路橋りょう維持事業について「工事請負費の減額について、市内道路では白線や横断歩道の消失など安全面の要望が多いことから、可能な限り予算を活用して安全対策を進めてほしい」「減額分は特定の目的を持つ財源に基づくため、別目的での支出は困難である」「使途が制約されるのであれば、事業名や予算の計上方法を分けるなど整理すべきである」との意見がありました。

次に、民間宅地開発支援事業について「集合住宅用合併浄化槽設置補助は全額減額となったため、市内の不動産業者や建築関係業者への周知を強化し、活用につなげてほしい」との意見がありました。

次に、**議案第 26 号**の地下水対策事業について「七城地区における地下水の水質調査を長年継続してきた結果、改善が見られる地域も出てきていることは評価できる。しかしながら、現在も基準を超えている箇所が 48 か所あることから、引き続き関係課と連携しながら、安全な飲料水が確保できるよう、基準値内の近所の水道からの分水や、小規模水道施設整備補助金の活用など、具体的な対策を着実に進めていただきたい」「熊本大学との共同研究も令和 10 年度まで継続されることから、これまでの調査結果の蓄積を活かしながら、どのような改善が図られたかを市民にも分かりやすく示していただきたい」との意見がありました。

次に、中山間地域等直接支払制度事業及び多面的機能支払事業について「高齢化により事業の継続が困難になることを見据え、建設業等との連携を含め作業体制の検討を早期に進めてほしい」との意見がありました。

次に、農業施設管理事業及び物産館施設整備事業について「旭志ふれあいセンターのイベントスペース整備について、農政分野に限らず観光や地域振興を目的とした多様なイベント

を実施できる仕組みづくりを進めてほしい」との意見がありました。

次に、林業振興事業の森林経営管理事業について「里山保全に向け、間伐に限らず主伐も含めた森林整備を検討し、森林環境譲与税の活用による事業拡大につなげてほしい」との意見がありました。

次に、グルメ推進事業について「観光振興課でも類似の事業が想定されることから、事業を一本化するなど整理してほしい」との意見がありました。

次に、わいふ一番館整備事業について「実施設計を進めるに当たり、事業のコンセプトや必要性について、議会へ丁寧に説明してほしい」との意見がありました。

次に、観光費について「観光2次交通整備事業について、実施される実証事業は重要であるが、空港と菊池市を結ぶリムジンバス等も含め、公共交通の利便性向上を関係課と連携して検討してほしい」「モンベルフレンドタウン負担金について、2年間支出しているが市のメリットが感じられないため、廃止を含めて検討すべき」との意見がありました。

次に、観光プロモーション事業について「DMOについて、事業規模が大きいことから、毎年、議会に対して効果を示す必要がある。また、成果が出なかった場合の責任の所在を明確にすべき」との意見がありました。

次に、観光施設整備事業の孔子公園再整備事業について「再整備基本方針に基づく事業であるため、その内容を事前に示すべきだったと考える。今後、方針や計画に基づく事業は、その根拠となる方針や計画を議会に周知した上で予算審議を迎えるようにしてほしい」「審査に必要な説明が上程時点で不足しており、時期尚早ではないか。今年度は改めて検討を行うべき」との意見がありました。

次に、道路橋りょう新設改良事業について「亘深川線道路改良事業について、国道325号の下を通る箇所に関し、子どもや自転車と車の接触が懸念されるため、安全対策を徹底してほしい」との意見がありました。

次に、国県所轄河川除草作業委託事業及び河川維持費について「同じ河川でも所管する区間で事業費の算定に差がある。人口減少で地域負担の河川管理が難しくなる中、執行部だけでなく議会も課題を共有し、国・県への意見書提出も含めて検討したい」との意見がありました。

次に、公園管理経費について「旭志地域の遊具を設置した広場は、現状、社会体育課所管であるが、子育て環境の確保の観点から公園として位置付け、都市整備課所管でこまめな除

草等を含む維持管理をしてほしい」との意見がありました。

次に、**議案第 27 号**の財政調整基金積立金について「今回の税率改正により被保険者の皆さんに少なからず負担をお願いした経緯がある。令和 12 年度の県内保険料水準統一に向けた取組は理解するが、今後、診療報酬改定等により万が一赤字が生じた場合には、これ以上被保険者への負担増を求めることなく、法定外繰入等による対応を検討していただきたい」「納付金の算定は県が行うものではあるが、本市としても医療費の動向や被保険者数の推移などをしっかりと分析・把握した上で、今後の税率改正の協議においては、十分に理解・納得できるよう丁寧な説明をしていただきたい」との意見がありました。

次に、**議案第 30 号**について「水道事業の管路更新率が令和 7 年度から変わらず低い水準であることから、国への要望等も行い計画的な管路更新を含めた管理を進めてほしい。また、広域化についても検討してほしい」「七城北部地域の水質に関する課題について、井戸水利用を継続するか上水道整備を進めるか、住民にも問う必要がある。また、七城地域の上水道整備の試算を行い、水道ビジョンの中に整備計画を盛り込むべきではないか」「動力費について、電気料金の高騰により予算が増加していることから、下水道事業を含め、地域新電力の活用を検討し、電気代の削減に取り組むべき」との意見がありました。

次に、**議案第 31 号**について「伊坂地区で下水道整備を進める一方、半導体推進ビジョンや市のゾーニングでは国道 325 号周辺に対象エリアが広がっている。今後の宅地化や商業施設の増加を見据えると、現在の整備内容では不足が懸念されるため、今後の発展性を踏まえた下水道整備のビジョンを検討してほしい」「下水道の更新の見通しが十分示されていないため、中長期的な更新計画と事業費の見込みを示すべき。また、経費回収率が低いことから、料金改定の必要性も検討すべき」との意見がありました。

次に、**議案第 41 号**について「四季の里旭志の売却が不調となった中で、維持管理上、補正予算の上程はやむを得なかったと考える。今後の売却に向けては、観光振興に限定せず、地域振興や企業誘致も含めて活用目的を広げた公募を検討してほしい」「上程の適法性よりも、上程までのプロセスが重要である。プロポーザルの結果が判明していたにもかかわらず、事前の説明がないまま提案されたのは配慮が十分でなく、議会への説明が丁寧さに欠ける」との意見がありました。

また、経済建設分科会の議員間討議の中で委員から「予算案を適正に審査するためには、前提となる十分な情報が事前に共有されていなければ十分な審査ができない。特に、方針や計画に基づいて実施する事業については、その根拠となる方針や計画について、議会に対して丁寧な説明を行うべきである。よって、さらに充実した定例会での審査となるよう方針や計画に基づいて実施する事業に関し、議会に対する説明の時期や方法を明確化したマニュアルを策定し、適当な時期に月例会等で説明していただきたい」との意見がなされ、総括提

言として執行部に対し通告を行いました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、経済建設分科会からの総括提言に対し、執行部より「提言にあるとおり、予算審査に資する十分な情報共有の重要性は認識している。一定の予算を伴う事業等については、今後、予算決算常任委員長と相談の上、予算決算常任委員会において主要事業の説明と併せて対応したい」という答弁がありました。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行い、2人の委員から質疑がありました。

まず、委員から「令和8年度菊池市国民健康保健事業特別会計予算について、結果的に財政調整基金に積み立てる形となっているが、税率改正の必要性はあったのか。また、改正しなかった場合はどうなっていたのか」との質疑があり、福祉厚生分科会長より「財政調整基金に積み立てる要因は、県への納付金が見込みより減少したことにある。税率改正の必要性に関する直接的な質疑はなかったが、『県への納付金が減少した要因は』『県への納付金減少の見込みをより正確に算定できなかったのか』との質疑が行われており、これは税率を過大に設定したのではないかという趣旨であり、実質的に同趣旨の質疑と捉える。これらに対し、執行部より分科会長報告にあるとおり、県全体の被保険者数の減少とそれに伴う医療費の減少は県においても想定が難しかったこと、また今後、納付金の減少が続く場合には、税率改正時に予定していた2段階目の国保税率の調整が緩やかになる可能性がある旨の答弁があった。なお、税率を改正しなかった場合の試算に関する質疑はなかった」との答弁がありました。

続いて、別の委員から「観光プロモーション事業の宿泊施設高付加価値促進事業補助金について、補助対象は付加価値向上等につながる大規模改修となっているが、新設に関する質疑はあったのか。また、5,000万円の限度に対し、何件程度を想定しているのかとの質疑はあったのか。さらに、申請額が予算額の5,000万円を超えた場合の選定基準及び補助率の対応はどうなるのかとの質疑はあったのか」との質疑があり、経済建設分科会長より「まず、新設に関する質疑はなかった。また、想定件数についての質疑はなかったが、執行部から現在個別に要望の調査をしている段階のため想定件数については未定であるとの説明があった。また、申請額が予算額を越えた場合の選定基準及び補助率に関する直接的な質疑はなかったが、執行部から『複数件の申請があっても予算総額5,000万円の範囲内で補助を行っていく』との説明があった」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第20号**から**議案第25号**まで及び**議案第27号**から**議案第31号**までについては、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 26 号及び議案第 41 号については、討論においていずれも 1 人の委員から反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 8 年 3 月 19 日

予算決算常任委員会 委員長 工藤 圭一郎

付 録

令和8年第1回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(2月17日・3月19日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和7年度菊池市一般会計補正予算 第13号)	原案承認
議案第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和7年度菊池市一般会計補正予算 第14号)	原案承認
議案第3号	菊池市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定 について	原案可決
議案第4号	菊池市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につ いて	原案可決
議案第5号	菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第6号	菊池市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定 める条例の制定について	原案可決
議案第7号	菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利 用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	原案可決
議案第8号	菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第9号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	原案可決
議案第10号	菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第11号	菊池市教育振興小川奨学金条例の一部を改正する条例の 制定について	原案可決
議案第12号	菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第13号	菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	原案可決
議案第14号	菊池市例規の見直しに伴う総務課関係条例の整理に関す る条例の制定について	原案可決
議案第15号	菊池市例規の見直しに伴う保育園関係条例の整理に関す る条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第16号	菊池市例規の見直しに伴う高齢支援課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第17号	菊池市例規の見直しに伴う健康推進課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第18号	菊池市例規の見直しに伴う農林整備課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第19号	菊池市例規の見直しに伴う下水道課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第20号	令和7年度菊池市一般会計補正予算（第15号）	原案可決
議案第21号	令和7年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第22号	令和7年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第23号	令和7年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第24号	令和7年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第25号	令和7年度菊池市下水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第26号	令和8年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第27号	令和8年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第28号	令和8年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第29号	令和8年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第30号	令和8年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第31号	令和8年度菊池市下水道事業会計予算	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第32号	第3次菊池市総合計画（基本構想・後期基本計画）の策定について	原案可決
議案第33号	菊池市過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決
議案第34号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市市民会館）	原案可決
議案第35号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第36号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第37号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第38号	菰入新橋旧橋橋台撤去受託工事の施行に関する基本協定の締結について	原案可決
議案第39号	工事請負契約の変更について	原案可決
議案第40号	市道路線の認定について	原案可決
議案第41号	令和8年度菊池市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第42号	工事請負契約の締結について	原案可決
議員提出議案		
議員提出 議案第1号	菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議員提出 議案第2号	菊池市議会政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議事		
議事第1号	菊池養生園保健組合議会議員の選挙	1人選挙